（仮称）寿都町風力発電事業

環 境 影 響 評 価 方 法 書

平成30年10月

寿　都　町

はじめに

寿都町では、平成30年4月に「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）に則り、「（仮称）寿都町風力発電事業計画段階環境配慮書」の届出手続きを実施したところである。

当該計画段階環境配慮書は、既設の風力発電所のリプレースのほか、風力発電所の新設を視野に入れた、最大49,000kW程度の町営風力発電事業を計画するものである。

このうち、風力発電所の新設事業については「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（Ｉ期）」により、北海道電力殿の配電線系統への連系や建設時期等についての見通しが立つ状況にあり、具体的な事業計画の検討が進んでいる。また、事業採算性の確保については､今後のFIT単価の動向に左右される側面もあることから、まずは、事業計画の熟度が高まった当該新設事業から環境影響評価手続きを進めることとした。

なお､本事業における風車の最大出力は3,980kWであり､規模要件上は環境影響評価法や北海道環境影響評価条例に係わるものではないため、「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック（JWPA環境アセスガイド）」に準じて、自主的な環境影響評価を実施する。

目　次

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ····· 1

第２章　対象事業の目的及び内容 ····· 2
2.1　対象事業の目的 ····· 2
2.2　対象事業の内容 ····· 4
2.2.1　対象事業の名称 ····· 4
2.2.2　対象事業により設置される発電所の原動力の種類 ····· 4
2.2.3　対象事業により設置される発電所の出力 ····· 4
2.2.4　対象事業実施区域 ····· 4
2.2.5　対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要 ····· 5
2.2.6　対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの ····· 9

第３章　対象事業実施位置及びその周囲の概況 ····· 15
3.1　自然的状況 ····· 17
3.1.1　大気環境の状況 ····· 17
3.1.2　水環境の状況 ····· 24
3.1.3　地形及び地質の状況 ····· 32
3.1.4　動植物の生息又は生育、植生の状況 ····· 38
3.1.5　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 ····· 121
3.2　社会的状況 ····· 128
3.2.1　人口及び産業の状況 ····· 130
3.2.2　土地利用の状況 ····· 137
3.2.3　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 ····· 140
3.2.4　交通の状況 ····· 144
3.2.5　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住居の配置の概況 ····· 146
3.2.6　下水道の整備の状況 ····· 149
3.2.7　文化財等の状況 ····· 149
3.2.8　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 · 152

第４章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 195
4.1　環境影響評価の項目 195
4.2　調査、予測及び評価の手法の選定 196
4.2.1　調査、予測及び評価の手法 196
4.2.1.1　騒音 196
4.2.1.2　超低周波音 198
4.2.1.3　動物 199
4.2.1.4　景観 208
4.2.1.5　電波障害 210
4.2.1.6　植物 211
4.2.1.7　人と自然との触れ合いの活動の場 214
第５章　環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 218

第1章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　　：寿都町

代表者の氏名　　：町長　片岡　春雄

主たる事務所の所在地　：北海道寿都郡寿都町渡島町140-1

第 2 章　対象事業の目的及び内容

2.1　対象事業の目的

寿都町（以降、「本町」という）は、北海道南西部、札幌市と函館市のほぼ中間に位置する。日本海（寿都湾）に面し対馬海流（暖流）の影響を受けるため、本町の気候は同緯度他地域と比較して温和であるものの、年間を通じて風の強い日が多く、農林漁業や日常生活を営むには厳しい気象条件となっている。そのため、第1次産業における生産額は年々大幅な減少傾向にあり、また、高齢化の顕著な進行に伴い、担い手の確保が大きな課題となっている。

本町では、厳しい気象条件（強風）を強みにかえるべく、町営風力発電所を活かした環境にやさしいクリーンなまちづくりを展開しており、これまでの取り組みは次のとおりである。

○全国の自治体として初めての風力発電所を運営（平成元年）
○温泉施設への電力供給を目的とした風力発電所の設置（平成11年）
○「寿都町地域新エネルギービジョン」の策定（平成15年）
…「地球にやさしい風の町・寿都町」の実現をめざした、町民の一人ひとりの暮らしや産業と結びついたクリーンエネルギーの活用を図ることを町の施策として位置づける。
○町営風力発電所による本格的な売電事業に着手（平成15年）
…風力発電事業で得られた売電収入を『藻場造成』『森林保全』『植樹活動』といった環境保全活動や、福祉や地域医療の充実化に充当
○「第7次寿都町総合振興計画（計画期間:2010年～2019年)」（平成22年）
…町営風力発電事業の収益を活用し、さまざまな分野での地域活性化を推進することを町の重要な施策として位置づける。
○風力発電施設の増設及び蓄電池の併設（平成23年）
○「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」の策定
…「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25法律第81号、以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）に基づき、「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」を策定し、町内3区域を「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」（以降、「設備整備区域」という）に設定し、風力発電事業の導入・誘致を積極的に進めている。

なお、本町での再生可能エネルギーに関する取り組み（風力発電の積極的な情報発信、風力発電事業で売電収入の環境保全活動や、福祉や地域医療への充当）が評

価され、平成21年度には、『新エネ百選』（経済産業省、NEDO注））に選定された。

注）国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

■寿都町における町営風力発電事業の位置づけ

本町の既設風力発電設備による平均的な年間発電量は約34GWh(11,000世帯分の電力）であり、その環境効果は年間約20,000トンの温室効果ガスを削減するものである。また、売電事業による収益は、海づくりとして磯焼け対策や、森林保全活動、まちづくりとして診療所の運営経費に充当しており、本町における地方創生の大きな財源となっている。人材の育成、インフラの維持にも寄与しており、本来は町内会で管理する街灯の電気料の全額助成、高校生の通学定期補助、医学部進学への奨学金、バス路線維持の為の補助事業などにも充当されている。

このように売電事業による収益は町民の生活を支える重要な事業となっている。

しかしながら、平成31年度から順次既設風力発電施設のFIT調達期間が終了を迎えるため、町としては、今後も環境保全や地域住民の福祉の向上に還元できる町独自の財源として、町営の風力発電事業の継続を強く望んでいる。

また、本町では、既設風力発電設備の導入にあたり、住民とは十分に合意形成を図っていること、売電収入を町の財源の一部としていることから、風力発電事業への理解が深い地域である。

加えて、北海道（後志総合振興局）では、「地域の良好な景観資源」として既設風力発電施設群が選定されていることから、住民の原風景として、風力発電設備がなくてはならないものとなっている。よって、風力発電事業の継続には、地域の住民にとっての原風景の保持と言う意味合いもある。

こういったことから、町営風力発電事業の実施は、風力発電事業設立当初から目標としている寿都町独自のエコサイクルの継続に寄与するものである。

本事業は、風力発電施設を廃止する自治体が多い中、再生可能エネルギーにより、継続的な地域経済の活性化を図り、地域共存型の再生可能エネルギー導入の維持、推進をするとともに、エネルギー自給率の向上と維持、温室効果ガス排出量の削減に貢献することを目的とする。

2.2　対象事業の内容

対象事業は、風力発電所を設置する事業である。

2.2.1　対象事業の名称

(仮称)寿都町風力発電事業

2.2.2　対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力（陸上）

2.2.3　対象事業により設置される発電所の出力

3,980kW（設置する風車　1,990kW×2基）

2.2.4　対象事業実施区域

対象事業実施区域を図2.2.4-1に、空中写真と現地の状況写真撮影地点位置を図2.2.4-2に、対象事業実施区域周辺の状況写真を図2.2.4-3に示す。

既設風力発電所周辺の風況、法規制の指定状況等を考慮して対象事業実施区域として選定した。

(1)　位置

北海道寿都郡寿都町字樽岸町浜中地内

(2)　概要

対象事業実施区域は北海道寿都町の中央部付近に位置する。その周辺には町営の既設風車が 10 基設置されている。

対象事業実施区域の南側には一般国道 229 号が東西に横断しており、対象事業実施区域への主なアクセス道路として、当該国道を主に利用する予定である。

(3)　風車設置予定位置の選定理由

(a)　事業特性

風車設置予定位置については、「風力発電等に係わるゾーニング導入可能性検討モデル事業」(環境省)において推進エリアとして想定しているエリアを対象とし、法規制の指定状況等も考慮した上で選定した。

(b)　風況条件

対象事業実施区域の東には、既に風力発電所が設置されており、当該地域についても好風況が期待できる。また、対象事業実施区域内にて風況精査を実施中であり風況の確実性についても確認中である。

(c)　送電線

送電線の敷設にあたっては対象事業実施区域内を通し、北海道電力(株)殿の配電線系統に連系できる見込みである。

2.2.5　対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

現在、風況測定及び系統側蓄電池による風力発電募集プロセス(Ⅰ期)手続きを進めているところであり、配置についてはこれらの結果を踏まえて検討する。

上記プロセスについては、2018 年 10 月時点では費用負担同意書を提出している状況である。なお、以降のプロセスが順調に進めば、2018 年 11 月下旬頃に工事費負担金補償契約を締結し、上記プロセスの完了(2019 年 1 月下旬頃予定)を経て、2019 年 4 月頃には系統連系契約が締結できる見込みである。

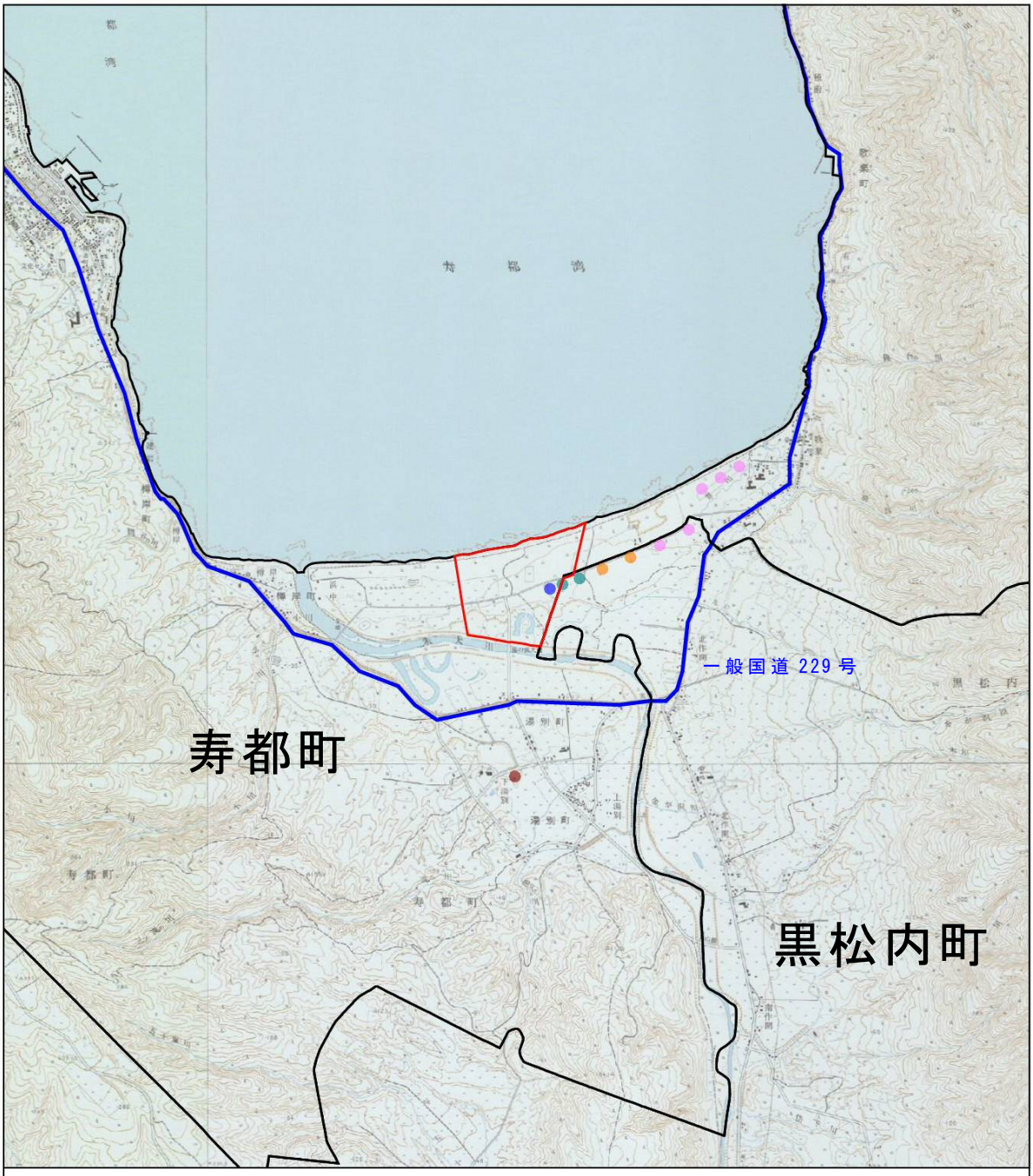

対象事業実施区域

既設風力発電設備

- 風太風力発電所(1～5号機)
- 風太風力発電所(6～7号機)
- 寿の都第1風力発電所
- 寿の都第2風力発電所
- 寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所

一般国道229号

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 2.2.4-1　対象事業実施区域

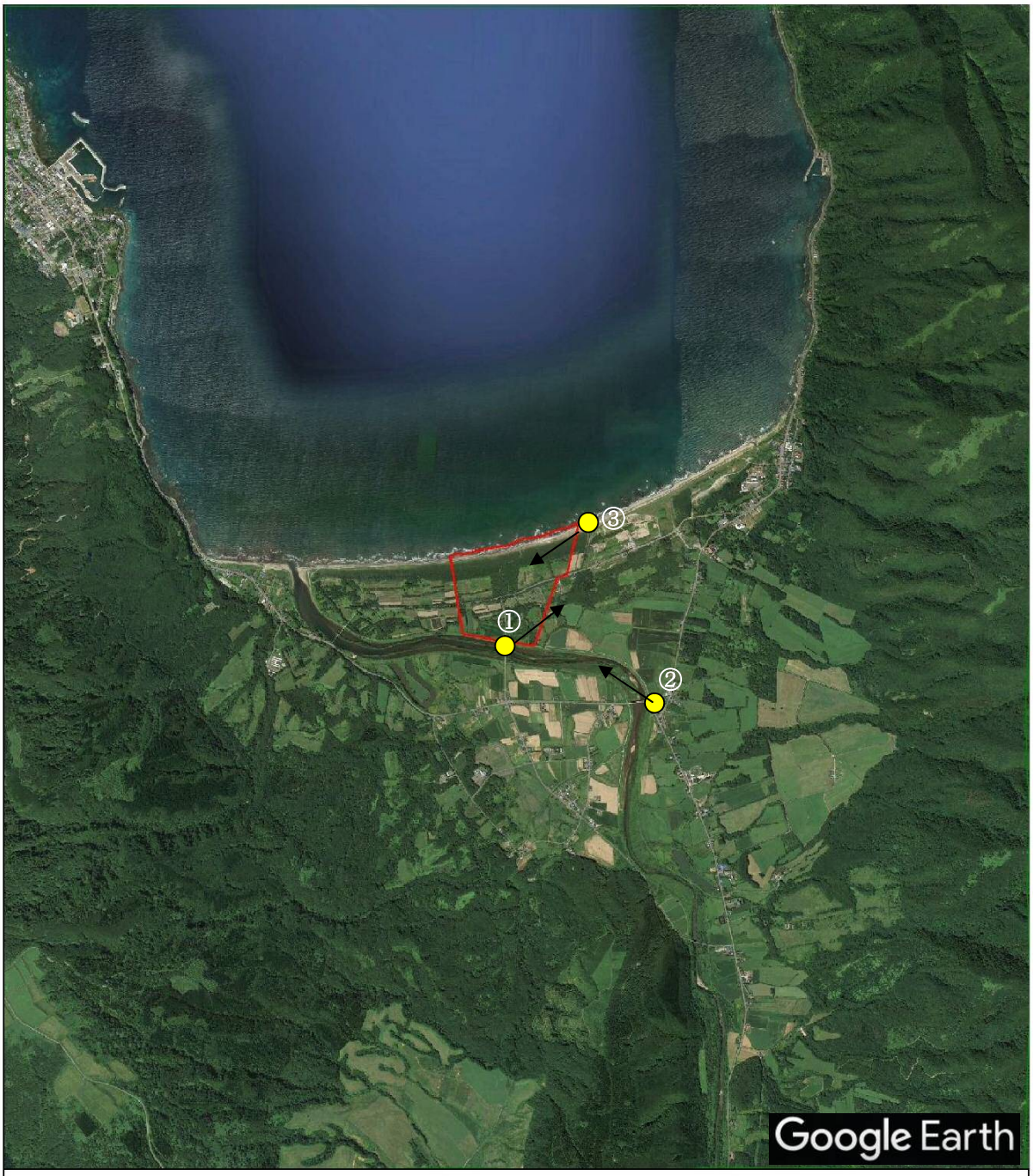

現地の状況写真撮影地点位置
① 湯の浜大橋付近
② 浜中海岸野営場付近
③ 一般国道と道道の交差点付近

撮影方向

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000
1000 0 1000 2000 3000m

※現地の状況写真は次ページの図 2.2.4-3 に示した。

図 2.2.4-2
空中写真と現地の状況写真撮影位置

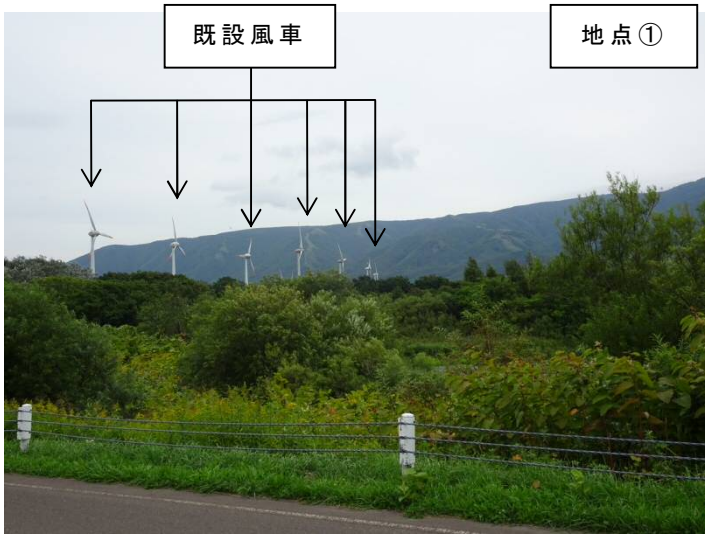

（地点①：対象事業実施区域内から）

（地点②、地点③：対象事業実施区域外から）

図 2.2.4-3　対象事業実施区域周辺の状況写真

2.2.6 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(1) 主要機器等に関する事項

(a) 風車

風車の概要を表2.2.6-1に、風車概略図を図2.2.6-1に示す。

風車はドイツ　エネルコン社製のものを導入する計画である。当該風車の主な特徴を以下に示す。

○ 同期型発電機を採用している。当該発電機では増速ギアが無いため、このギアによる機械音がなく音が静かである。
○ 風速に合わせたスピードでブレードが回転する可変速運転を行うため、発電効率が高い。
○ エネルコン社製風車は世界で28,000基以上、国内300基以上の稼働実績があり、信頼性が高い。
○ エネルコン社独自で開発した落雷保護システムを採用しており、日本海地域の強い落雷に対しても被害を最小限に抑える。

表 2.2.6-1 風車の概要

項目	仕様
風車メーカー	エネルコン社（ドイツ）
機種名	E-92
最大出力	1,990kW
風車全高	124m
ロータブレード直径 （ロータブレードの回転直径）	92m

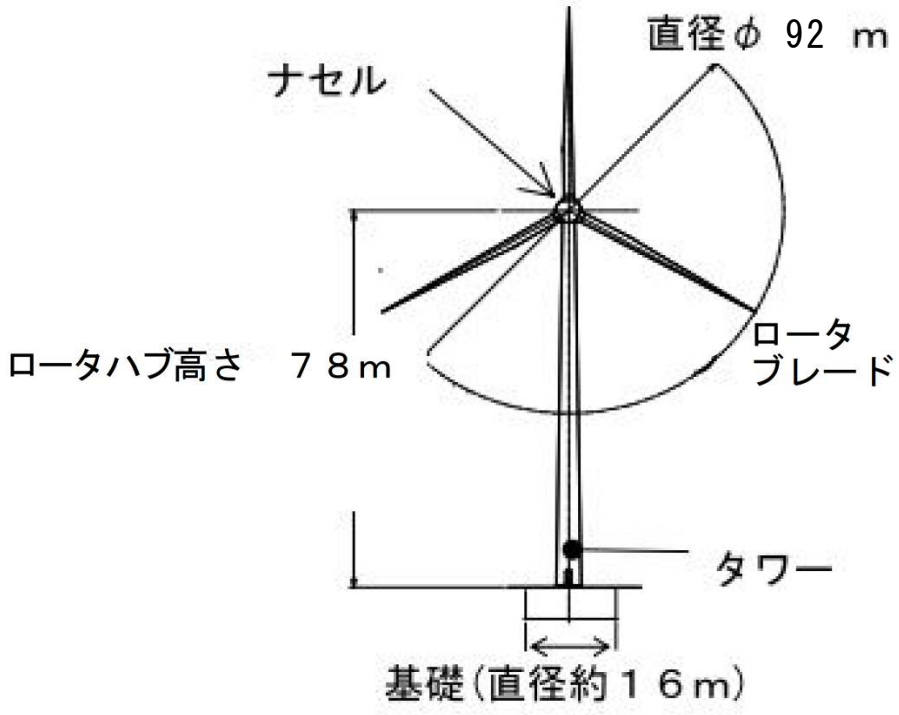

風車立面図

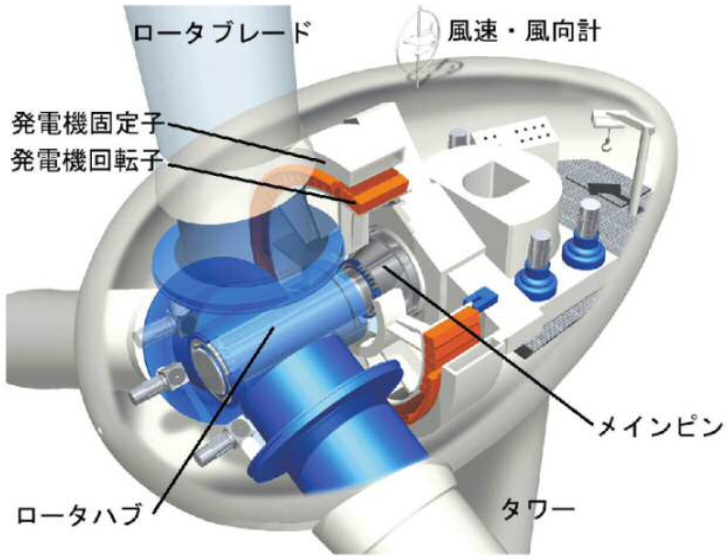

ナセル（発電機）透視図

図 2.2.6-1　風車概略図

(2)　工事に関する事項

風車の設置に係わる主要な工事としては、敷地造成・管理用道路整備・基礎工事等の土木工事、風車等の搬入・組立工事・電気工事等がある。

(a)　工事工程

現在のところ、平成32年度より工事に着手し、施設の運転開始は平成34年12月を予定している。

(b)　造成・基礎工事

ロータブレード及びタワー、ナセル等の機材置き場の他、組立に使用する建設機械（クレーン２台）の作業スペースを確保するため、造成工事が必要となる。風車据付工事に必要な造成面積は約 3,000m^2/基である。

風車のタワーは、タワー下端部に配置する基礎部分(ファウンデーションセクション)を基礎躯体に埋め込むことにより、支持される。

基礎工事は、支持地盤の状況から直接基礎形式又は杭基礎形式の工事を実施する。

(c)　据付工事

タワーは分割して搬入し、現地で組み立てる。ロータブレードは地組し、3枚取り付けた状態でクレーンにて吊り上げ、ロータハブに取り付ける。

(d)　電気・計装工事

①　風車内配線工事

風車内の配線工事では、建設機械はほとんど使用せず、ケーブル架線時にウィンチを使用する程度である。

②　受変電設備設置工事

受変電設備は、風車の据付のために造成した敷地内に設置し、電気室建屋を新設して、キュービクルなどを収納する計画である。機器は主にユニッククレーンで搬入・据付を行う。

③　送電線路工事

風力発電所構内及び構外の電線路工事は、一般的な電気工事と同様にコンクリート柱は建柱車によって行う。

地下埋設についても一般的な配電工事と同様、小型のバックホウを使用して掘削し、電線や通信線を敷設した後、埋設する。

(3)　交通に関する事項

工事用資機材の運搬等を行う工事関係車両は、主に一般国道229号を利用する計画である。

風車の資材については、図2.2.6-2に示すとおり岩内港で水切りした後、一般国道229号を経由し、搬入する計画である。

なお、資材の運搬を行うにあたっては、必要に応じて一部区間で鉄板等を使用した仮設養生工事を行う。

建設工事に伴い、主に作業員移動用としての工事車両が1日最大で20台程度通行する予定である。

工事期間中に関係車両の往来が頻繁となるのは、風車の基礎工事におけるコンクリート打設時を想定している。コンクリート打設は1日で行われ、約150台(往復約300台)／日程度の工事車両が往来する予定である。

図 2.2.6-2　風車資材搬入ルート

出典等：「緊急輸送道路」（国土数値情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

(4)　その他（環境保全措置など）

(a)　大気質

○　工事に使用する建設機械は、点検及び整備の徹底を図るとともに運転中のエンジンの空ぶかしの禁止、アイドリングストップ等の対策を実施し、窒素酸化物等の大気汚染物質の発生低減に努める。

○　建設機械については国土交通省認定の排ガス対策型機械を使用する。

○　工事の実施にあたっては、作業の効率化を図り、建設機械の稼動台数削減に努める。

(b)　騒音

○　風力発電事業の実施にあたっては、騒音に関する環境影響の回避・低減を図るため、低騒音タイプであるギアレス型風車を採用する。

○　パワーショベルなどの建設機械は、国土交通省認定の低騒音型機械を使用する。

○　工事の実施にあたっては、可能な限り作業の効率化を図り、建設機械の稼動台数削減に努める。

(c)　地形、地質

○　風車を設置する前にボーリング等の地質調査を行い、地質状況を把握した後、十分な支持力が得られる基礎を施工する。

(d)　動物、植物

○　事業の実施による樹木の伐採範囲は、必要最小限に留める。

○　鳥類がとまり木として利用しにくいモノポール型風車を採用し、猛禽類等による採餌や休息の場所として利用されることのないようにする。

○　夜間照明は、昆虫類及びそれを餌とする鳥類やコウモリ類を誘引する原因となるため、行わないこととし、照明は航空障害灯などの必要最小限の設備とする。

(e)　景観

○　事業の実施による樹木の伐採範囲は、必要最小限に留める。

○　風車の設置における色彩上の配慮事項として、周囲の景観から浮き立つことのないよう、風車を薄いグレー色に塗色する。

第3章　対象事業実施位置及びその周囲の概況

関係地域は、事業により環境影響が想定される寿都郡寿都町及び黒松内町とした。

対象事業実施区域及びその周囲の概況における調査範囲設定の考え方を表3-1に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の概況では、対象事業実施区域を包括し、かつ住居等の分布状況及び幹線道路からのアクセスを考慮し設定した範囲を「基本的な調査対象範囲」とした。

ただし、動植物の生息又は生育の状況に関する項目（植生、生態系を除く）については、調査に用いる既存資料等により抽出できる範囲が異なるため、「3.1.4　動植物の生息又は生育、植生の状況」にて整理した。同様に、社会的状況の一部の項目についても、調査に用いる統計資料等により抽出できる範囲が異なるため、「3.2 社会的状況」にて整理した。

また、景観の状況については広域的な状況を把握するため、図3-1に示す「対象事業実施区域より半径10km圏内」相当を「基本的な調査対象範囲（景観）」とした。

表 3-1　対象事業実施区域及びその周囲の概況における調査範囲設定の考え方

本文中の名称	調査項目	調査範囲	調査範囲設定の考え方
基本的な調査対象範囲	下記を除く自然的状況、社会的状況に関する項目	対象事業実施区域より半径 2km 圏内相当とする[注 1)]	対象事業実施区域を包括し、かつ住居等の分布状況及び一般国道を含む幹線道路からのアクセスを考慮し設定した範囲
基本的な調査対象範囲（動植物）	動植物の生息又は生育の状況に関する項目（植生を除く）	「3.1.4　動植物の生息又は生育、植生の状況」に整理	
基本的な調査対象範囲（景観）	景観の状況	対象事業実施区域より半径 10km 圏内相当とする[注 2)]	風車の高さを 124m とし、垂直見込角 1.0 度[注 2)] を考慮し設定した範囲
基本的な調査対象範囲（その他）	人口及び産業、下水道の整備、廃棄物の状況、環境保全を目的とした規制及び施策の内容	「3.2　社会的状況」に整理	

注 1)「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成 29 年 5 月、経済産業省)によると、環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方として、「対象事業実施区域及びその周囲 1 キロメートルの範囲内の区域であること」を 1 つの目安としており、本件においては、より広域の状況を把握するため、その倍の距離である 2km 相当を目安とした。

注 2)「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 23 年 3 月、環境省）では、「人間の視力で対象をはっきりと識別できる見込角の大きさについて、一般的には 1～2 度が用いられている。」としている。地上高 124m の風車の垂直見込角 1.0 度では約 7100m であるが、より広範囲への影響を考慮し、対象事業実施区域より半径 10km 圏内とした。

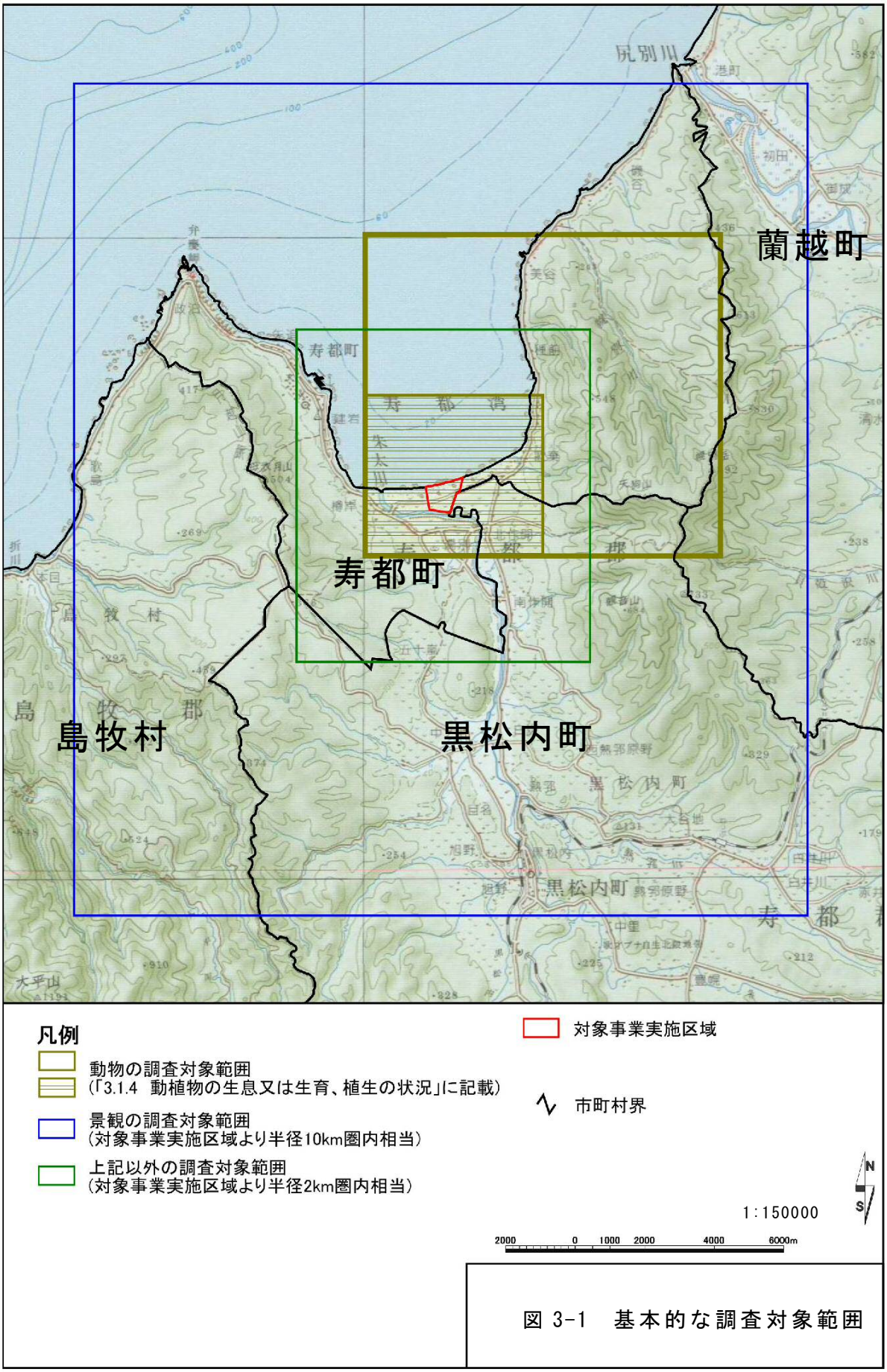

図 3-1 基本的な調査対象範囲

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

基本的な調査対象範囲では気象観測所は設置されていない。そのため、参考として、対象事業実施区域に最寄りの寿都特別地域気象観測所の位置を表3.1.1-1及び図3.1.1-1に、地上気象観測の平年値を表3.1.1-2に示す。

寿都特別地域気象観測所の年平均気温は8.6℃、平均風速は4.2m/s、平均最大風速は14.4m/s、最多風向は4月～10月が南南東、11月～3月が北西となっている。また、降雪量は77.4cmとなっている。

なお、局所風況マップ（NEDOが運営するホームページ）によると、対象事業実施区域における地上高70mの風速区分（年平均風速）は7.0m/s以上に属し、上空の風速が安定して高いことを示している。地上高70mにおける平均風速を図3.1.1-2に示す。

表3.1.1-1 気象官署等の位置

名称	所在地	緯度・経度	標高
寿都特別地域気象観測所	寿都郡寿都町新栄町	北緯42° 47.7′ 東経140° 13.4′	33m

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁）

表3.1.1-2　地上気象観測結果（寿都特別地域気象観測所）（平年値）

	降水量 (mm)	気温			風向・風速(m/s)				日照時間 (h)	降雪(cm)	
		平均	最高	最低	平均風速	最多風向	最大風速	最大瞬間風速		合計	最深積雪
資料年数	30	30	30	30	30	21	2	2	30	30	30
1月	112.1	-2.4	-0.3	-4.9	4.4	北西	15.1	25.7	29.7	169	58
2月	78	-2.1	0.1	-4.6	4.7	北西	18.7	30.2	46.6	134	71
3月	58.9	1	3.5	-1.8	4.4	北西	18.2	30.9	112.6	79	54
4月	57	6.4	10	2.8	4.8	南南東	14.8	25.1	170.7	6	8
5月	68.4	11	15.1	7.3	4.2	南南東	14.9	24.1	192.5	---	---
6月	51.9	14.9	18.8	11.8	4.2	南南東	12.7	21.8	181.4	---	---
7月	88.4	18.9	22.3	16.4	3.6	南南東	11.8	19.3	155.9	---	---
8月	125.7	21.1	24.5	18.4	3.3	南南東	10.3	23.5	162.8	---	---
9月	137.7	17.8	21.3	14.3	3.7	南南東	11.8	20.6	156.6	---	---
10月	136.2	11.9	15.4	8.2	3.8	南南東	16.0	25.6	127.7	0	0
11月	142.3	5.3	8.3	2.1	4.1	北西	12.4	21.0	55.4	33	10
12月	120.6	-0.1	2.2	-2.7	4.7	北西	15.6	24.8	29.4	121	31
平均	110.2	8.6	11.8	5.6	4.2	---	14.4	24.4	118.4	77.4	33.1

出典：「過去の地点気象データ・ダウンロード」
（URL：http://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl、閲覧日：平成30年9月25日）
※平均気温、最高気温、最低気温は統計期間中の各月の平均値、最高値、最低値を示す
※資料年数は昭和56年～平成22年の30年間
※最多風向は統計期間中の各月の最多値、最大風速は平成20年6月から平成22年1月、瞬間最大風速は平成19年12月から平成22年1月までの最大、瞬間最大風速を示す。
※日照時間、降雪は統計期間中の各月の平均値を示す。

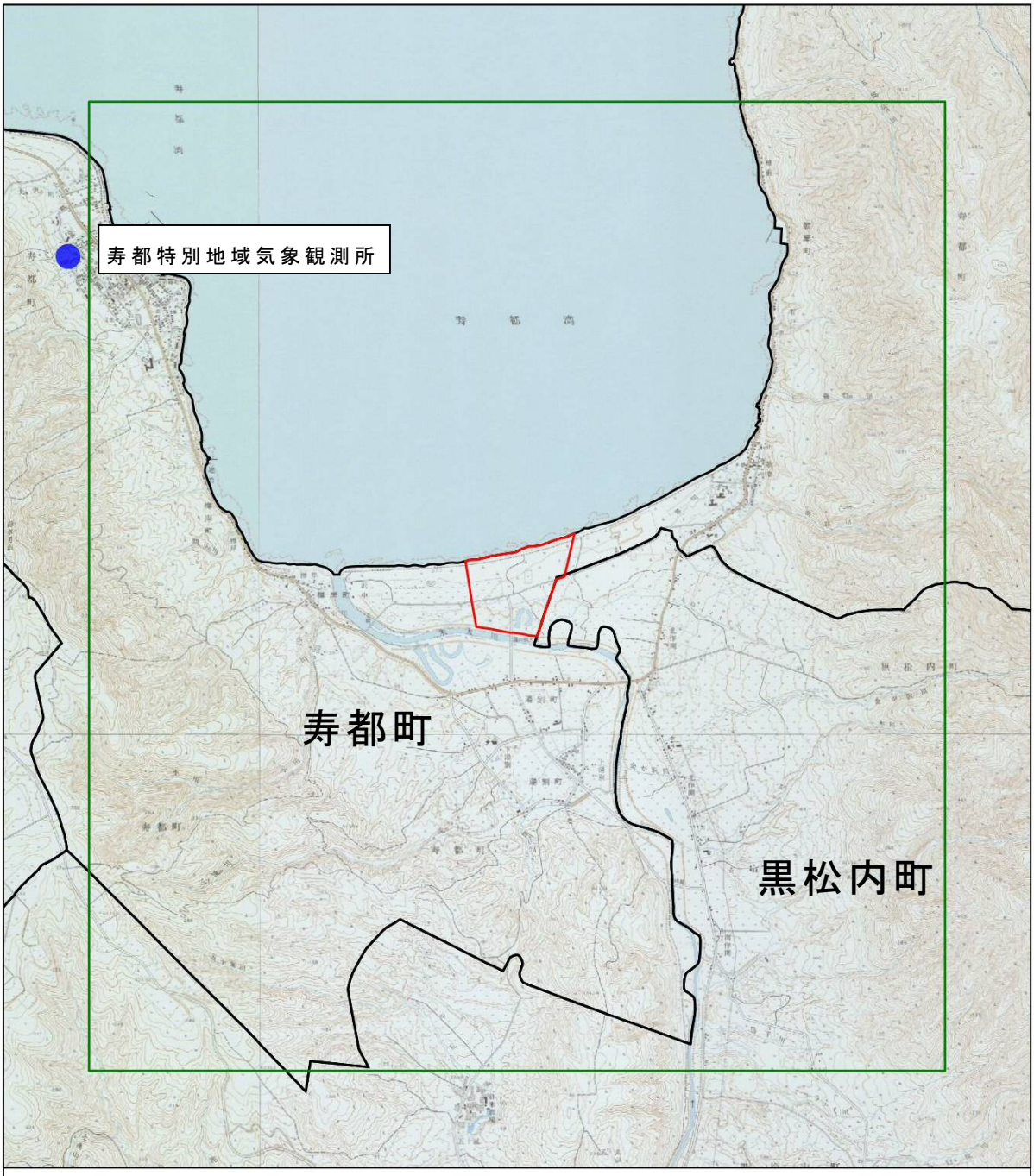

図 3.1.1-1　気象観測所位置図

出典等：「地域気象観測所一覧」を参考に作成した。

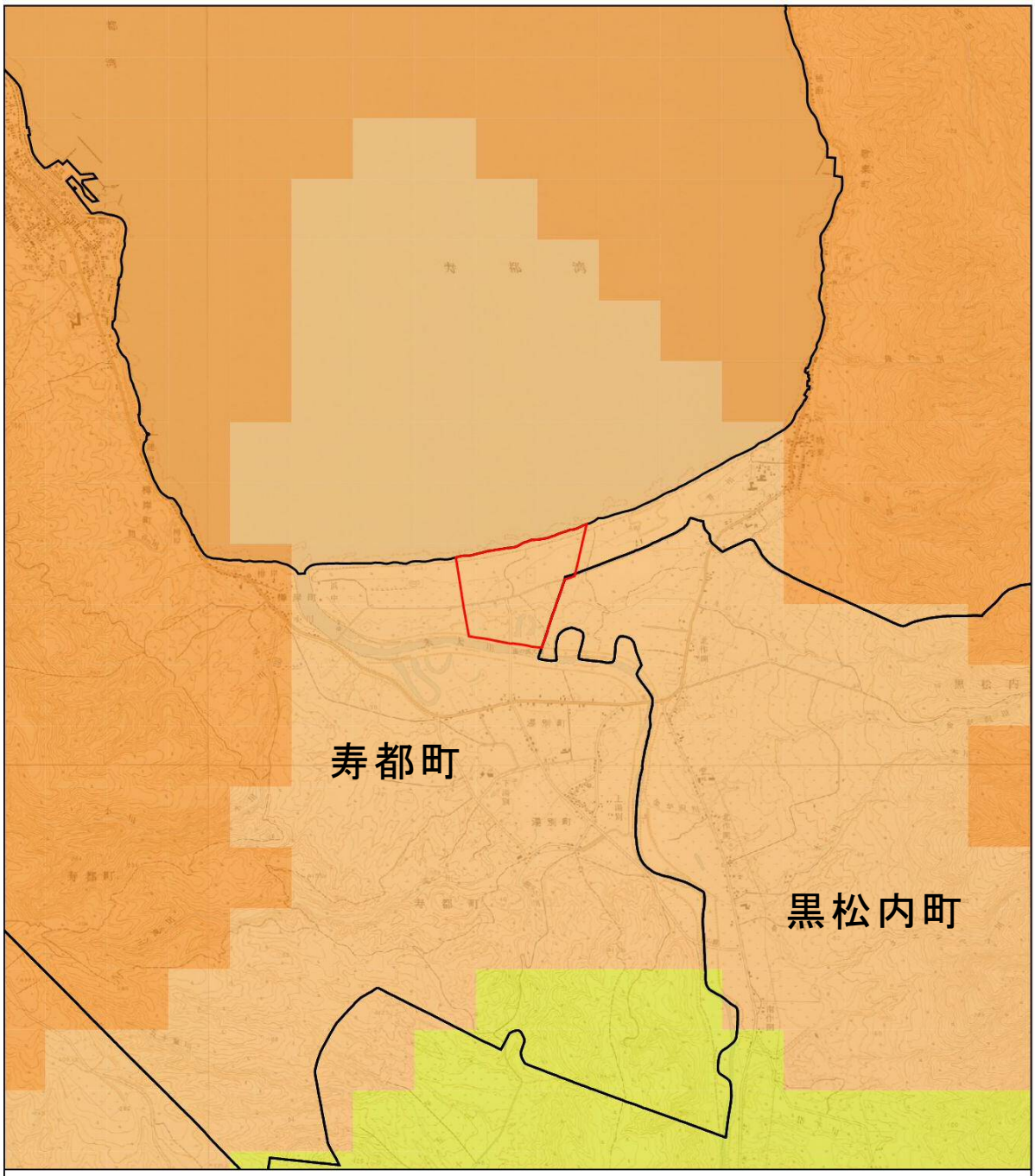

地上高70mの風速区分

- 6.5m/s～7.0m/s未満
- 7.0m/s～7.5m/s未満
- 7.5m/s～8.0m/s未満

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.1.1-2　基本的な調査対象範囲の風速区分(地上高 70m)

出典等：「局所風況マップ(NEDO)」を使用して作成した。

(2) 騒音の状況

(a) 騒音（一般環境騒音）

「騒音・振動に関する規制」(北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在)(閲覧日：平成30年9月25日)によると、基本的な調査対象範囲においては、「騒音規制法」に基づく規制地域は指定されていない。そのため、工場・事業場、建設作業の届出受理、立入検査及び指導等の実務や騒音の測定は行われていない。

(b) 騒音（自動車交通騒音）

「騒音・振動に関する規制」(北海道環境生活部環境局環境政策課、平成29年5月1日現在)(閲覧日：平成30年9月25日)によると、基本的な調査対象範囲においては、「騒音に係る環境基準」の評価の対象となる自動車騒音常時監視測定局は設置されていない。

参考として、対象事業実施区域に最寄りの測定地点は岩内町の国道229号であり（図3.1.1-3参照）、「平成28年度道路別評価状況」（平成30年、北海道環境生活部環境局環境政策課）によると、平成28年度の測定結果では、当該道路の近接空間及び非近接空間ともに環境基準に適合している。

(c) 超低周波音

基本的な調査対象範囲における超低周波音の状況については、文献調査を実施したが、情報を得ることができなかった。

図 3.1.1-3　対象事業実施区域に最寄りの自動車交通騒音測定地点

出典等：「騒音・振動に関する規制」（平成 30 年、北海道環境生活部環境局環境政策課」を使用して作成した。

(d)　苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における騒音に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。そのため、参考として、北海道全域における騒音に係る発生源別苦情受理件数を表3.1.1-3に示す。

道内における苦情件数は316件であり、建設業に起因するものが92件と最も多くを占めている。次いで会社・事業所以外(個人)が40件となっている。

表3.1.1-3　騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成28年度）

発生源		件数
農業		1
林業		1
漁業		―
鉱業		2
建設業		92
製造業		19
電気・ガス・熱供給・水道業		―
情報通信業		―
運輸業		11
卸売・小売業		19
金融・保険業		―
不動産業		4
飲食店、宿泊業		24
医療、福祉		10
教育、学習支援業		4
複合サービス事業		1
サービス業(他に分類されないもの)		35
公務(他に分類されないもの)		1
分類不能の産業		9
会社・事業所以外	個人	40
	その他	24
	不明	19
合計		316

出典等：「平成28年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、 平成28年11月）
（URL：http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-287_index.html、閲覧日：平成30年9月25日）

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

(a) 河川及び湖沼の状況

基本的な調査対象範囲における河川の概要を表3.1.2-1に、水象の状況を図3.1.2-1に示す。

基本的な調査対象範囲には二級河川及びそれ以外の河川が流下し、主な河川としては、朱太川、湯の沢川が挙げられる。

表3.1.2-1 河川の概要(二級河川)

区分	水系名	河川名	流域面積(km²)			流路延長(km)
			山地	平地	合計	
二級河川	朱太川水系	朱太川	306.1	55.6	361.7	43.5
		湯の沢川	3.8	0.3	4.1	6.0

出典等:「北海道河川一覧 河川番号編」(北海道土木協会1995年)

注)なお、当該資料は「環境省総合環境政策局委託業務 平成26年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)北海道寿都町情報整備モデル地区」より引用した。

(b) 湧水の状況

「名水百選」及び「平成の名水百選」(環境省公表資料、(URL:http://www.env.go.jp/water/mizu.html、閲覧日:平成30年9月25日)によると、基本的な調査対象範囲においては、環境省が選定した「昭和の名水百選」及び「平成の名水百選」に該当する湧水はない。

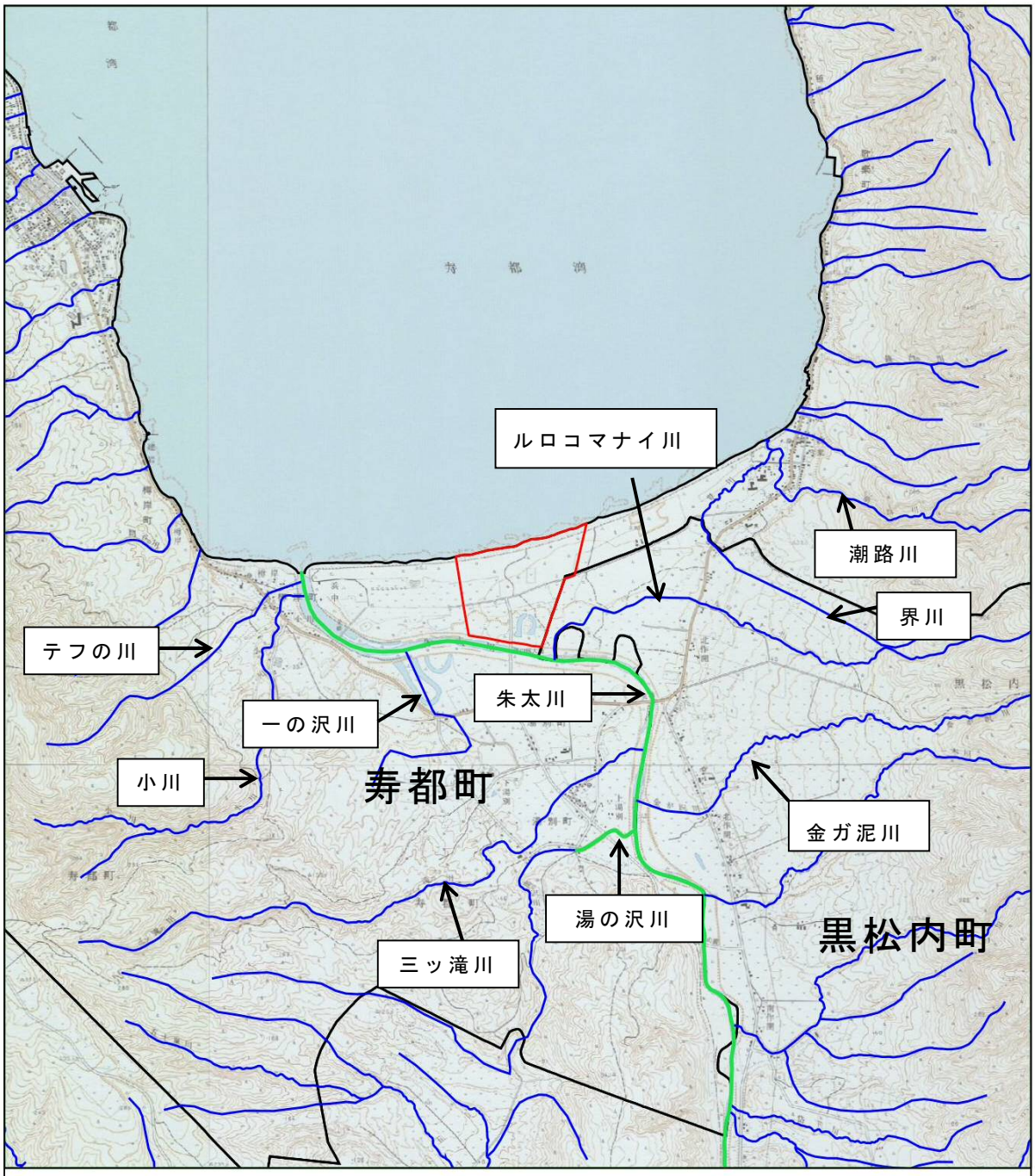

図 3.1.2-1　水象図

出典等:「河川」(国土数値情報ダウンロードサービス)
を使用して作成した。

(2) 水質の状況

(a) 河川

北海道では、公共用水域および地下水水質測定計画により、水質測定が実施されている。「公共用水域水質測定結果 平成28年度」(北海道 環境局環境政策課)によれば、基本的な調査対象範囲には測定地点はない。なお、最寄りの測定地点は、図3.1.2-2に示す通り、対象事業実施区域の北東約14kmに位置する尻別川の初田橋である。初田橋における河川水質測定結果を表3.1.2-2に示す。

初田橋（尻別川下流）では、大腸菌群数を除き、環境基準（河川A類型）に適合している。

また、黒松内町では、朱太川水系河川において「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」6項目の水質調査を実施している。このうち、基本的な調査対象範囲に含まれる測定地点（図3.1.2-2参照）における河川水質調査結果を表3.1.2-3に示す。

朱太川は水質汚濁に係わる類型の指定はされていないが、大腸菌群数を除き、環境基準（河川A類型）に適合する水質となっている。

表3.1.2-2 初田橋における公共用水域水質測定結果

河川名		尻別川		環境基準値（河川A類型）
地点名		初田橋		
類型区分[注1)]		A		
測定項目	単位	測定値[※1]	m/n[※2]	
水素イオン濃度(pH)	—	7.3/○	0/4	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5 (<0.5/○)[※3]	0/4	2mg/L以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	2.8/○	0/4	25mg/L以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11/○	0/4	7.5mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100ml	6,273/×	3/4	1,000MPN/100mL以下

※1 測定値は、年間4回の測定結果の平均値を示す。
※2 m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数
※3 ()内の数字は、75%値を示す。
注1) 地域の区分の詳細は、3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に 係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容に示す。
注2) 測定値における○×は、環境基準の適合状況を示す。(○：適合 ×：不適合)
出典等：「平成28年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、平成28年12月)
(URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm、閲覧日：平成30年9月25日)

表 3.1.2-3　朱太川水系河川水質調査結果(黒松内町)

No.	地点名	一般項目					
		水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	DO (mg/L)
1	実橋地先	13.5	7.4	0.6	1.5	137	11
2	一木橋地先	14.1	7.5	0.8	2.5	2,030	10

※測定値は、年間4回の測定結果の平均値を示す。
出典等：「朱太川水系河川水質調査結果　平成27年度」(黒松内町「暮らしの情報　河川水質調査結果」(URL：http://www.kuromatsunai.com/town/townlife/kankyo/file002.html、閲覧日：平成30年9月25日)

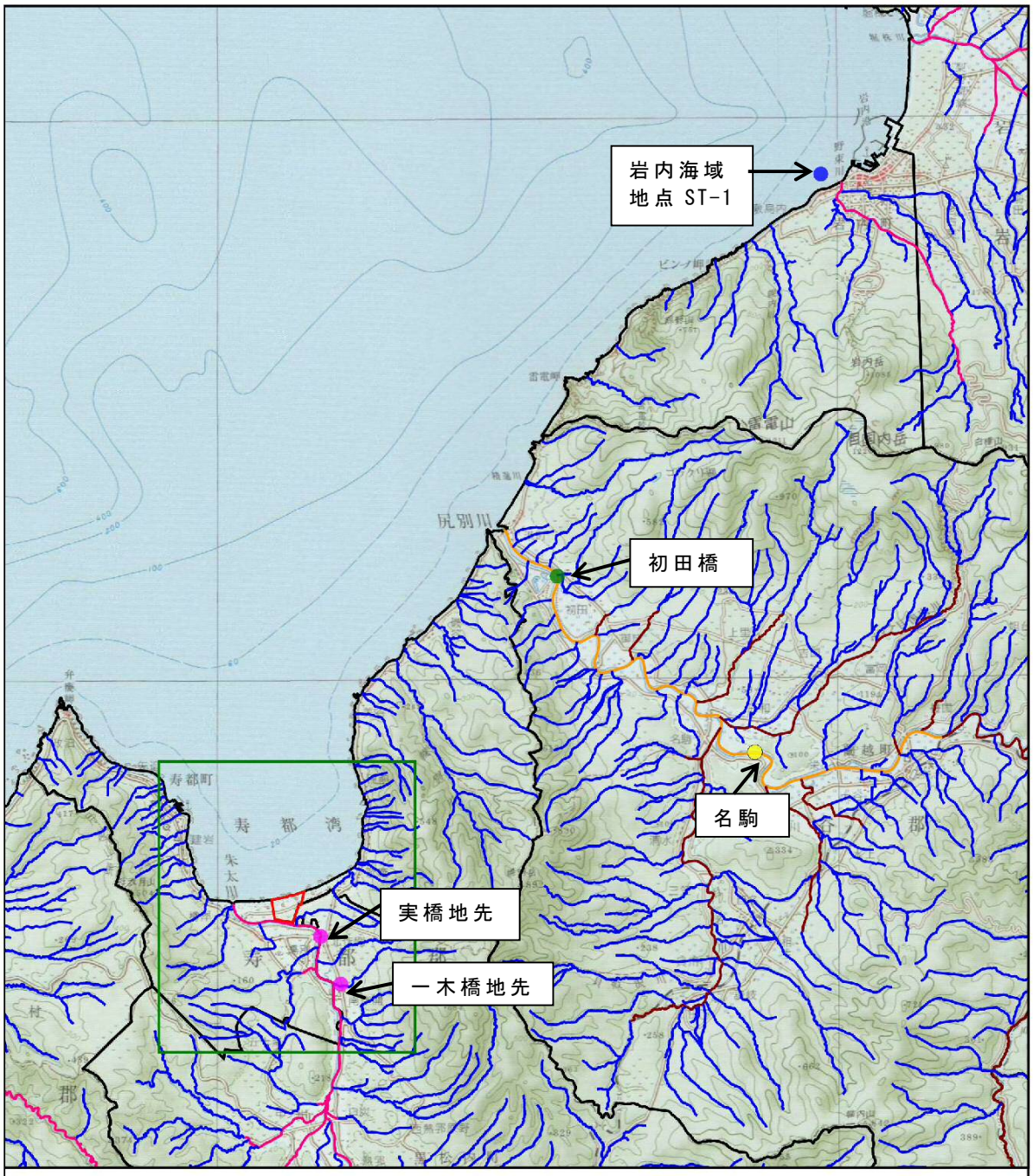

図 3.1.2-2 水質調査地点位置図

出典等：「国土数値情報 河川」（国土数値情報サービス）を使用して作成した。

(b) 海域

基本的な調査対象範囲においては、海域に関する公共用水域水質調査は実施されていない。

そのため、参考として対象事業実施区域に最寄りの測定地点となる岩内海域(図3.1.2-2及び表3.1.2-4参照)における水質測定結果を表3.1.2-5に示す。

当該地点の水質は、環境基準(海域A類型)に適合している。

表3.1.2-4 公共用水域水質測定地点

水系名	水域名 (河川名等)	地点名	類型	測定項目
岩内海域	岩内海域(3)	ST-1	A	生活環境項目(pH,OD,COD,大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等))

出典等:「平成28年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、 平成28年12月)
(URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm、閲覧日:平成30年9月25日)

表3.1.2-5 公共用水域水質測定結果

海域名		岩内海域		環境基準値 (海域A類型)	環境基準の評価
地点名		ST-1			
類型区分		A			
測定項目	単位	測定値※1	m/n※2		
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	0/4	7.8以上8.3以下	適合
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.2	0/4	7.5mg/L以上	適合
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	0/4	2mg/L以下	適合
大腸菌群数	MPN/100ml	1.5	0/4	1,000MPN/100mL以下	適合
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	0/4	検出されないこと	適合

※1 測定値は、年間4回の測定結果の平均値を示す。
※2 m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数
出典等:「平成28年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部、 平成28年12月)
(URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm、閲覧日:平成30年9月25日)

(c) 水底の底質の状況

基本的な調査対象範囲においては、水底の底質の状況に関する調査は実施されていない。

そのため、参考として対象事業実施区域に最寄りの測定地点である「名駒」（図3.1.2-2参照）における調査結果を表3.1.2-6に示す。当該地点では、環境基準に適合している。

表 3.1.2-6 ダイオキシン類(底質)調査結果

区分	水系名	河川名	採取地点	測定結果	環境基準
公共用水域	尻別川	尻別川	名駒	0.99pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g

出典等：「ダイオキシン （常時観測）平成26年度」（北海道環境生活部環境局環境推進課）
（URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/DXN-kanshi-top.htm、閲覧日：平成30年9月25日）

(d) 苦情の発生状況

基本的な調査対象範囲における水質汚濁に係わる発生源別苦情受理件数は公表されていない。

そのため、参考として、北海道全域における水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数を表3.1.2-7に示す。

道内における苦情件数は24件であり、会社・事業所以外(不明)に起因するものが10件と最も多くを占めている。

表3.1.2-7　水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成28年度）

発生源		件数
農業		2
林業		—
漁業		—
鉱業		2
建設業		—
製造業		1
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		1
金融・保険業		—
不動産業		1
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		1
サービス業(他に分類されないもの)		2
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	3
	その他	2
	不明	10
合計		24

出典等：「平成28年度公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会、 平成28年11月）
（URL：http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-28_index.html、閲覧日：平成30年9月25日）

3.1.3 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

基本的な調査対象範囲における地形分類図を図3.1.3-1に示す。

対象事業実施区域は扇状地性低地及び自然堤防・砂州・砂丘に属する。

(2) 地質の状況

基本的な調査対象範囲における表層地質図を図3.1.3-2に示す。

対象事業実施区域は未固結の砂に属する。

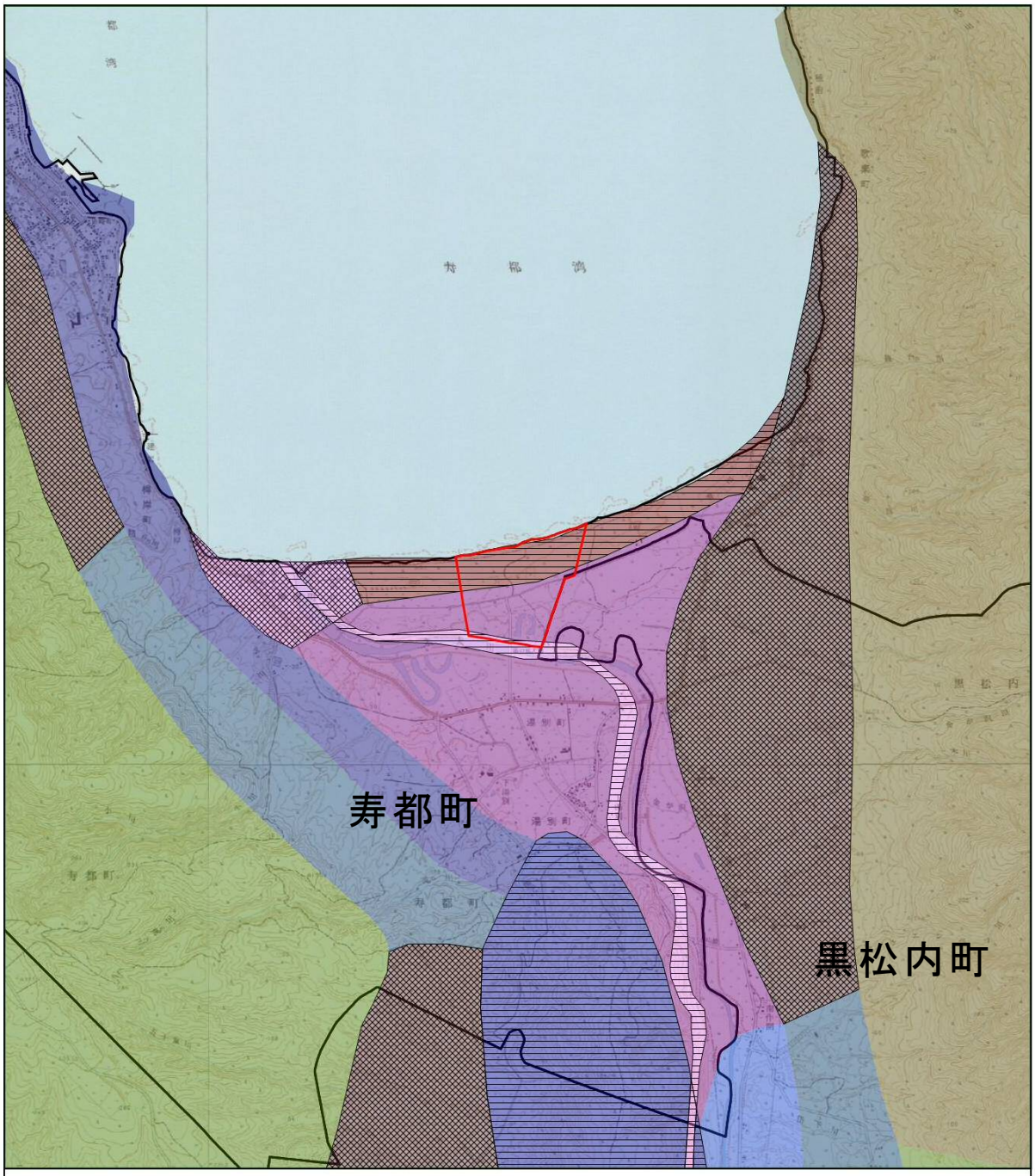

凡例

- ローム台地　岩石台地(上位)
- ローム台地　岩石台地(下位)
- ローム台地　岩石台地(中位)
- 丘陵地　大起伏丘陵地
- 低地　三角州性低地
- 低地　扇状地性低地
- 低地　河川・湖沼
- 低地　自然堤防・砂州・砂丘
- 台地段丘　砂礫台地(上位)
- 山地　中起伏山地
- 山地　小起伏山地

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000　0　1000　2000　3000m

図 3.1.3-1　地形分類図

出典等：「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土情報課）を使用し作成した。

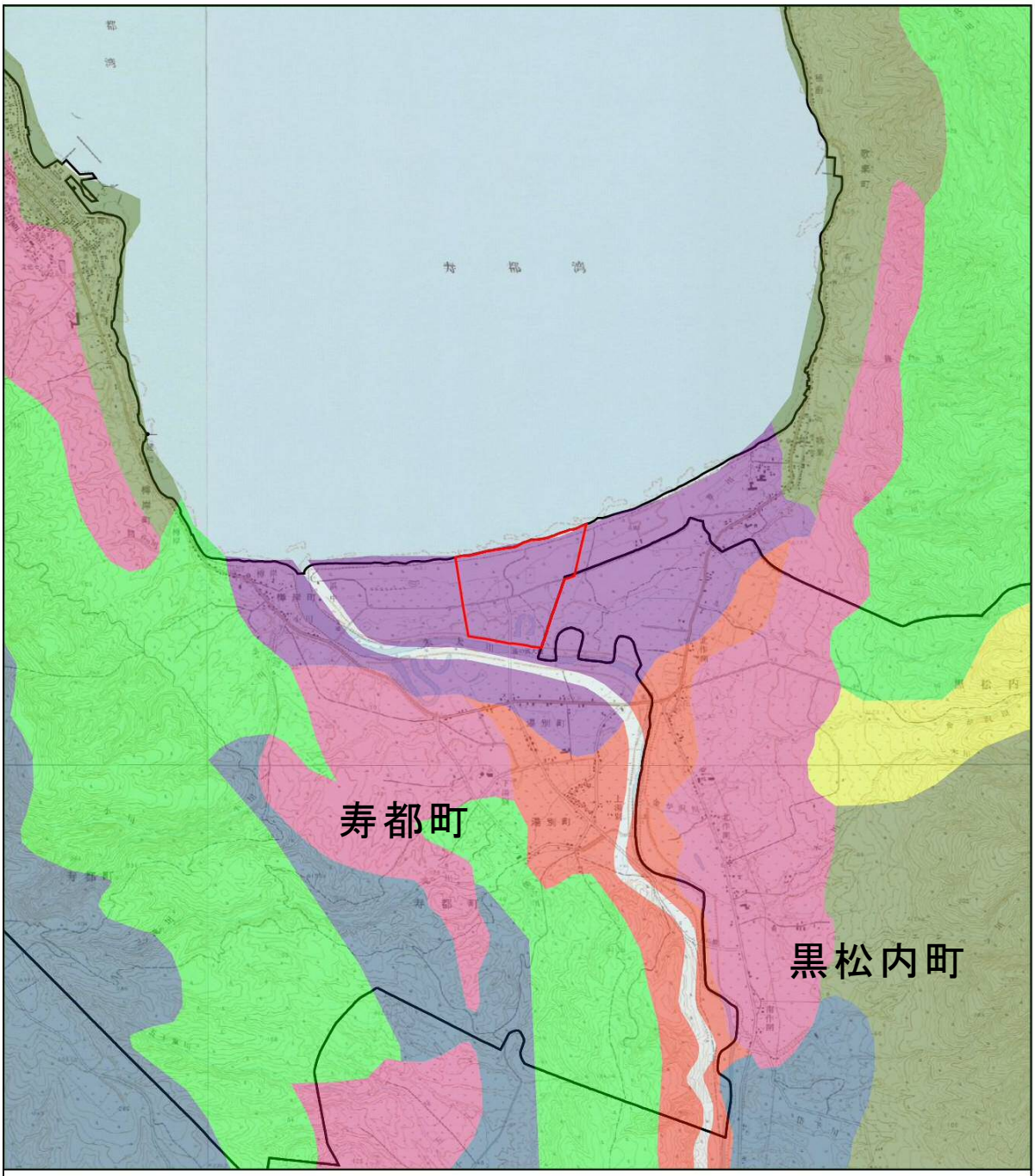

凡例

- 半固結～固結　砂岩
- 未固結　砂
- 未固結　礫・砂
- 未固結　礫・砂・粘土
- 火山性　凝灰岩質岩石
- 火山性　安山岩質岩石
- 火山性　火山角礫岩・凝灰角礫岩

対象事業実施区域

市町村界

1:50000

N
S

1000　0　1000　2000　3000m

図 3.1.3-2　表層地質図

出典等：「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土情報課）を使用して作成した。

(3) 重要な地形及び地質

基本的な調査対象範囲における重要な地形・地質については、表3.1.3-1に示す選定根拠により抽出した。

基本的な調査対象範囲には、「日本の地形レッドデータブック第1集」（平成12年、(株)古今書院）において、保全することが望ましい地形（自然河川）のほか、「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査」（環境庁）において自然環境保全上重要な要素である自然景観（海成段丘）が含まれている（表3.1.3-2及び図3.1.3-3参照）。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集」では朱太川の範囲が示されていないため、作図にあたっては、「国土数値情報　河川」（国土数値情報ダウンロードサービス）から朱太川を掲載した。

表3.1.3-1　重要な地形及び地質の選定基準

選定根拠		カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 （昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成30年6月1日法律第69号） 「北海道文化財保護条例」 （昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ	「日本の地形レッドデータブック第1集」（平成12年、(株)古今書院）	希少：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 準希：上記に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形 特典：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 動植：動物や植物の生息・生育地として重要な地形
Ⅲ	「日本の典型地形」（国土地理院）	下記の成因別について典型的な地形であること ・地殻の変動による地形 ・火山の活動による地形 ・地質を反映した地形 ・河川の作用による地形 ・海の作用による地形 ・氷河、周氷河作用による地形 ・その他
Ⅳ	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査」（環境庁）	自然環境保全上重要な要素である自然景観を成す地形

表 3.1.3-2　重要な地形及び地質の調査結果

名称		選定根拠[注)]				備考
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
①	寿都段丘				○	海成段丘
②	朱太川		特典			自然河川
③	歌棄～磯谷段丘				○	海成段丘

注)選定根拠におけるローマ数字及び各選定根拠に表示の略称は表 3.1.3-1 における選定根拠及びカテゴリーを示す。なお、選定根拠Ⅳのみ、該当する場合は○とした。

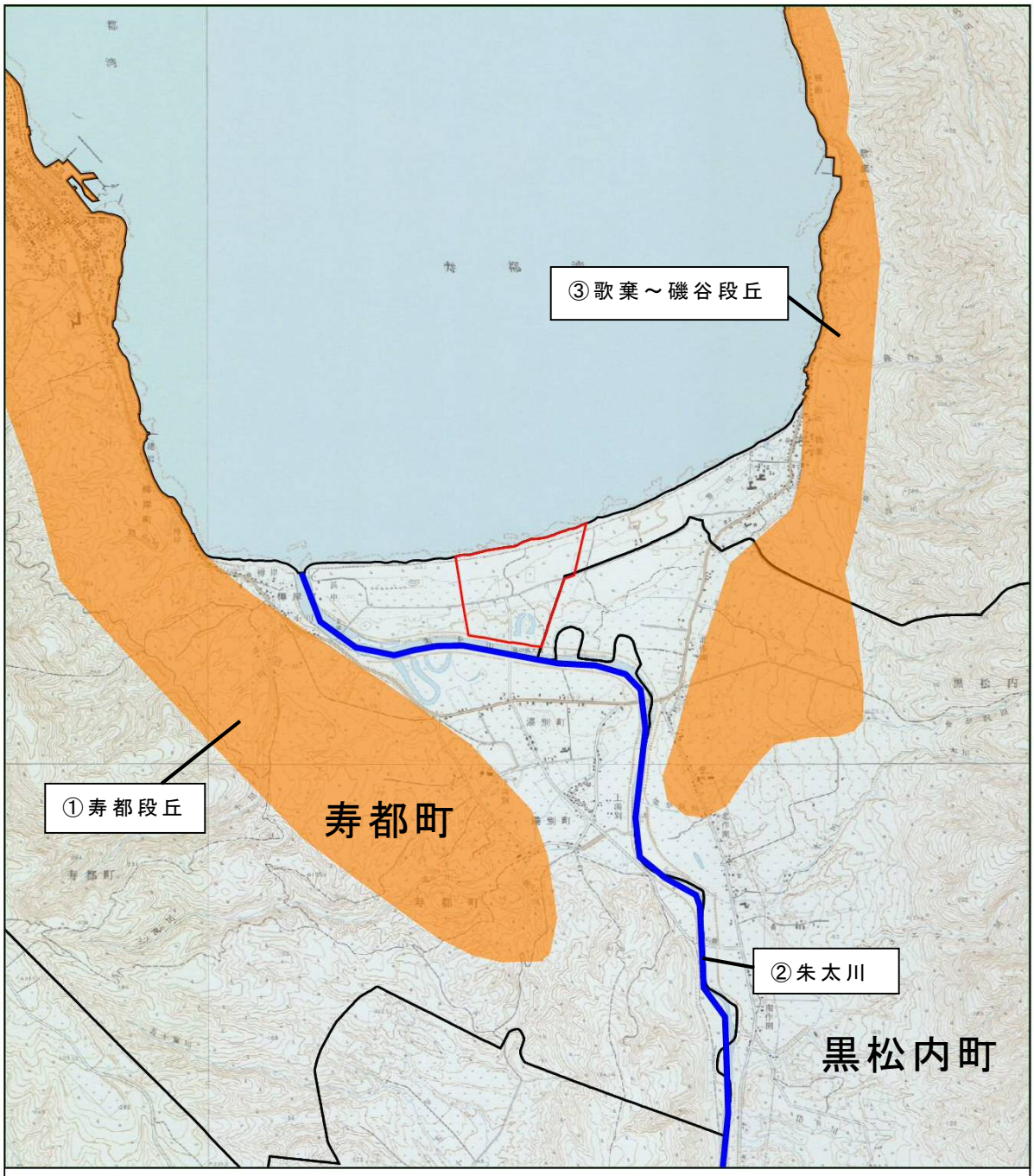

凡例

- 重要な地形（日本の地形レッドデータブックより）
- 海岸段丘
- 対象事業実施区域
- 市町村界

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

出典等：「日本の典型地形　国土地理院技術資料 D1-No.357」
「第３回自然環境保全基礎調査　日本の自然景観」
（環境庁，平成元年）
「日本の地形レッドデータブック第１集」（小泉武栄・青木賢人（編），1994）
「河川」（国土数値情報ダウンロードサービス）
を参考に作成した。

図 3.1.3-3　重要な地形位置図

3.1.4　動植物の生息又は生育、植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺における動植物に関する情報は、表3.1.4-1に示す既存資料等を用いて整理した。

また、基本的な調査対象範囲(動植物)を図3.1.4-1に示す。

表 3.1.4-1　動植物の分布情報の抽出に使用した資料

No	資料名	基本的な調査対象範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類両生類	魚類	昆虫類	底生動物	植物
1	生物多様性情報システム　データベース検索 (第2回動植物分布調査,環境庁,昭和53年～昭和55年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次メッシュ	○	○					
2	生物多様性情報システム　データベース検索 (第3回動植物分布調査,環境庁,昭和58年～昭和63年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次メッシュ		○					
3	生物多様性情報システム　データベース検索 (第4回動植物分布調査,環境庁,昭和63年～平成5年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次メッシュ	○			○			
4	生物多様性情報システム　データベース検索 (第5回動植物分布調査,環境省,平成5年～平成10年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次メッシュ	○			○	○		
5	生物多様性情報システム　データベース検索 (第6回動植物分布調査,環境省,平成11年～平成17年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	5kmメッシュ	○						
6	第6回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書(環境省,平成16年) http://www.biodic.go.jp/reports2/6th/6_bird/index.html	2次メッシュ		○					
7	シギ・チドリ類定点調査(昭和46年～平成16年)データファイル(環境省　平成24年11月2日) http://www.biodic.go.jp/teiten/teiten_top.html	5kmメッシュ		○					
8	環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅰ～Ⅳ (たくぎん総合研究所,平成60年～平成6年)	後志支庁							○
9	寿都町史(寿都町,昭和48年11月)	寿都町	○	○	○	○	○	○	
10	黒松内町史(黒松内町,平成4年6月)	黒松内町	○	○		○	○	○	
11	後志の植物(桑原義晴,平成8年)	磯谷海岸							○
12	北海道レッドデータブック (http://rdb.hokkaido-ies.go.jp/)	寿都町、黒松内町	○	○	○	○	○		○
13	北海道環境データベース (http://edb.ies.hro.or.jp/hes_sys/index.html)	寿都町、黒松内町	○	○	○	○	○	○	○
14	北海道ブルーリスト2010 (http://bluelist.ies.hro.or.jp/)	寿都町、黒松内町	○	○	○	○	○	○	○

図 3.1.4-1 動植物の基本的な調査対象範囲

(1) 動物の生息状況

(a) 動物相の状況

① 哺乳類相

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-2に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では6目10科23種の哺乳類が抽出された。

当該範囲は広域かつ低地から山地までの環境を含むことを反映し、人家付近に生息するドブネズミ、ハツカネズミのほか、亜高山帯、高山帯までを活動域とするテン、ヒグマなどの多様な種が含まれている。

② 鳥類相

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-3に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では19目46科151種の鳥類が抽出された。

当該範囲は広域かつ海岸から山地までの環境を含むことを反映し、シギ類、チドリ類などの湿地性の鳥類のほか、海上を主な生息地とするウミスズメ類、エゾムシクイといった亜高山帯に生息する種などの多様な種が含まれている。

③ 爬虫類・両生類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-4、表3.1.4-5に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では1目3科4種の爬虫類、2目3科4種の両生類が抽出された。

抽出された爬虫類（ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ニホンマムシ）及び両生類（エゾサンショウウオ、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、エゾアカガエル）は、人家、農耕地から山地にかけて広く分布する種である。

④ 魚類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-6に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では7目12科39種の魚類が抽出された。

河川の上流域から下流域にまで生息する種が抽出され、朱太川における漁業対象種となっているカワヤツメ、アユなども含まれている。また、ニホンイトヨ、トミヨ属淡水型といった湧水のある小河川などに生息する種も含まれている。

⑤　昆虫類

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-7に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では14目165科1,109種の昆虫類が抽出された。

抽出された種には、止水域を利用する種（ゲンゴロウ、ヘイケボタルなど）、流水域を利用する種（オニヤンマ、ヘビトンボ）、人家周辺や農耕地、草地を利用する種（モンキチョウなど）、樹林地を利用する種（エゾマイマイカブリなど）が含まれている。また、河畔林を利用する種（キベリタテハ）なども含まれている。

⑥　底生生物

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-8に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では4目8科8種の底生生物が抽出された。

河川の上流域から下流域などに生息する種が含まれており、カワシンジュガイやニホンザリガニといった清涼な水質を好む種なども含まれている。

表3.1.4-2　哺乳類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No,								
				1	3	4	5	9	10	12	13	14
1	モグラ	トガリネズミ	ヒメトガリネズミ								○	
2			オオアシトガリネズミ					○			○	
3	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ					○				
4	ウサギ	ウサギ	エゾユキウサギ					○			○	
5	ネズミ	リス	エゾリス					○			○	
6			エゾシマリス					○			○	
7			エゾモモンガ					○			○	
8		ネズミ	ミカドネズミ					○				
9			エゾヤチネズミ					○			○	
10			アカネズミ								○	
11			エゾアカネズミ					○				
12			ヒメネズミ								○	
13			エゾヒメネズミ					○				
14			ハツカネズミ					○				
15			ドブネズミ					○				
16	ネコ	クマ	ヒグマ	○				○	○			
17		アライグマ	アライグマ									○
18		イヌ	エゾタヌキ	○				○	○		○	
19			キタキツネ	○				○			○	
20		イタチ	テン								○	
21			イタチ					○				○
22			イイズナ								○	
23	ウシ	シカ	エゾシカ	○	○						○	
	6目10科23種			4種	1種	0種	0種	16種	2種	0種	13種	2種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-3(1)　鳥類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.							
				1	6	7	9	10	12	13	14
1	キジ	キジ	エゾライチョウ							○	
2			ヤマドリ				○				
3			キジ				○				
4	カモ	カモ	オシドリ				○			○	
5			ヨシガモ							○	
6			ヒドリガモ							○	
7			マガモ				○			○	
8			カルガモ							○	
9			シマアジ							○	
10			コガモ							○	
11			ホシハジロ							○	
12			キンクロハジロ							○	
13			シノリガモ							○	
14			ホオジロガモ							○	
15			ミコアイサ							○	
16			カワアイサ							○	
17			ウミアイサ							○	
18	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ							○	
19	ハト	ハト	キジバト	○	○		○	○		○	
20			アオバト							○	
21	アビ	アビ	オオハム							○	
22	ミズナギドリ	ミズナギドリ	ハシボソミズナギドリ							○	
23	カツオドリ	ウ	ウミウ							○	
24	ペリカン	サギ	アオサギ					○		○	
25			ダイサギ							○	
26			コサギ							○	
27	ツル	クイナ	クイナ				○				
28			ヒメクイナ								
29			バン	○						○	
30			オオバン							○	
31	カッコウ	カツコウ	ツツドリ		○					○	
32			カッコウ		○					○	
33	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ						○	○	
34	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ							○	
35	チドリ	チドリ	ムナグロ							○	
36			ダイゼン			○				○	
37			イカルチドリ				○				
38			コチドリ							○	
39			シロチドリ			○				○	
40			メダイチドリ			○				○	
41		セイタカシギ	セイタカシギ							○	
42		シギ	ヤマシギ							○	
43			オオジシギ					○		○	
44			タシギ				○				
45			オオソリハシシギ			○				○	
46			チュウシャクシギ			○				○	
47			キアシシギ			○				○	
48			ソリハシシギ			○				○	
49			イソシギ		○	○		○		○	
50			キョウジョシギ			○					
51			オバシギ							○	
52			ミユビシギ			○				○	
53			トウネン			○				○	
54			ハマシギ			○					

注）種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月　日本鳥学会)に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-3(2)　鳥類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.							
				1	6	7	9	10	12	13	14
55	チドリ	カモメ	ミツユビカモメ				○				
56			ユリカモメ							○	
57			ウミネコ				○			○	
58			ワシカモメ							○	
59			セグロカモメ				○			○	
60			オオセグロカモメ							○	
61		ウミスズメ	ウミガラス				○				
62			ウミスズメ				○			○	
63			ウトウ				○				
64			エトピリカ				○				
65	タカ	タカ	ハチクマ						○		
66			トビ					○		○	
67			オジロワシ							○	
68			オオワシ							○	
69			ハイタカ					○		○	
70			オオタカ							○	
71			ノスリ							○	
72	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク							○	
73			コノハズク								
74			フクロウ								
75	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						○		
76			カワセミ	○				○		○	
77			ヤマセミ					○		○	
78	キツツキ	キツツキ	アリスイ							○	
79			コゲラ							○	
80			オオアカゲラ							○	
81			アカゲラ				○	○		○	
82			ミユビゲラ						○		
83			クマゲラ						○	○	
84			ヤマゲラ				○			○	
85	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ						○	○	
86	スズメ	モズ	モズ		○		○	○		○	
87			アカモズ							○	
88		カラス	カケス					○		○	
89			ハシボソガラス		○		○			○	
90			ハシブトガラス				○			○	
91			キクイタダキ							○	
92		シジュウカラ	ハシブトガラ							○	
93			コガラ	○			○			○	
94			ヤマガラ				○			○	
95			ヒガラ				○			○	
96			シジュウカラ				○			○	
97		ヒバリ	ヒバリ		○		○			○	
98		ツバメ	ツバメ		○		○			○	
99			イワツバメ					○		○	
100		ヒヨドリ	ヒヨドリ		○		○			○	
101		ウグイス	ウグイス		○		○	○		○	
102			ヤブサメ							○	
103		エナガ	エナガ							○	

注）種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月　日本鳥学会)に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-3(3)　鳥類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.							
				1	6	7	9	10	12	13	14
104	スズメ	ムシクイ	メボソムシクイ							○	
105			エゾムシクイ	○						○	
106			センダイムシクイ		○		○			○	
107		メジロ	メジロ				○			○	
108		センニュウ	シマセンニュウ							○	
109			エゾセンニュウ							○	
110		ヨシキリ	オオヨシキリ		○					○	
111			コヨシキリ		○					○	
112		レンジャク	キレンジャク					○			
113		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				○			○	
114		キバシリ	キバシリ							○	
115		ミソサザイ	ミソサザイ				○			○	
116		ムクドリ	ムクドリ		○		○	○		○	
117			コムクドリ		○					○	
118		カワガラス	カワガラス							○	
119		ヒタキ	クロツグミ		○		○			○	
120			アカハラ	○	○					○	
121			ツグミ							○	
122			コマドリ							○	
123			ノゴマ							○	
124			コルリ	○	○			○		○	
125			ルリビタキ							○	
126			ジョウビタキ							○	
127			ノビタキ				○			○	
128			イソヒヨドリ							○	
129			キビタキ				○	○		○	
130			オオルリ				○			○	
131		スズメ	ニュウナイスズメ					○		○	
132			スズメ				○	○		○	
133		セキレイ	キセキレイ		○					○	
134			ハクセキレイ		○			○		○	
135			セグロセキレイ							○	
136			ビンズイ				○			○	
137		アトリ	アトリ							○	
138			カワラヒワ		○			○		○	
139			マヒワ				○			○	
140			ベニヒワ							○	
141			ベニマシコ							○	
142			ウソ				○			○	
143			シメ							○	
144			イカル							○	
145		ツメナガホオジロ	ユキホオジロ							○	
146		ホオジロ	ホオジロ				○			○	
147			ホオアカ	○	○					○	
148			カシラダカ							○	
149			ミヤマホオジロ							○	
150			アオジ		○		○			○	
151			オオジュリン							○	
	19目46科151種			12種	25種	14種	45種	23種	8種	133種	2種

注）種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月　日本鳥学会)に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-4　爬虫類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.			
				9	12	13	14
1	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○		○	
2		ナミヘビ	シマヘビ	○		○	
3			アオダイショウ	○		○	
4		クサリヘビ	ニホンマムシ	○			
	1目3科4種			4種	0種	3種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-5　両生類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.			
				9	12	13	14
1	有尾	サンショウウオ	エゾサンショウウオ			○	
2	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○		○	
3		アカガエル	ヤマアカガエル	○			
4			エゾアカガエル	○		○	
	2目3科4種			3種	0種	3種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-6　魚類　確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No,							
				2	3	4	9	10	12	13	14
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ					○			
2			カワヤツメ属				○				
3	コイ	コイ	コイ				○				
4			フナ属				○				
5			ギンブナ							○	
6			マルタウグイ							○	
7			エゾウグイ						○	○	
8			ウグイ		○		○	○		○	
9		ドジョウ	ドジョウ				○	○		○	○
10			フクドジョウ							○	
11	サケ	キュウリウオ	キュウリウオ							○	
12			ワカサギ				○			○	
13		アユ	アユ				○	○	○	○	
14		シラウオ	シラウオ							○	
15		サケ	アメマス							○	
16			オショロコマ				○				
17			イワナ属				○				
18			ニジマス							○	
19			サケ							○	
20			サクラマス(ヤマメ)				○	○		○	
21	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ							○	
22			ニホンイトヨ								
23			トミヨ属淡水型					○		○	
24	カサゴ	カジカ	カジカ							○	
25			カンキョウカジカ							○	
26			ハナカジカ					○	○	○	
27			カジカ属				○				
28	スズキ	ボラ	ボラ							○	
29			メナダ							○	
30		ハゼ	シロウオ							○	
31			ミミズハゼ						○	○	
32			シマウキゴリ							○	
33			ウキゴリ					○		○	
34			ヨシノボリ属					○			
35			ビリンゴ							○	
36			ジュズカケハゼ							○	
37			アシシロハゼ							○	
38			ヌマチチブ							○	
39	カレイ	カレイ	ヌマガレイ							○	
	7目12科39種			0種	1種	0種	11種	9種	4種	29種	1種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(1)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
1	カゲロウ	ヒラタカゲロウ	エルモンヒラタカゲロウ					○	
2		トビイロカゲロウ	ナミトビイロカゲロウ					○	
3		モンカゲロウ	フタスジモンカゲロウ					○	
4			モンカゲロウ					○	
5		マダラカゲロウ	オオクママダラカゲロウ					○	
6			チェルノバマダラカゲロウ					○	
7			ヨシノマダラカゲロウ					○	
8			フタマタマダラカゲロウ					○	
9			ミツトゲマダラカゲロウ					○	
10			クシゲマダラカゲロウ					○	
11	トンボ	アオイトトンボ	アオイトトンボ		○			○	
12			オオアオイトトンボ					○	
13			オツネントンボ					○	
14		イトトンボ	オゼイトトンボ					○	
15		カワトンボ	ニホンカワトンボ					○	
16		ムカシトンボ	ムカシトンボ					○	
17		ヤンマ	オオルリボシヤンマ					○	
18			ルリボシヤンマ					○	
19		サナエトンボ	モイワサナエ					○	
20		オニヤンマ	オニヤンマ		○			○	
21		エゾトンボ	カラカネトンボ					○	
22			キバネモリトンボ					○	
23		トンボ	ヨツボシトンボ					○	
24			シオカラトンボ		○			○	
25			シオヤトンボ					○	
26			ウスバキトンボ					○	
27			マユタテアカネ					○	
28			アキアカネ		○			○	
29			ノシメトンボ		○			○	
30			ミヤマアカネ					○	
31	ハサミムシ	マルムネハサミムシ	ハマベハサミムシ					○	
32		クギヌキハサミムシ	コブハサミムシ					○	
33			エゾハサミムシ					○	
34			キバネハサミムシ					○	
35			クギヌキハサミムシ					○	
36	カワゲラ	トワダカワゲラ	フタカギトワダカワゲラ					○	
37		クロカワゲラ	ヤスマツクロカワゲラ					○	
38		ミドリカワゲラ	エゾミドリカワゲラ					○	
39		カワゲラ	カミムラカワゲラ					○	
40	バッタ	カマドウマ	カマドウマ					○	
41			マダラカマドウマ					○	
42		ツユムシ	ツユムシ					○	
43		キリギリス	コバネヒメギス					○	
44			ウスイロササキリ					○	
45			ヒメギス					○	
46			イブキヒメギス					○	
47			ヒメクサキリ					○	
48		ケラ	ケラ		○			○	
49		コオロギ	エンマコオロギ		○				
50		マツムシ	カンタン					○	
51		ヒバリモドキ	マダラスズ					○	
52			シバスズ					○	
53			ヤチスズ					○	
54			エゾスズ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(2)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
55	バッタ	バッタ	ヒナバッタ					○	
56			トノサマバッタ		○			○	
57			イナゴモドキ					○	
58			ナキイナゴ					○	
59			ヒロバネヒナバッタ					○	
60			エゾイナゴ					○	
61		イナゴ	ハネナガフキバッタ					○	
62			ミカドフキバッタ					○	
63			サッポロフキバッタ					○	
64		ヒシバッタ	ハラヒシバッタ					○	
65	カメムシ	ヒシウンカ	ヨモギヒシウンカ					○	
66		セミ	コエゾゼミ		○			○	
67			エゾハルゼミ		○			○	
68		ツノゼミ	ツノゼミ					○	
69			トビイロツノゼミ					○	
70			モジツノゼミ					○	
71		アワフキムシ	トドマツホソアワフキ					○	
72			シロオビアワフキ					○	
73			モンキアワフキ					○	
74			コガタアワフキ					○	
75			マエキアワフキ					○	
76			ヒメモンキアワフキ					○	
77			クロスジアワフキ					○	
78			オオアワフキ					○	
79			ホソアワフキ					○	
80			クロフアワフキ					○	
81		コガシラアワフキムシ	コガシラアワフキ					○	
82		ヨコバイ	アオズキンヨコバイ					○	
83			オオヨコバイ					○	
84			ブチミャクヨコバイ					○	
85			キスジカンムリヨコバイ					○	
86			マエジロイチモンジヨコバイ					○	
87			チャイロヨコバイ					○	
88			シロズオオヨコバイ					○	
89			オヌキヨコバイ					○	
90			クロサジヨコバイ					○	
91		サシガメ	ハネナシサシガメ					○	
92			クロモンサシガメ					○	
93		ハナカメムシ	ヤサハナカメムシ					○	
94		カスミカメムシ	ナカグロカスミカメ					○	
95			ブチヒゲクロカスミカメ					○	
96			フタモンカスミカメ					○	
97			クロバカスミカメ					○	
98			ヒゲナガクロバカスミカメ					○	
99			コアオカスミカメ					○	
100			ツマグロアオカスミカメ					○	
101			マダラカスミカメ					○	
102			メンガタカスミカメ					○	
103			ムモンミドリカスミカメ					○	
104			オオチャイロカスミカメ					○	
105			クロマルカスミカメ					○	
106			モンキマキバカスミカメ					○	
107			フタトゲムギカスミカメ					○	
108			アカミャクカスミカメ					○	
109			フタスジカスミカメ					○	
110			イネホソミドリカスミカメ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(3)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
111	カメムシ	マキバサシガメ	ハラビロマキバサシガメ					○	
112			クロマキバサシガメ					○	
113			ハネナガマキバサシガメ					○	
114		ホソヘリカメムシ	ヒメクモヘリカメムシ					○	
115		ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ					○	
116		ナガカメムシ	クロナガカメムシ					○	
117			キベリヒョウタンナガカメムシ					○	
118			マダラナガカメムシ					○	
119			ホソコバネナガカメムシ					○	
120			チャイロナガカメムシ					○	
121			ヒゲナガカメムシ					○	
122			チャモンナガカメムシ					○	
123			エゾヒメナガカメムシ					○	
124		ツノカメムシ	セアカツノカメムシ					○	
125			ベニモンツノカメムシ					○	
126			セグロベニモンツノカメムシ					○	
127			セグロヒメツノカメムシ					○	
128		ツチカメムシ	ツチカメムシ					○	
129		カメムシ	トゲカメムシ					○	
130			ムラサキカメムシ					○	
131			ブチヒゲカメムシ					○	
132			ナガメ					○	
133			オオトゲシラホシカメムシ					○	
134			ヨツボシカメムシ					○	
135			スコットカメムシ					○	
136			エゾアオカメムシ		○			○	
137			ツノアオカメムシ					○	
138			アシアカカメムシ					○	
139			クチブトカメムシ					○	
140			アカアシクチブトカメムシ					○	
141			チャバネアオカメムシ					○	
142		クヌギカメムシ	ヨツモンカメムシ					○	
143		アメンボ	アメンボ		○			○	
144			コセアカアメンボ					○	
145			シマアメンボ					○	
146		マツモムシ	マツモムシ		○				
147	ヘビトンボ	ヘビトンボ	ヘビトンボ		○			○	
148		センブリ	センブリ					○	
149	アミメカゲロウ	ヒロバカゲロウ	ヒロバカゲロウ					○	
150			ツマモンヒロバカゲロウ					○	
151			スカシヒロバカゲロウ					○	
152		ウスバカゲロウ	ウスバカゲロウ		○				
153			コウスバカゲロウ					○	
154	シリアゲムシ	シリアゲムシ	プライヤシリアゲ					○	
155	トビケラ	シマトビケラ	ウルマーシマトビケラ					○	
156		ヒゲナガカワトビケラ	ヒゲナガカワトビケラ					○	
157		カワリナガレトビケラ	ツメナガナガレトビケラ					○	
158		ナガレトビケラ	ヒロアタマナガレトビケラ					○	
159			トランスクィラナガレトビケラ					○	
160			ヤマナカナガレトビケラ					○	
161		カクスイトビケラ	アメリカカクスイトビケラ					○	
162			クワヤマカクスイトビケラ					○	
163		ニンギョウトビケラ	ニンギョウトビケラ					○	
164		カクツツトビケラ	ヒロオカクツツトビケラ					○	
165			サトウカクツツトビケラ					○	
166			ヌカビラカクツツトビケラ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(4)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
167	トビゲラ	エグリトビケラ	ジョウザンエグリトビケラ					○	
168			トビモンエグリトビケラ					○	
169			クロズエグリトビケラ					○	
170			ウスバキトビケラ					○	
171			エグリトビケラ					○	
172			トビイロトビケラ					○	
173		ホソバトビケラ	ホソバトビケラ					○	
174		トビケラ	ムラサキトビケラ					○	
175		マルバネトビケラ	マルバネトビケラ					○	
176		クロツツトビケラ	ウスリーアツバエグリトビケラ					○	
177	チョウ	ボクトウガ	ゴマフボクトウ					○	
178		ハマキガ	チャモンギンハマキ					○	
179			ネウスハマキ					○	
180			ギンヨスジハマキ					○	
181			ナラコハマキ					○	
182			ニレハマキ					○	
183			ツマジロヒメハマキ					○	
184			コアトキハマキ					○	
185			ミダレカクモンハマキ					○	
186			オオアトキハマキ					○	
187			コウスクリイロヒメハマキ					○	
188			アトボシハマキ					○	
189			キオビヘリホシヒメハマキ					○	
190			ヨモギネムシガ					○	
191			マエジロムラサキヒメハマキ					○	
192			コケキオビヒメハマキ					○	
193			コシモフリヒメハマキ					○	
194			クローバヒメハマキ					○	
195			アカトビハマキ					○	
196			ウスアミメトビハマキ					○	
197			アミメホソハマキ					○	
198			ヨモギオオホソハマキ					○	
199			ホソオビアミメモンヒメハマキ					○	
200			カラマツイトヒキハマキ					○	
201			ヤマツツジマダラヒメハマキ					○	
202			ヤナギサザナミヒメハマキ					○	
203			ニセハギカギバヒメハマキ					○	
204			テングハマキ					○	
205			ギンボシトビハマキ					○	
206			ハイトビスジハマキ					○	
207			コナミスジキヒメハマキ					○	
208			シロスジヒロバヒメハマキ					○	
209	チョウ	イラガ	ウスムラサキイラガ					○	
210			ウストビイラガ					○	
211			クロシタアオイラガ					○	
212			アカイラガ					○	
213		マダラガ	キスジホソマダラ					○	
214			シロシタホタルガ					○	
215		セセリチョウ	コキマダラセセリ					○	
216			オオチャバネセセリ					○	
217			コチャバネセセリ					○	
218			スジグロチャバネセセリ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(5)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
219	チョウ	シジミチョウ	ルリシジミ		○			○	
220			アイノミドリシジミ					○	
221			ツバメシジミ					○	
222			オオミドリシジミ					○	
223			ジョウザンミドリシジミ					○	
224			ベニシジミ		○			○	
225			ミドリシジミ					○	
226			オオゴマシジミ					○	
227			ヒメシジミ北海道亜種					○	
228			ジョウザンシジミ					○	
229			ムモンアカシジミ					○	
230			ダイセンシジミ					○	
231			ゴマシジミ東北・北海道亜種					○	
232		タテハチョウ	コムラサキ					○	
233			サカハチチョウ					○	
234			アカマダラ		○			○	
235			ミドリヒョウモン		○			○	
236			オオウラギンスジヒョウモン					○	
237			コヒョウモン北海道亜種					○	
238			メスグロヒョウモン					○	
239			ウラギンヒョウモン		○			○	
240			クジャクチョウ		○			○	
241			イチモンジチョウ					○	
242			オオミスジ					○	
243			キベリタテハ					○	
244			ヒオドシチョウ					○	
245			シータテハ					○	
246			ヒメアカタテハ					○	
247			アカタテハ		○			○	
248			ヒョウモンチョウ北日本亜種					○	
249		アゲハチョウ	カラスアゲハ本土亜種		○			○	
250			キアゲハ		○			○	
251			ウスバシロチョウ					○	
252			ヒメウスバシロチョウ					○	
253		シロチョウ	エゾシロチョウ					○	
254			モンキチョウ		○			○	
255			オオモンシロチョウ					○	
256			スジグロシロチョウ					○	
257			モンシロチョウ		○			○	
258			エゾスジグロシロチョウ北海道亜種					○	
259		ジャノメチョウ	ベニヒカゲ北海道亜種					○	
260			キマダラモドキ					○	
261			クロヒカゲ本土亜種		○			○	
262			ヤマキマダラヒカゲ本土亜種					○	
263			オオヒカゲ		○			○	
264			ヒメウラナミジャノメ					○	
265			ヒメキマダラヒカゲ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(6)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
266	チョウ	ツトガ	ツトガ					○	
267			ツマスジツトガ					○	
268			テンスジツトガ					○	
269			ナカモンツトガ					○	
270			キホソノメイガ北海道亜種					○	
271			カギバノメイガ					○	
272			ウスギンツトガ					○	
273			エグリノメイガ					○	
274			マダラミズメイガ北海道亜種					○	
275			スカシノメイガ					○	
276			モンキクロノメイガ					○	
277			キモンウスグロノメイガ					○	
278			クロフキマダラノメイガ					○	
279			マメノメイガ					○	
280			シロテンキノメイガ					○	
281			ワモンノメイガ					○	
282			シロアシクロノメイガ					○	
283			アズキノメイガ北海道亜種					○	
284			マエアカスカシノメイガ					○	
285			フチグロノメイガ					○	
286			ウスキモンノメイガ					○	
287			ウコンノメイガ					○	
288			キムジノメイガ					○	
289			シロオビノメイガ					○	
290			ヨツボシノメイガ					○	
291			ヒメセスジノメイガ					○	
292			ウスマルモンノメイガ					○	
293			チャモンノメイガ					○	
294		メイガ	ウスアカマダラメイガ					○	
295			ヒメトビネマダラメイガ					○	
296			ウスアカモンクロマダラメイガ					○	
297			キモントガリメイガ					○	
298			シロマダラメイガ					○	
299			アカマダラメイガ					○	
300			シロスジクロマダラメイガ					○	
301			トビスジマダラメイガ					○	
302			オオクシヒゲシマメイガ					○	
303			クロモンヤマメイガ					○	
304			フタモンキニセノメイガ北海道亜種					○	
305		マドガ	ハスオビマドガ					○	
306		カギバガ	マエキカギバ					○	
307			ヒトツメカギバ					○	
308			マダラカギバ					○	
309			ウスイロカギバ					○	
310			オビカギバ					○	
311			ウスベニアヤトガリバ					○	
312			キマダラトガリバ					○	
313			エゾカギバ					○	
314			アシベニカギバ					○	
315			ウスジロトガリバ					○	
316			ギンモントガリバ					○	
317			オオバトガリバ					○	
318			オオマエベニトガリバ					○	
319			ヒトテントガリバ					○	
320			モントガリバ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(7)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
321	チョウ	シャクガ	クロマダラエダシャク					○	
322			ヒメマダラエダシャク					○	
323			キタマダラエダシャク					○	
324			ハンノトビスジエダシャク					○	
325			チズモンアオシャク					○	
326			ヒメナカウスエダシャク					○	
327			シロシタオビエダシャク					○	
328			スモモエダシャク					○	
329			アトヘリアオシャク					○	
330			キシタエダシャク					○	
331			カラフトシロナミシャク					○	
332			キリバネホソナミシャク					○	
333			アトグロアミメエダシャク					○	
334			ミスジコナフエダシャク					○	
335			アトボシエダシャク					○	
336			ホソバハラアカアオシャク					○	
337			クロスジアオナミシャク					○	
338			ルリモンエダシャク					○	
339			アカアシアオシャク					○	
340			トンボエダシャク					○	
341			オオハガタナミシャク					○	
342			オオトビスジエダシャク					○	
343			ミミモンエダシャク					○	
344			キンオビナミシャク					○	
345			フタシロスジナミシャク					○	
346			ヨコジマナミシャク					○	
347			ウストビモンナミシャク					○	
348			ハコベナミシャク					○	
349			フトオビヒメナミシャク					○	
350			シロジマエダシャク					○	
351			ミヤマアミメナミシャク					○	
352			キアミメナミシャク					○	
353			ハガタナミシャク					○	
354			アミメナミシャク					○	
355			キガシラオオナミシャク北海道亜種					○	
356			キベリシロナミシャク					○	
357			キマダラオオナミシャク					○	
358			ツマキシロナミシャク					○	
359			ナシモンエダシャク北海道亜種					○	
360			キバラエダシャク					○	
361			カギシロスジアオシャク					○	
362			オオシロオビアオシャク					○	
363			ハガタチビナミシャク					○	
364			キヒメナミシャク					○	
365			ヒロオビナミシャク					○	
366			ハミスジエダシャク					○	
367			ウスキヒメシャク					○	
368			クロテントビヒメシャク					○	
369			ナミスジコアオシャク					○	
370			キタウンモンエダシャク					○	
371			セジロナミシャク					○	
372			キホソスジナミシャク					○	
373			クロズウスキエダシャク					○	
374			バラシロエダシャク					○	
375			シャンハイオエダシャク					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(8)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
376	チョウ	シャクガ	コカバスジナミシャク					○	
377			ヒメカバスジナミシャク					○	
378			ウスクモエダシャク					○	
379			キイロエグリヅマエダシャク					○	
380			ウスグロノコバエダシャク					○	
381			トビスジヒメナミシャク					○	
382			シロツバメエダシャク					○	
383			オオアヤシャク					○	
384			フタスジウスキエダシャク					○	
385			ウスアオエダシャク					○	
386			シナトビスジエダシャク					○	
387			シロモンキエダシャク					○	
388			シダエダシャク					○	
389			ネグロウスベニナミシャク					○	
390			ツマキエダシャク					○	
391			トビモンシロナミシャク					○	
392			ネグロエダシャク					○	
393			フタヤマエダシャク					○	
394			ツマキウスグロエダシャク					○	
395			ヤスジマルバヒメシャク					○	
396			ウラクロスジシロヒメシャク					○	
397			アメイロヒメシャク					○	
398			スミレシロヒメシャク北海道亜種					○	
399			ムラサキエダシャク					○	
400			ビロードナミシャク					○	
401			ミスジシロエダシャク					○	
402			キオビハガタナミシャク					○	
403			ヨツメアオシャク					○	
404			ベニスジヒメシャク北海道亜種					○	
405			シロオビクロナミシャク					○	
406			トラフツバメエダシャク					○	
407			キアシシロナミシャク北海道亜種					○	
408			ナカシロスジナミシャク					○	
409			トビスジコナミシャク					○	
410			モンシロツマキリエダシャク					○	
411			ミスジツマキリエダシャク					○	
412			キリバエダシャク北海道亜種					○	
413			シロオビヒメエダシャク北海道亜種					○	
414		ツバメガ	クロホシフタオ					○	
415			クロフタオ					○	
416		カイコガ	クワコ					○	
417		カレハガ	タケカレハ					○	
418			ヨシカレハ					○	
419			ホシカレハ					○	
420			オビカレハ					○	
421			ヒメカレハ					○	
422		ヤママユガ	オオミズアオ		○			○	
423			オナガミズアオ北海道亜種					○	
424			ヤママユ北海道亜種					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(9)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
425	チョウ	スズメガ	ハネナガブドウスズメ					○	
426			アジアホソバスズメ					○	
427			クルマスズメ					○	
428			ベニスズメ					○	
429			ヒメサザナミスズメ					○	
430			クロホウジャク					○	
431			モモスズメ		○			○	
432			エゾシモフリスズメ					○	
433			ヒサゴスズメ					○	
434			ウチスズメ					○	
435		シャチホコガ	ツマアカシャチホコ					○	
436			バイバラシロシャチホコ					○	
437			クロテンシャチホコ					○	
438			シロテンシャチホコ					○	
439			アオセダカシャチホコ					○	
440			ホソバシャチホコ					○	
441			クワゴモドキシャチホコ					○	
442			ハガタエグリシャチホコ					○	
443			ギンシャチホコ					○	
444			カバイロモクメシャチホコ					○	
445			スジモクメシャチホコ					○	
446			モンキシロシャチホコ					○	
447			ウスヅマシャチホコ					○	
448			ハイイロシャチホコ					○	
449			シロスジシャチホコ					○	
450			マエジロシャチホコ					○	
451			ウチキシャチホコ					○	
452			トビスジシャチホコ					○	
453			トビマダラシャチホコ					○	
454			ナカキシャチホコ					○	
455			ルリモンシャチホコ					○	
456			シロジマシャチホコ					○	
457			スズキシャチホコ					○	
458			エグリシャチホコ					○	
459			ニッコウシャチホコ					○	
460			クビワシャチホコ					○	
461			ギンモンシャチホコ					○	
462			ウスイロギンモンシャチホコ					○	
463			シャチホコガ					○	
464			ブナアオシャチホコ					○	
465			タテスジシャチホコ					○	
466			ムラサキシャチホコ					○	
467		トラガ	ベニモントラガ					○	
468		ヒトリガ	ホシオビコケガ					○	
469			ヒトリガ					○	
470			ハガタベニコケガ北海道亜種					○	
471			ゴマダラベニコケガ					○	
472			シロヒトリ					○	
473			アカスジシロコケガ					○	
474			ヒメキホソバ					○	
475			ミヤマキベリホソバ					○	
476			キシタホソバ					○	
477			キベリネズミホソバ					○	
478			ヨツボシホソバ					○	
479			オオベニヘリコケガ					○	
480			ベニヘリコケガ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(10)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
481	チョウ	ヒトリガ	クロスジホソバ					○	
482			アマヒトリ					○	
483			ホシベニシタヒトリ					○	
484			コベニシタヒトリ					○	
485			ベニシタヒトリ					○	
486			フトスジモンヒトリ					○	
487			スジモンヒトリ					○	
488			アカハラゴマダラヒトリ					○	
489		ドクガ	エルモンドクガ					○	
490			リンゴドクガ					○	
491			マメドクガ					○	
492			ヒメキアシドクガ					○	
493			キドクガ					○	
494			カシワマイマイ					○	
495			ノンネマイマイ					○	
496			ヒメシロモンドクガ					○	
497			モンシロドクガ					○	
498			アカモンドクガ					○	
499		ヤガ	ミツモンキンウワバ					○	
500			シロシタケンモン					○	
501			オオケンモン					○	
502			ナシケンモン					○	
503			センモンヤガ					○	
504			タマナヤガ					○	
505			カブラヤガ					○	
506			ショウブヨトウ					○	
507			カラスヨトウ					○	
508			ツマジロカラスヨトウ					○	
509			ウスベリケンモン					○	
510			ヒメハガタヨトウ					○	
511			ネスジシラクモヨトウ					○	
512			イシカリヨトウ					○	
513			マツバラシラクモヨトウ					○	
514			ハガタウスキヨトウ					○	
515			ソトジロツマキリクチバ					○	
516			シロテンウスグロヨトウ					○	
517			シロモンオビヨトウ					○	
518			ギシギシヨトウ					○	
519			オオムラサキキンウワバ					○	
520			エゾムラサキキンウワバ					○	
521			モクメヤガ					○	
522			ハジマヨトウ					○	
523			アオケンモン					○	
524			マルモンウスヅマアツバ					○	
525			マダラツマキリヨトウ					○	
526			エゾシロシタバ					○	
527			ベニシタバ					○	
528			コゴマヨトウ					○	
529			ハルタギンガ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(11)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
530	チョウ	ヤガ	ウラギンガ					○	
531			ムジギンガ					○	
532			エゾコヤガ					○	
533			ホソバネグロヨトウ					○	
534			キンイロキリガ					○	
535			ニレキリガ					○	
536			シラオビキリガ					○	
537			シラホシキリガ					○	
538			イタヤキリガ					○	
539			イボタケンモン					○	
540			コヒサゴキンウワバ					○	
541			オオバコヤガ					○	
542			ウスイロアカフヤガ					○	
543			スジクロモクメヨトウ					○	
544			シロモンコヤガ					○	
545			ヒメシマヨトウ					○	
546			ウスムラサキヨトウ					○	
547			ツメクサキシタバ					○	
548			ツメクサガ					○	
549			フシキアツバ					○	
550			ホシボシヤガ					○	
551			ベニエグリコヤガ					○	
552			フキヨトウ					○	
553			ヒロオビウスグロアツバ					○	
554			ムラサキミツボシアツバ					○	
555			ヒトスジアツバ					○	
556			モンキコヤガ					○	
557			ウラジロアツバ					○	
558			スジシロコヤガ					○	
559			マエアカシロヨトウ					○	
560			セスジヨトウ					○	
561			クビグロクチバ					○	
562			ヒメクビグロクチバ					○	
563			シラホシヨトウ					○	
564			ユミモンクチバ					○	
565			ホシミミヨトウ					○	
566			フタホシコヤガ					○	
567			シロテンキヨトウ					○	
568			マダラキヨトウ					○	
569			オオフタオビキヨトウ					○	
570			ウスベニキヨトウ					○	
571			マエジロヤガ					○	
572			ベニモンヨトウ					○	
573			アトキスジクルマコヤガ					○	
574			ミツボシツマキリアツバ					○	
575			ホソナミアツバ					○	
576			モンキアカガネヨトウ					○	
577			シラオビアカガネヨトウ					○	
578			イネキンウワバ					○	
579			トビモンコヤガ					○	
580			シロフコヤガ					○	
581			タデキリガ					○	
582			ヨスジアカヨトウ					○	
583			テンクロアツバ					○	
584			シロシタヨトウ					○	
585			テンオビヨトウ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(12)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
586	チョウ	ヤガ	シロオビハイイロヤガ					○	
587			マルモンシロガ					○	
588			シラフクチバ					○	
589			シロスジアオヨトウ					○	
590			ハガタアオヨトウ					○	
591			ウスグロアツバ					○	
592			ヒメコブヒゲアツバ					○	
593			キタキバラケンモン					○	
594			ウスキシタヨトウ					○	
595			エゾキシタヨトウ					○	
596			モンキキリガ					○	
597			エゾキイロキリガ					○	
598			シロモンヤガ					○	
599			キシタミドリヤガ					○	
600			ハイイロキシタヤガ					○	
601		コブガ	ギンボシリンガ					○	
602			クロオビリンガ					○	
603			カマフリンガ					○	
604			トビモンシロコブガ					○	
605			ヒメコブガ					○	
606			コマバシロコブガ					○	
607			アオスジアオリンガ					○	
608			アミメリンガ					○	
609	ハエ	ガガンボ	ウスバガガンボ					○	
610			ヒメクシヒゲガガンボ					○	
611			シリブトガガンボ					○	
612			カスリヒメガガンボ					○	
613			ウスナミガタガガンボ					○	
614			エゾマダラヒメガガンボ					○	
615			オオマキバガガンボ					○	
616			キイロホソガガンボ					○	
617			ダイミョウガガンボ					○	
618			キリウジガガンボ					○	
619			カスリガガンボ					○	
620			マダラガガンボ					○	
621			モイワガガンボ					○	
622			クロキリウジガガンボ					○	
623		ブユ	ブユ科					○	
624		ケバエ	キスネアシボソケバエ					○	
625			メスアカケバエ					○	
626			クチナガトゲケバエ					○	
627			クロトゲナシケバエ					○	
628			ヒメセアカケバエ					○	
629			ヒメセグロケバエ					○	
630			Bibio matsumurai					○	
631		コガシラアブ	セダカコガシラアブ					○	
632		ミズアブ	コウカアブ					○	
633		アブ	アカウシアブ		○			○	
634			ヤマトアブ					○	
635			アカアブ					○	
636			シロフアブ					○	
637			ウシアブ					○	
638			メクラアブ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(13)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
639	ハエ	ムシヒキアブ	チャイロムシヒキ					○	
640			サッポロアシナガムシヒキ					○	
641			シロズヒメムシヒキ					○	
642			シオヤアブ					○	
643			サキグロムシヒキ					○	
644		ハナアブ	マツムラクロハナアブ					○	
645			ニセジョウザンケイクロハナアブ					○	
646			エゾクロヒラタアブ					○	
647			ヤマトヒゲナガハナアブ					○	
648			ホソヒラタアブ					○	
649			ホシメハナアブ					○	
650			シマハナアブ					○	
651			ナミホシヒラタアブ					○	
652			スズキフタモンハナアブ					○	
653			キベリアシブトハナアブ					○	
654			アシブトハナアブ					○	
655			ツマグロハナアブ					○	
656			ムツモンホソヒラタアブ					○	
657			ジョウザンマメヒラタアブ					○	
658			オオハナアブ					○	
659			ハナダカハナアブ					○	
660			スズキナガハナアブ					○	
661			ジョウザンナガハナアブ					○	
662			シロスジベッコウハナアブ					○	
663			ヨツボシヒラタアブ					○	
664			キベリヒラタアブ					○	
665			ミヤマルリイロハラナガハナアブ					○	
666			ジョウザンケイクロヒラタアブ					○	
667			ハナアブ					○	
668			ヒメヒラタアブ					○	
669			ミケモモブトハナアブ					○	
670		ベッコウバエ	ワタナベベッコウバエ					○	
671			ベッコウバエ					○	
672		マルズヤセバエ	キアシアシナガヤセバエ					○	
673		ツヤホソバエ	ヒトテンツヤホソバエ					○	
674		ミバエ	ナツササハマダラミバエ					○	
675			ミズタマケブカミバエ					○	
676			チャイロケブカミバエ					○	
677			メサリナケブカミバエ					○	
678			ミツボシハマダラミバエ					○	
679		クロバエ	ケブカクロバエ					○	
680			コガネキンバエ					○	
681			キンバエ		○			○	
682			ヒロズキンバエ					○	
683			エゾクロバエ					○	
684		イエバエ	セマダライエバエ					○	
685			クロイエバエ					○	
686			イエバエ		○			○	
687			モモグロオオイエバエ					○	
688			セアカクロバエ					○	
689			オオセアカクロバエ					○	
690			ウスホシハナバエ					○	
691		ニクバエ	センチニクバエ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(14)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
692	コウチュウ	オサムシ	アオグロヒラタゴミムシ					○	
693			エゾヒメヒラタゴミムシ					○	
694			マルガタゴミムシ					○	
695			ムネナガマルガタゴミムシ					○	
696			ニセマルガタゴミムシ					○	
697			ゴミムシ					○	
698			スジミズアトキリゴミムシ					○	
699			オオフタモンミズギワゴミムシ					○	
700			ヨツボシミズギワゴミムシ					○	
701			カギモンミズギワゴミムシ					○	
702			フタボシチビゴミムシ					○	
703			アオカタビロオサムシ					○	
704			クロカタビロオサムシ					○	
705			エゾカタビロオサムシ					○	
706			オオルリオサムシ					○	
707			ヒメクロオサムシ					○	
708			キベリアオゴミムシ					○	
709			ヒメキベリアオゴミムシ					○	
710			アオゴミムシ					○	
711			カラフトヒメヒョウタンゴミムシ					○	
712			オオアオモリヒラタゴミムシ					○	
713			ダイセツモリヒラタゴミムシ					○	
714			ヤセモリヒラタゴミムシ					○	
715			ハラアカモリヒラタゴミムシ					○	
716			コハラアカモリヒラタゴミムシ					○	
717			セダカオサムシ					○	
718			カワチゴミムシ					○	
719			セアカヒラタゴミムシ					○	
720			ホソアトキリゴミムシ					○	
721			ムラサキスジアシゴミムシ					○	
722			ベーツヒラタゴミムシ					○	
723			オオゴモクムシ					○	
724			オオズケゴモクムシ					○	
725			ケウスゴモクムシ					○	
726			ヒメケゴモクムシ					○	
727			クロゴモクムシ					○	
728			ウスアカクロゴモクムシ					○	
729			コゴモクムシ					○	
730			ケゴモクムシ					○	
731			フタホシアトキリゴミムシ					○	
732			エゾハネビロアトキリゴミムシ					○	
733			ジュウジアトキリゴミムシ					○	
734			ヤホシゴミムシ					○	
735			キノカワゴミムシ					○	
736			ツノヒゲゴミムシ					○	
737			クロマルクビゴミムシ					○	
738			ウスイロコミズギワゴミムシ					○	
739			オオヒラタゴミムシ					○	
740			オオナガゴミムシ					○	
741			トックリナガゴミムシ					○	
742			オオクロナガゴミムシ					○	
743			コホソナガゴミムシ					○	
744			コガシラナガゴミムシ					○	
745			アトマルナガゴミムシ					○	
746			キンナガゴミムシ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(15)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
747	コウチュウ	オサムシ	ヒメホソナガゴミムシ					○	
748			オオキンナガゴミムシ					○	
749			マルガタナガゴミムシ					○	
750			ツンベルグナガゴミムシ					○	
751			ツヤマメゴモクムシ					○	
752			ムネアカマメゴモクムシ					○	
753			マルガタツヤヒラタゴミムシ					○	
754			シラハタクロツヤヒラタゴミムシ					○	
755			クロツヤヒラタゴミムシ					○	
756			コクロツヤヒラタゴミムシ					○	
757			ヒラタキイロチビゴミムシ					○	
758			ヒメツヤゴモクムシ					○	
759			クビアカツヤゴモクムシ					○	
760			オシマルリオサムシ					○	
761			オサムシ科		○			○	
762			エゾアカガネオサムシ					○	
763			エゾクロナガオサムシ					○	
764			エゾマイマイカブリ					○	
765			コクロヒメゴモクムシ					○	
766		ハンミョウ	エリザハンミョウ					○	
767		ゲンゴロウ	シマケシゲンゴロウ					○	
768			ゲンゴロウ		○				
769			コシマゲンゴロウ					○	
770			クロヒメゲンゴロウ					○	
771			ヒメゲンゴロウ					○	
772		ミズスマシ	ミズスマシ					○	
773			ミヤマミズスマシ					○	
774		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ					○	
775		セスジガムシ	キタセスジガムシ					○	
776		ダルマガムシ	ハセガワダルマガムシ					○	
777			エゾセスジダルマガムシ					○	
778		ガムシ	ウスモンケシガムシ					○	
779			キバネケシガムシ					○	
780			キイロヒラタガムシ					○	
781			ガムシ					○	
782		エンマムシ	コツヤエンマムシ					○	
783			ツヤマルエンマムシ					○	
784			クロエンマムシ					○	
785			コエンマムシ					○	
786			ヒメエンマムシ					○	
787		エンマムシモドキ	エンマムシモドキ					○	
788		タマキノコムシ	アカアシチビシデムシ					○	
789			ヒレルチビシデムシ					○	
790			セマルタマキノコムシ					○	
791			ウスイロヒメタマキノコムシ					○	
792		シデムシ	ヨツボシヒラタシデムシ					○	
793			オオモモブトシデムシ					○	
794			ヒロオビモンシデムシ					○	
795			ヨツボシモンシデムシ					○	
796			ヒメクロシデムシ					○	
797			クロヒラタシデムシ					○	
798			ヒラタシデムシ					○	
799			カラフトマエモンシデムシ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(16)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
800	コウチュウ	ハネカクシ	ヒゲブトハネカクシ					○	
801			ムネビロハネカクシ					○	
802			ツヤケシブチヒゲハネカクシ					○	
803			チビクロセスジハネカクシ					○	
804			トビイロセスジハネカクシ					○	
805			ヒョウタンハネカクシ					○	
806			ニセセミゾハネカクシ					○	
807			キイロハナムグリハネカクシ					○	
808			ムネアカマルクビハネカクシ					○	
809			シラオビシデムシモドキ					○	
810			クロハネカクシ					○	
811			サビハネカクシ					○	
812			アオバアリガタハネカクシ					○	
813			ルリコガシラハネカクシ					○	
814			アカバハネカクシ					○	
815			クロヒメカワベハネカクシ					○	
816			ホソチャバネコガシラハネカクシ					○	
817			エグリデオキノコムシ					○	
818			オオクビボソハネカクシ					○	
819			キベリマルクビハネカクシ					○	
820			クロズマルクビハネカクシ					○	
821		マルハナノミ	アイヌチビマルハナノミ					○	
822			クロマルハナノミ					○	
823		センチコガネ	センチコガネ					○	
824		クワガタムシ	スジクワガタ					○	
825			コクワガタ					○	
826			ミヤマクワガタ		○			○	
827			オニクワガタ		○				
828			ノコギリクワガタ					○	
829		コガネムシ	ダイコクコガネ		○				
830			オオスジコガネ					○	
831			ドウガネブイブイ					○	
832			サクラコガネ					○	
833			ツヤコガネ					○	
834			ハンノヒメコガネ					○	
835			ヒメコガネ					○	
836			スジコガネ					○	
837			マグソコガネ					○	
838			セマダラコガネ					○	
839			マエカドコエンマコガネ					○	
840			アオハナムグリ					○	
841			ゴホンダイコクコガネ					○	
842			ナガチャコガネ					○	
843			ビロウドコガネ					○	
844			ヒメビロウドコガネ					○	
845			ツヤスジコガネ					○	
846			ヒメスジコガネ					○	
847			ハイイロビロウドコガネ					○	
848			アオウスチャコガネ					○	
849			マメコガネ		○			○	
850			アオカナブン					○	
851			アシマガリビロウドコガネ					○	
852			カブトムシ						
853			ハナムグリ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(17)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
854	コウチュウ	タマムシ	クロナガタマムシ					○	
855			ヒメヒラタタマムシ					○	
856			ヤナギチビタマムシ					○	
857		コメツキムシ	シモフリコメツキ		○			○	
858			サビキコリ					○	
859			ヒメクロコメツキ					○	
860			クロハナコメツキ					○	
861			オオハナコメツキ					○	
862			カバイロコメツキ					○	
863			エゾキアシミズギワコメツキ					○	
864			メスアカキマダラコメツキ					○	
865			キバネツヤハダコメツキ					○	
866			ハネナガクシコメツキ					○	
867			エゾマルクビクシコメツキ					○	
868			クシコメツキ					○	
869			クロツヤミズギワコメツキ					○	
870			エゾコハナコメツキ					○	
871			クチブトコメツキ					○	
872			キアシシモフリコメツキ					○	
873			チャグロヒラタコメツキ					○	
874		ジョウカイボン	ホッカイジョウカイ					○	
875			ムネアカクロジョウカイ					○	
876			ジョウカイボン					○	
877			クロヒメジョウカイ					○	
878			アオジョウカイ					○	
879			キベリコバネジョウカイ					○	
880		ホタル	カタモンミナミボタル					○	
881			オバボタル					○	
882			ヘイケボタル					○	
883			スジグロボタル					○	
884		ベニボタル	フトベニボタル					○	
885			ホソベニボタル					○	
886			クロハナボタル					○	
887		ジョウカイモドキ	ケシジョウカイモドキ					○	
888			ツマキアオジョウカイモドキ					○	
889		ツツシンクイ	ツマグロツツシンクイ					○	
890		ヒゲボソケシキスイ	キイロチビハナケシキスイ					○	
891		テントウムシ	ルイステントウ					○	
892			ウンモンテントウ					○	
893			シロトホシテントウ					○	
894			シロジュウシホシテントウ					○	
895			ナナホシテントウ		○			○	
896			ナミテントウ					○	
897			エゾアザミテントウ					○	
898			オオニジュウヤホシテントウ					○	
899			フタホシテントウ					○	
900			ヒメカメノコテントウ					○	
901			コカメノコテントウ					○	
902			コクロヒメテントウ					○	
903			テントウムシ科		○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(18)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
904	コウチュウ	キスイムシ	ハナバチヤドリキスイ					○	
905			ケナガセマルキスイ					○	
906		テントウムシダマシ	ベニバネテントウダマシ					○	
907		ケシキスイ	クロハナケシキスイ					○	
908			カクアシヒラタケシキスイ					○	
909			ヒョウモンケシキスイ					○	
910			キマダラケシキスイ					○	
911		ホソヒラタムシ	クロオビセマルヒラタムシ					○	
912		クビナガムシ	クビカクシナガクチキムシ					○	
913		ナガクチキムシ	フタオビホソナガクチキ					○	
914			キオビホソナガクチキ					○	
915		ツチハンミョウ	メノコツチハンミョウ					○	
916		ハナノミ	シラホシハナノミ					○	
917			オオシラホシハナノミ					○	
918			クロハナノミ					○	
919			クロヒメハナノミ					○	
920			キンオビハナノミ					○	
921		カミキリモドキ	スジカミキリモドキ					○	
922			アイヌカミキリモドキ					○	
923			キバネカミキリモドキ					○	
924			オオサワカミキリモドキ					○	
925			アオカミキリモドキ					○	
926			クロアオカミキリモドキ					○	
927			モモブトカミキリモドキ					○	
928			マダラカミキリモドキ					○	
929		アカハネムシ	ヒメアカハネムシ					○	
930			アカハネムシ					○	
931		オオキノコムシ	キアシチビオオキノコ					○	
932			クロチビオオキノコ					○	
933		チビキカワムシ	オオクチキムシダマシ					○	
934		ハナノミダマシ	オオクロフナガタハナノミ					○	
935			クロフナガタハナノミ					○	
936		ヒラタナガクチキムシ	ヒメコメツキガタナガクチキ					○	
937		ゴミムシダマシ	スナゴミムシダマシ					○	
938			カクスナゴミムシダマシ					○	
939			クロツヤバネクチキムシ					○	
940			ハムシダマシ					○	
941			クロケブカハムシダマシ					○	
942			キマワリ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(19)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
943	コウチュウ	カミキリムシ	シナノクロフカミキリ					○	
944			エグリトラカミキリ					○	
945			ホソカミキリ					○	
946			ハンノアオカミキリ					○	
947			シナカミキリ					○	
948			ゴマダラモモブトカミキリ					○	
949			ヤツボシハナカミキリ					○	
950			ヨツスジハナカミキリ					○	
951			クロオオハナカミキリ					○	
952			ヘリグロリンゴカミキリ					○	
953			マルガタハナカミキリ					○	
954			ニンフホソハナカミキリ					○	
955			キタセスジヒメハナカミキリ					○	
956			ノコギリカミキリ		○			○	
957			ヒメクロトラカミキリ					○	
958			ホソトラカミキリ					○	
959			アカハナカミキリ					○	
960			ヒトオビチビカミキリ					○	
961			センノカミキリ					○	
962		ハムシ	キクビアオハムシ					○	
963			ハンノキハムシ					○	
964			アザミカミナリハムシ					○	
965			ツブノミハムシ					○	
966			テントウノミハムシ					○	
967			ウリハムシモドキ					○	
968			アオバネサルハムシ					○	
969			ヒゲナガマメゾウムシ					○	
970			キイロカメノコハムシ					○	
971			ヒメジンガサハムシ					○	
972			カメノコハムシ					○	
973			アオカメノコハムシ					○	
974			ヒメドウガネトビハムシ					○	
975			ヒサゴトビハムシ					○	
976			オオヨモギハムシ					○	
977			ヨモギハムシ					○	
978			オドリコソウハムシ					○	
979			サメハダヨモギハムシ					○	
980			ウエツキブナハムシ					○	
981			ミドリトビハムシ					○	
982			ツヤルリツツハムシ					○	
983			セスジツツハムシ					○	
984			ムツボシツツハムシ					○	
985			キベリトゲハムシ					○	
986			ホソネクイハムシ					○	
987			キバラヒメハムシ					○	
988			クワハムシ					○	
989			アザミオオハムシ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(20)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
990	コウチュウ	ハムシ	イタドリハムシ					○	
991			クルミハムシ					○	
992			ミヤマヒラタハムシ					○	
993			クロモンハムシ					○	
994			アカガネトビハムシ					○	
995			キバラルリクビボソハムシ					○	
996			ズグロアラメハムシ					○	
997			オオバコトビハムシ					○	
998			ホタルハムシ					○	
999			オオキイロノミハムシ					○	
1000			ルリマルノミハムシ					○	
1001			ドウガネツヤハムシ					○	
1002			イネクビボソハムシ					○	
1003			ハギツツハムシ					○	
1004			キスジノミハムシ					○	
1005			ヤナギルリハムシ					○	
1006			ナトビハムシ					○	
1007			イタヤハムシ					○	
1008			ニレハムシ					○	
1009			カエデハムシ					○	
1010			キボシルリハムシ					○	
1011			ムネアカタマノミハムシ					○	
1012			ヒロアシタマノミハムシ					○	
1013			ルリウスバハムシ					○	
1014			カバノキハムシ					○	
1015			スゲハムシ					○	
1016			アカバナトビハムシ					○	
1017			オオネクイハムシ		○			○	
1018			コフキサルハムシ		○				
1019			シラハタネクイハムシ					○	
1020			チャイロサルハムシ					○	
1021		オトシブミ	セアカヒメオトシブミ					○	
1022			オトシブミ					○	
1023			ルリイクビチョッキリ					○	
1024			コナライクビチョッキリ					○	
1025			ナラルリオトシブミ					○	
1026			ハラダチョッキリ					○	
1027			ヤナギルリチョッキリ					○	
1028		ゾウムシ	クロカレキゾウムシ					○	
1029			ハイイロヒョウタンゾウムシ					○	
1030			ハナウドゾウムシ					○	
1031			ヤナギシリジロゾウムシ					○	
1032			アイノシギゾウムシ					○	
1033			コナラシギゾウムシ					○	
1034			ミドリクチブトゾウムシ					○	
1035			クロアナアキゾウムシ					○	
1036			ツメクサタコゾウムシ					○	
1037			ギシギシタコゾウムシ					○	
1038			オオゴボウゾウムシ					○	
1039			フタキボシゾウムシ					○	
1040			スゲノハラジロヒメゾウムシ					○	
1041			カツオゾウムシ					○	
1042			アイノカツオゾウムシ					○	
1043			ノコギリクモゾウムシ					○	
1044			カシワクチブトゾウムシ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(21)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
1045	コウチュウ	ゾウムシ	ニレノミゾウムシ					○	
1046			マダラノミゾウムシ					○	
1047			コブヒゲボソゾウムシ					○	
1048			タマゴゾウムシ					○	
1049			チビスグリゾウムシ					○	
1050			アカアシクチブトサルゾウムシ					○	
1051			クワヒョウタンゾウムシ					○	
1052			オオクチカクシゾウムシ					○	
1053			クロノミゾウムシ					○	
1054			コウノヒメクモゾウムシ					○	
1055			ゾウムシ科		○			○	
1056			タデサルゾウムシ					○	
1057			ミヤマヒゲボソゾウムシ					○	
1058			リンゴヒゲナガゾウムシ					○	
1059		オサゾウムシ	オオゾウムシ					○	
1060			コクゾウムシ		○				
1061		キクイムシ	ミカドキクイムシ					○	
1062			タイコンキクイムシ					○	
1063	ハチ	ハバチ	ウンモンアシナガハバチ					○	
1064			ニホンカブラハバチ					○	
1065			カブラハバチ					○	
1066			オオムネアカハバチ					○	
1067			セマダラハバチ					○	
1068			ルリコシアカハバチ					○	
1069			ツマグロシダハバチ					○	
1070			マダラシダハバチ					○	
1071			オオツマジロハバチ					○	
1072			クロムネアオハバチ					○	
1073		アリ	ヤマトアシナガアリ					○	
1074			クロオオアリ		○			○	
1075			ムネアカオオアリ		○			○	
1076			クロヤマアリ					○	
1077			アカヤマアリ					○	
1078			エゾアカヤマアリ					○	
1079			クロクサアリ					○	
1080			トビイロケアリ					○	
1081			エゾクシケアリ					○	
1082			クロキクシケアリ					○	
1083			アズマオオズアリ					○	
1084			トビイロシワアリ					○	
1085			ウメマツアリ					○	
1086			クサアリモドキ					○	
1087			シワクシケアリ					○	

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-7(22)　昆虫類　確認種一覧

No	目名	科名	種名	文献No					
				4	9	10	12	13	14
1088	ハチ	スズメバチ	シロオビホオナガスズメバチ					○	
1089			モンスズメバチ					○	
1090			クロスズメバチ					○	
1091			シダクロスズメバチ					○	
1092			スズメバチ科		○				
1093		ベッコウバチ	オオモンクロベッコウ					○	
1094			シラキトゲアシベッコウ					○	
1095			フタスジベッコウ					○	
1096		ギングチバチ	コシブトジガバチモドキ					○	
1097		フシダカバチ	ナミツチスガリ					○	
1098		アナバチ	コクロアナバチ					○	
1099		ヒメハナバチ	アブラナマメヒメハナバチ					○	
1100		ミツバチ	セイヨウミツバチ					○	
1101			ニセハイイロマルハナバチ					○	
1102			キオビツヤハナバチ					○	
1103			ヤマトツヤハナバチ					○	
1104			ミツバチ科		○				
1105			エゾオオマルハナバチ					○	
1106			エゾコマルハナバチ					○	
1107			エゾトラマルハナバチ					○	
1108		コハナバチ	ニッポンコハナバチ					○	
1109		ケアシハナバチ	ヤマトケアシハナバチ					○	
14目165科1109種				36種	69種	18種	18種	1115種	18種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-8　底生生物　確認種一覧

No,	目名	科名	種名	文献No.				
				9	10	12	13	14
1	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		○			
2		イシガイ	ドブガイ				○	
3	アミ	アミ	イサザアミ				○	
4	エビ	テナガエビ	スジエビ		○		○	
5		エビジャコ	エビジャコ				○	
6		モクズガニ	モクズガニ		○		○	
7		アメリカザリガニ	ニホンザリガニ	○				
8	カメムシ	ミズムシ	ミズムシ				○	
	4目8科8種			1種	3種	0種	6種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

(b) 重要な種及び注目すべき生息地

① 重要な種

1) 重要な種の選定根拠

重要な動物の選定根拠を表 3.1.4-9 に示す。

表 3.1.4-9 重要な動物の選定根拠

選定基準		カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(北海道,平成25年3月29日条例第9号)	指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ	「環境省レッドリスト2018」 (環境省,平成30年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ	「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年) 「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017)(北海道 平成29年) 「北海道レッドリスト【両生類・爬虫類編】改訂版(2015)」(北海道 平成27年) 「北海道レッドリスト【魚編】改訂版(2018)」(北海道 平成30年) 「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年)	Ex:絶滅 Ew:野生絶滅 Cr:絶滅危惧ⅠA類 En:絶滅危惧ⅠB類 Vu:絶滅危惧Ⅱ類 Nt:準絶滅危惧 N:留意 Dd:情報不足 Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
	「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)	Ex:絶滅種 Ew:野生絶滅種 Cr:絶滅危機種 En:絶滅危惧種 Vu:絶滅危急種 R:希少種 N:留意種 Lp:地域個体群
Ⅵ	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (水産庁,平成12年3月)	危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：存続基盤が脆弱な種・亜種 減少：明らかに減少しているもの 傾向：長期的にみて減少しつつあるもの 地域：保護に留意すべき地域個体

注）カテゴリーに示す略称は、本書（表 3.1.4-10～表 3.1.4-15）における略称を示す。

2) 哺乳類の重要な種

重要な哺乳類として、エゾシマリス、ヒグマの 2 目 2 科 2 種が確認された。(表 3.1.4-10)。

3) 鳥類の重要な種

重要な鳥類として、エゾライチョウ、ヨタカ、イカルチドリ、セイタカシギ、オオジシギ、ウミガラス、ハチクマ、オジロワシ、オオワシ、アカショウビン、ミユビゲラ、アカモズ等の 10 目 15 科 29 種が確認された。(表 3.1.4-11)

4) 爬虫類、両生類の重要な種

重要な爬虫類に該当する種は確認されなかった。

重要な両生類として、エゾサンショウウオの 1 目 1 科 1 種が確認された。(表 3.1.4-12)

5) 魚類の重要な種

重要な魚類として、カワヤツメ、エゾウグイ、ドジョウ、アユ、シラウオ、オショロコマ、サクラマス、ニホンイトヨ、カンキョウカジカ、ハナカジカ、シロウオ、ミミズハゼ、ジュズカケハゼの 6 目 9 科 13 種が確認された（表 3.1.4-13)。

6) 昆虫類の重要な種

重要な昆虫類として、ムカシトンボ、オオゴマシジミ、ゲンゴロウ、ミズスマシ、ダイコクコガネ、エゾアカヤマアリ等の5目18科19種の重要種が確認された。(表3.1.4-14)

7) その他の重要な種（底生動物）

その他の重要な種として、カワシンジュガイ、モクズガニ、ニホンザリガニの 2 目 3 科 3 種が確認された（表 3.1.4-15)

表 3.1.4-10　哺乳類　重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種※1						文献No.								
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	1	3	4	5	9	10	12	13	14
1	ネズミ(齧歯)	リス	エゾシマリス				DD	Dd						○			○	
2	ネコ(食肉)	クマ	ヒグマ				LP	Lp		○				○	○			
	2目2科2種			0種	0種	0種	2種	2種	0種	1種	0種	0種	0種	2種	1種	0種	1種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016)」(北海道　平成28年)に指定されている種類。
　Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧ⅠA類、En: 絶滅危惧ⅠB類、Vu: 絶滅危惧Ⅱ類、
　Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
　絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
　希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
　減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

表 3.1.4-11　鳥類　重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種※1						文献No.							
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	1	6	7	9	10	12	13	14
1	キジ	キジ	エゾライチョウ				DD	Nt								○	
2	カモ	カモ	オシドリ				DD	Nt		○			○				
3	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	Nt							○	○	
4	チドリ	チドリ	イカルチドリ					Dd					○				
5			シロチドリ				VU	Nt				○					
6			メダイチドリ		国際							○				○	
7		セイタカシギ	セイタカシギ				VU	Nt								○	
8		シギ	オオジシギ				NT	Nt		○				○		○	
9			オオソリハシシギ				VU	Dd				○				○	
10			オバシギ		国際											○	
11			ハマシギ				NT	Nt				○					
12		カモメ	ウミネコ					Nt					○			○	
13			オオセグロカモメ					Nt								○	
14		ウミスズメ	ウミガラス		国内		CR	Cr					○				
15			ウミスズメ				CR	VU					○			○	
16			エトピリカ		国内		CR	VU					○				
17	タカ	タカ	ハチクマ				NT	Nt							○		
18			オジロワシ	天	国際 国内		VU	Vu								○	
19			オオワシ	天	国内		VU	Vu								○	
20			ハイタカ				NT	Nt						○		○	
21			オオタカ				NT	Nt								○	
22	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク					Nt								○	
23	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン					Vu							○		
24			ヤマセミ					N						○		○	
25	キツツキ	キツツキ	ミユビゲラ		国内		CR	Cr						○			
26			クマゲラ	天			VU	Vu							○	○	
27	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内		VU	Vu							○	○	
28	スズメ	モズ	アカモズ				EN	En								○	
29		ホオジロ	ホオアカ					Nt									
	10目15科29種			3種	8種	0種	20種	27種	0種	2種	0種	4種	6種	4種	5種	19種	0種

注）種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月　日本鳥学会)に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017)」(北海道　平成29年)に指定されている種類。
　Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧ⅠA類、En: 絶滅危惧ⅠB類、Vu: 絶滅危惧Ⅱ類、
　Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
　絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
　希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
　減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

表 3.1.4-12　両生類　重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種※1						文献No.			
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	9	12	13	14
1	有尾	サンショウウオ	エゾサンショウウオ				DD	N				○	
	1目1科1種			0種	0種	0種	1種	1種	0種	0種	0種	1種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト【両生類・爬虫類編】改訂版(2015)」(北海道　平成27年)に指定されている種類。
　Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧ⅠA類、En: 絶滅危惧ⅠB類、Vu: 絶滅危惧Ⅱ類、
　Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
　絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
　希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
　減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

表 3.1.4-13　魚類　重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種※1						文献No.							
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	2	3	4	9	10	12	13	14
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ				VU							○			
2	コイ	コイ	エゾウグイ					N							○	○	
3		ドジョウ	ドジョウ				DD						○	○			
4	サケ	アユ	アユ					Nt					○	○	○	○	
5		シラウオ	シラウオ					Vu								○	
6		サケ	オショロコマ				NT	Nt	減少				○				
7			サクラマス(ヤマメ)					N	減少				○	○			
8	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ					N									
9			カンキョウカジカ					N								○	
10	カサゴ	カジカ	ハナカジカ					N						○	○	○	
11	スズキ	ハゼ	シロウオ				NT	Vu								○	
12			ミミズハゼ					Nt							○	○	
13			ジュズカケハゼ				NT									○	
	6目9科13種			0種	0種	0種	5種	10種	2種	0種	0種	0種	4種	5種	4種	8種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト【魚類】改訂版(2018)」(北海道　平成30年)に指定されている種類。
　Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧ⅠA類、En: 絶滅危惧ⅠB類、Vu: 絶滅危惧Ⅱ類、
　Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
　絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
　希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
　減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

表 3.1.4-14　昆虫類　重要種一覧

No	目名	科名	種名	重要種※1						文献No					
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	4	9	10	12	13	14
1	トンボ	アオイトトンボ	オオアオイトトンボ					R						○	
2		ムカシトンボ	ムカシトンボ					N						○	
3	カワゲラ	トワダカワゲラ	フタカギトワダカワゲラ					R						○	
4	チョウ	ハマキガ	コシモフリヒメハマキ					NT						○	
5		セセリチョウ	スジグロチャバネセセリ					NT						○	
6		シジミチョウ	オオゴマシジミ				NT	DD						○	
7			ゴマシジミ東北・北海道亜種					N						○	
8		タテハチョウ	ヒョウモンチョウ北日本亜種					DD						○	
9		ジャノメチョウ	キマダラモドキ				NT	N						○	
10	コウチュウ	オサムシ	オシマルリオサムシ					R						○	
11		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ				VU	R			○				
12		ミズスマシ	ミズスマシ				VU	R						○	
13		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ				VU	R						○	
14		ガムシ	ガムシ				NT							○	
15		コガネムシ	ダイコクコガネ				VU	R			○				
16		ハムシ	サメハダヨモギハムシ					R						○	
17	ハチ	ハバチ	ルリコシアカハバチ				DD							○	
18		アリ	エゾアカヤマアリ				VU							○	
19		スズメバチ	モンスズメバチ				DD							○	
	5目18科19種			0種	0種	0種	10種	15種	0種	0種	2種	0種	0種	17種	0種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」(北海道 平成28年)に指定されている種類。
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危惧ⅠA類、En: 絶滅危惧ⅠB類、Vu: 絶滅危惧Ⅱ類、
Nt:準絶滅危惧、N:留意、Dd:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)に指定されている種類。
Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、
N:留意種、Lp:地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体
※2：チョウ目は「北海道レッドリスト【昆虫チョウ目編】改訂版(2016)」を、それ以外は「北海道レッドリスト」を参照している。

表 3.1.4-15　底生動物　重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種※1						文献No.	
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	9	10
1	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ				VU				○
2	エビ	モクズガニ	モクズガニ						減少傾向		○
3		アメリカザリガニ	ニホンザリガニ				VU		危急	○	
	2目3科3種			0種	0種	0種	2種	0種	2種	1種	2種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 26 年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日条例第9号)において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」(環境省,平成30年)に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト」(北海道 平成13年)に指定されている種類。
　Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、
　N:留意種、Lp:地域個体群
Ⅵ：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月　水産庁)に指定されている種類。
　絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、
　希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、
　減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

② 注目すべき生息地

1) 調査方法

表 3.1.4-16 に示す選定根拠により、基本的な調査対象範囲における注目すべき生息地を抽出した。

表3.1.4-16(1) 注目すべき生息地の選定根拠

選定基準		カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 （昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号） 「北海道文化財保護条例」 （昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ	「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」で定められた下記の基準によって指定された湿地 （外務省、1975年）	【基準1】特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 【基準2】絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 【基準3】生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 【基準4】動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 【基準5】定期的に２万羽以上の水鳥を支える湿地 【基準6】水鳥の１種または１亜種の個体群で、個体数の１％以上を定期的に支えている湿地 【基準7】固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 【基準8】魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 【基準9】湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の１パーセントを定期的に支えている湿地
Ⅲ	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地 （環境省）	【基準1】湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 【基準2】希少種、固有種等が生育・生息している場合 【基準3】多様な生物相を有している場合 【基準4】特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 【基準5】生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等)である場合
Ⅳ	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife InterNationnalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地 （BirdLife InterNationnal (財)日本野鳥の会）	【基準1】…世界的に絶滅の危機にある種が生息している。 【基準2】…限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。 【基準3】…あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 【基準4】…多くの渡り鳥が利用／生息している。

表 3.1.4-16(2)　注目すべき生息地の選定根拠

選定基準		カテゴリー
Ⅴ	「Key Biodiversity Area（KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）」CONSERVATION INTERNATIONNAL JAPANが以下の基準で選定した地域（CONSERVATION INTERNATIONNAL　JAPAN）	【危機性】…KBA対象種リストにおけるCR、ENに該当する種が1個体でも存在するサイト ／VUにあたる種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト 【非代替性ａ】…世界で50,000km²以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト 【非代替性ｂ】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 【非代替性ｃ】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 【非代替性ｄ】…他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト
Ⅵ	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省)	・渡り経路(渡)
Ⅶ	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年、法律第88号）	・鳥獣保護区（鳥） ・特別保護地区（特） ・特別保護指定区域（特指） ・鳥獣保護区（道鳥） ・特別保護地区（道特）
Ⅷ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号) 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年、条例第9号）	・生息地等保護区（生） ・生息地等保護区（道生）
Ⅸ	北海道自然環境等保全条例（昭和48年、北海道条例第65号）	・学術自然保護地区(学)

2)　調査結果

基本的な調査対象範囲においては、重要湿地として表 3.1.4-17 及び図 3.1.4-2 に示す朱太川水系が確認された。

表 3.1.4-17　基本的な調査対象範囲における重要湿地

選定基準	名称	カテゴリー
Ⅲ	朱太川水系	【基準 2】,【基準 3】

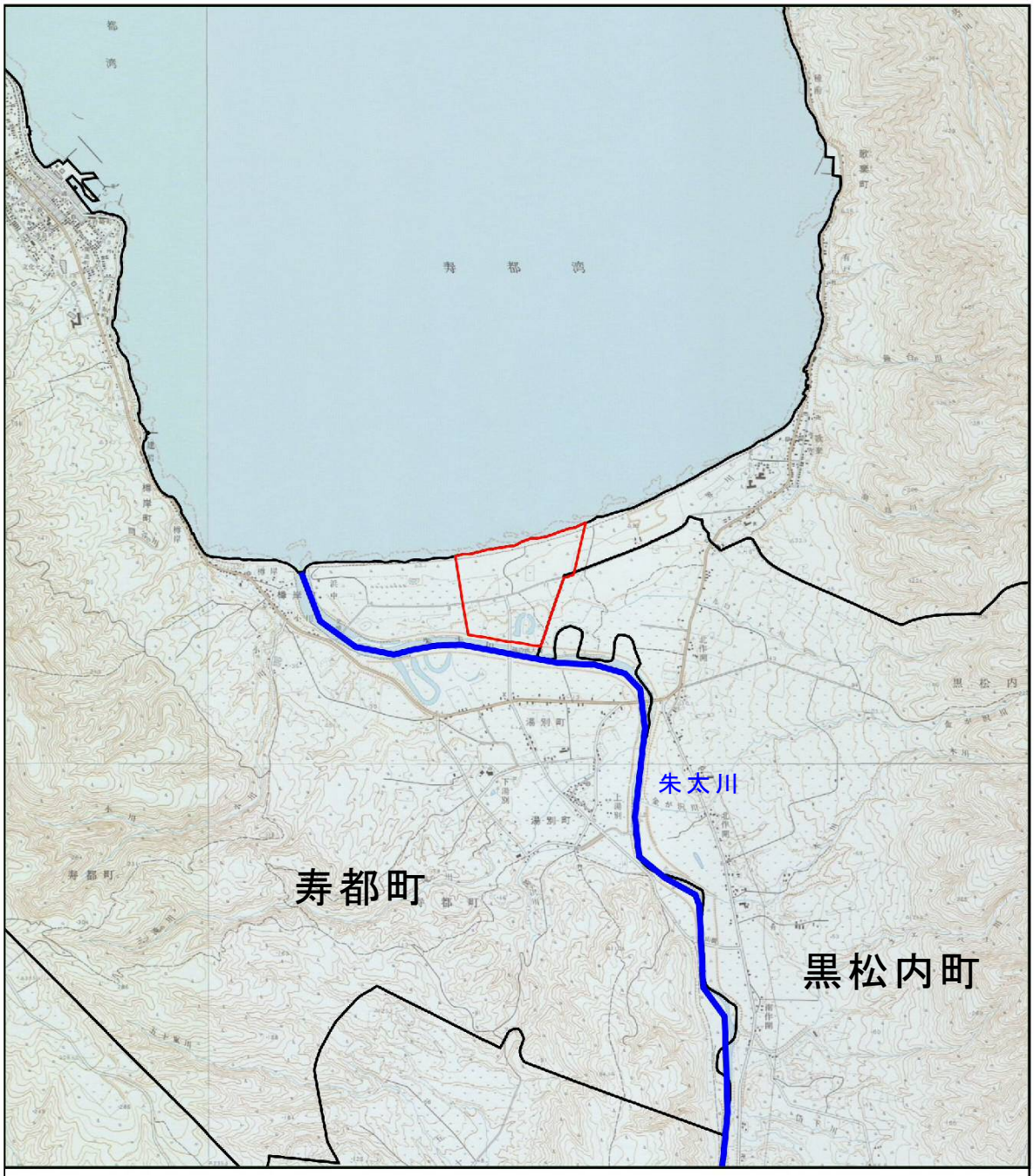

凡例

対象事業実施区域

重要湿地(朱太川)

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.1.4-2 基本的な調査対象範囲における重要湿地

出典等：表 3.1.4-16 に示す資料を参考に作成した。

(2) 植物の生育状況

(a) 植物相の状況

既存資料等より抽出された確認種を表3.1.4-18に示す。

基本的な調査対象範囲（動植物）では142科1,328種の維管束植物が抽出された。

なお、広義の種名として抽出された種(例：No67 ミヤマシケシダ(広義))についても1種として集計している。

表 3.1.4-18 (1)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1	ヒカゲノカズラ	スギカズラ	○				
2		ヒメスギラン	○				
3		ヒカゲノカズラ	○				
4		エゾヒカゲノカズラ	○				
5		アスヒカズラ	○				
6		タカネヒカゲノカズラ	○				
7		マンネンスギ	○				
8		コスギラン			○		
9		タチマンネンスギ	○				
10		ホソバトウゲシバ	○				
11	イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ	○				
12		ヒモカズラ	○				
13		イワヒバ	○		○		
14	トクサ	スギナ	○				
15		オクエゾスギナ	○				
16		ミズドクサ	○				
17		トクサ	○				
18		チシマヒメドクサ	○				
19	ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ	○				
20		ナガホノナツノハナワラビ	○				
21		ナツノハナワラビ	○				
22	ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	○				
23		ゼンマイ	○				
24	キジノオシダ	ヤマソテツ	○				
25	コケシノブ	コケシノブ	○				
26	コバノイシカグマ	イヌシダ	○				
27		オウレンシダ	○				
28		ワラビ	○				
29	ミズワラビ	クジャクシダ	○				
30		イワガネゼンマイ	○				
31		カラクサシダ	○				
32	チャセンシダ	トラノオシダ	○				
33		クモノスシダ	○				
34		コタニワタリ	○				
35	シシガシラ	シシガシラ	○				
36	オシダ	ホソバナライシダ	○				
37		シノブカグマ	○				
38		リョウメンシダ	○				
39		オニヤブソテツ	○				
40		オクヤマシダ	○				
41		シラネワラビ	○				
42		オシダ	○				
43		ニオイシダ	○				
44		ミヤマベニシダ	○				
45		ミヤマイタチシダ	○				
46		タニヘゴ	○				
47		イワイタチシダ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-18 (2)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
48	オシダ	ホソイノデ	○				
49		ツルデンダ	○				
50		カラクサイノデ	○				
51		サカゲイノデ	○				
52		ジュウモンジシダ	○				
53	ヒメシダ	ミゾシダ	○				
54		ニッコウシダ	○				
55		メニッコウシダ	○				
56		ヒメシダ	○				
57		ミヤマワラビ	○				
58		オオバショリマ	○				
59		イワハリガネワラビ			○		
60	メシダ	エゾメシダ	○				
61		サトメシダ	○				
62		タカネサトメシダ	○				
63		ヤマイヌワラビ	○				
64		ヘビノネゴザ	○				
65		ホソバシケシダ	○				
66		オオメシダ	○				
67		ミヤマシケシダ(広義)	○				
68		キヨタキシダ	○				
69		ウサギシダ	○				
70		イワウサギシダ	○				
71		イヌガンソク	○				
72		クサソテツ	○				
73		コウヤワラビ	○				
74		イワデンダ	○				
75	ウラボシ	ホテイシダ	○				
76		ミヤマノキシノブ	○				
77		オシャグジデンダ	○				
78		イワオモダカ	○				
79	マツ	アカトドマツ	○				
80		アオトドマツ	○				
81		カラマツ					○
82		ヨーロッパトウヒ					○
83		エゾマツ	○				
84	イヌガヤ	ハイイヌガヤ	○				
85	イチイ	イチイ	○				
86	ヤマモモ	ヤチヤナギ	○				
87	クルミ	オニグルミ	○				
88		サワグルミ	○				
89	ヤナギ	ウラジロハコヤナギ	○				○
90		ドロノキ	○				
91		セイヨウハコヤナギ	○				○
92		ヤマナラシ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (3)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
93	ヤナギ	チョウセンヤマナラシ	○				
94		シダレヤナギ	○				
95		バッコヤナギ	○				
96		ネコヤナギ	○				
97		エゾミヤマヤナギ	○				
98		エゾノバッコヤナギ	○				
99		イヌコリヤナギ	○				
100		シロヤナギ	○				
101		コリヤナギ	○				
102		エゾノカワヤナギ	○				
103		エゾノキヌヤナギ	○				
104		エゾヤナギ	○				
105		オノエヤナギ	○				
106		タチヤナギ	○				
107		バッコキヌヤナギ	○				
108		ミヤコヤナギ	○				
109		ヨイチヤナギ	○				
110		キッネヤナギ	○				
111	カバノキ	ケヤマハンノキ	○				
112		ヤマハンノキ	○				
113		ハンノキ	○				
114		ミヤマハンノキ	○				
115		ヒメヤシャブシ	○				
116		コオノオレ	○				
117		ダケカンバ	○				
118		アカカンバ	○				
119		ウダイカンバ	○				
120		シラカンバ	○				
121		エゾノシラカンバ	○				
122		オクエゾシラカンバ	○				
123		サワシバ	○				
124		ハシバミ	○				
125		エゾハシバミ	○				
126		ツノハシバミ	○				
127		トックリハシバミ	○				
128		オオバツノハシバミ	○				
129	ブナ	クリ	○				
130		ブナ	○				
131		ミズナラ	○				
132		カシワ	○	○			
133		モンゴリナラ	○				
134	ニレ	エゾエノキ	○				
135		ハルニレ	○				
136		コブニレ	○				
137		オヒョウ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (4) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
138	ニレ	アキニレ	○				
139		ケヤキ	○				
140	クワ	アサ	○				
141		カナムグラ	○				
142		カラハナソウ	○				
143		ヤマグワ	○				
144		ハマグワ	○				
145	イラクサ	ラセイタソウ	○				
146		クサコアカソ	○				
147		アカソ	○				
148		コアカソ	○				
149		ヤマトキホコリ	○				
150		ウワバミソウ	○				
151		ムカゴイラクサ	○				
152		タチゲヒカゲミズ	○				
153		ミズ	○				
154		アオミズ	○				
155		ホソバイラクサ	○				
156		コバノイラクサ	○				
157		エゾイラクサ	○				
158	ビャクダン	カマヤリソウ	○				
159	ヤドリギ	ヤドリギ	○				
160	タデ	ミズヒキ	○				
161		シャクチリソバ	○				
162		ソバ	○				
163		ダッタンソバ	○				
164		ソバカズラ	○				
165		オオツルイタドリ	○				
166		ツルタデ	○				
167		ウナギツカミ	○				
168		エゾノミズタデ	○				
169		ヒメタデ	○				
170		ホソバイヌタデ	○				
171		ヤナギヌカボ	○				
172		ヤナギタデ	○				
173		シロバナサクラタデ	○				
174		オオイヌタデ	○				
175		イヌタデ	○				
176		オオネバリタデ	○				
177		タニソバ	○				
178		ヤノネグサ	○				
179		イシミカワ	○				
180		ハナタデ	○				
181		サナエタデ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表3.1.4-18 (5) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
182	タデ	ママコノシリヌグイ	○				
183		アキノウナギツカミ	○				
184		ミゾソバ	○				
185		ハルタデ	○				
186		ハイミチヤナギ	○				○
187		オクミチヤナギ	○				
188		ミチヤナギ	○				
189		スナジミチヤナギ	○				
190		オオイタドリ	○	○			
191		スイバ	○				
192		ヒメスイバ	○				○
193		ナガバギシギシ	○				
194		ギシギシ	○				
195		ノダイオウ	○				
196		エゾノギシギシ	○	○			○
197	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ	○				
198	スベリヒユ	スベリヒユ	○	○			
199	ナデシコ	ムギセンノウ	○				
200		ノミノツヅリ	○				
201		オオバナノミミナグサ	○	○			
202		ホソバノクンショウバナ	○				
203		オランダミミナグサ	○				○
204		オオミミナグサ	○				
205		ミミナグサ	○				
206		ナンバンハコベ	○				
207		エゾカワラナデシコ	○	○			
208		ヒロバノカワラナデシコ	○				
209		カワラナデシコ	○				
210		タカネナデシコ	○				
211		ハマハコベ	○	○			
212		オオヤマフスマ	○	○			
213		ツメクサ	○				
214		ハマツメクサ	○				
215		アライトツメクサ	○				
216		マツヨイセンノウ	○				○
217		ムシトリナデシコ	○	○			○
218		フシグロ	○				
219		ケフシグロ	○				
220		エゾマンテマ	○				
221		シラタマソウ	○				
222		ノハラツメクサ					○
223		ウスベニツメクサ	○				○
224		ノミノフスマ	○				
225		ウシハコベ	○				
226		エゾフスマ	○				
227		カラフトホソバハコベ					○
228		ナガバツメクサ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (6)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
229	ナデシコ	コハコベ	○				○
230		ミドリハコベ	○				
231		エゾオオヤマハコベ	○				
232		ミヤマハコベ	○				
233	アカザ	ホソバノハマアカザ	○				
234		ホコガタアカザ	○				
235		ハマアカザ	○				
236		シロザ	○				○
237		アカザ	○				
238		コアカザ	○				
239		ウラジロアカザ	○				
240		カワラアカザ	○				
241		ホウキギ	○				
242		オカヒジキ	○	○			
243	ヒユ	ヒカゲイノコズチ	○				
244		ヒナタイノコズチ	○				
245		アオゲイトウ	○				
246	モクレン	ユリノキ	○				
247		ハクモクレン	○				
248		ホオノキ	○				
249		モクレン	○				
250		キタコブシ	○				
251	マツブサ	チョウセンゴミシ	○				
252	クスノキ	オオバクロモジ	○				
253	カツラ	カツラ	○				
254	キンポウゲ	エゾレイジンソウ	○				
255		カラフトブシ	○				
256		オクトリカブト	○	○			
257		テリハブシ	○				
258		エゾトリカブト	○				
259		ルイヨウショウマ	○				
260		フクジュソウ	○		○		
261		ヒメイチゲ	○				
262		ニリンソウ	○				
263		ミドリニリンソウ	○				
264		イチリンソウ	○				
265		キクザキイチゲ	○				
266		アズマイチゲ	○				
267		エゾイチゲ	○				
268		オオヤマオダマキ	○				
269		ミヤマオダマキ	○				
270		セイヨウオダマキ	○				
271		エゾノリュウキンカ	○				
272		サラシナショウマ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (7) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
273	キンポウゲ	ミヤマハンショウヅル	○				
274		センニンソウ	○				
275		ケキツネノボタン	○				
276		タガラシ	○				
277		ヤマキツネノボタン	○				
278		カラマツソウ	○				
279		ミヤマカラマツ	○				
280		チャボカラマツ	○	○			
281		エゾアキカラマツ	○				
282		アキカラマツ	○	○			
283		コカラマツ	○				
284		エゾカラマツ	○				
285		モミジカラマツ	○				
286	シラネアオイ	シラネアオイ	○		○		
287	メギ	ナンブソウ	○				
288		ヒロバヘビノボラズ	○	○			
289		ルイヨウボタン	○				
290		サンカヨウ	○				
291		ヒイラギナンテン	○				
292		ナンテン	○				
293	アケビ	ミツバアケビ	○				
294	スイレン	ジュンサイ	○	○			
295		コウホネ	○				
296		ネムロコウホネ	○				
297		エゾノヒツジグサ	○				
298	ドクダミ	ドクダミ	○				○
299	センリョウ	ヒトリシズカ	○				
300		フタリシズカ	○				
301	ウマノスズクサ	オクエゾサイシン	○		○		
302	ボタン	ヤマシャクヤク	○				
303		ベニバナヤマシャクヤク	○				
304	マタタビ	サルナシ	○				
305		コクワ	○				
306		ミヤママタタビ	○				
307		マタタビ	○				
308	ツバキ	ツバキ	○				
309	オトギリソウ	トモエソウ	○				
310		ヒメトモエソウ	○				
311		ビヨウヤナギ1	○				
312		オトギリソウ	○				
313		コケオトギリ	○				
314		サワオトギリ	○				
315		オシマオトギリ	○				
316		エゾオトギリ	○	○			
317		ミズオトギリ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (8)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
318	モウセンゴケ	モウセンゴケ	○				
319	ケシ	クサノオウ	○				
320		エゾエンゴサク	○				
321		エゾキケマン	○				
322	アブラナ	バクサンハタザオ	○				
323		ハタザオ	○				
324		ヤマハタザオ	○				
325		ミヤマハタザオ	○				
326		エゾノイワハタザオ	○				
327		ハマハタザオ	○	○			
328		ヤマガラシ	○				
329		ハルザキヤマガラシ	○				○
330		タカナ.	○				
331		セイヨウアブラナ	○				
332		キャベツ	○				
333		アブラナ	○				
334		ハクサイ	○				
335		カブ	○				
336		オニハマダイコン					○
337		ナズナ	○				
338		ヒロバコンロンソウ	○				
339		タネツケバナ	○				
340		ジャニンジン	○				
341		コンロンソウ	○				
342		エゾノジャニンジン	○				
343		オオバタネツケバナ	○				
344		エゾワサビ	○				
345		シロバナノイヌナズナ	○				
346		シリベシナズナ	○				
347		モイワナズナ	○				
348		エゾスズシロ	○				
349		ワサビ	○				
350		ユリワサビ	○				
351		ダイコン	○				
352		ハマダイコン	○				
353		イヌガラシ	○				
354		スカシタゴボウ	○				
355		キレハイヌガラシ					○
356		カキネガラシ	○				
357	スズカケノキ	スズカケノキ	○				
358	マンサク	ヒュウガミズキ	○				
359	ベンケイソウ	エゾミセバヤ	○				
360		ミツバベンケイソウ	○				
361		コモチレンゲ	○				
362		アオノイワレンゲ	○				
363		イワベンケイ	○				
364		ホソバノキリンソウ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (9)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
365	ベンケイソウ	エゾノキリンソウ	○				
366		ホソバエゾキリンソウ	○	○			
367		ツルマンネングサ					○
368	ユキノシタ	トリアシショウマ	○	○			
369		エゾネコノメソウ	○				
370		ネコノメソウ	○				
371		チシマネコノメ	○				
372		マルバネコノメ	○				
373		ノリウツギ	○				
374		ゴトウヅル	○				
375		エゾアジサイ	○				
376		エゾノチャルメルソウ	○				
377		ウメバチソウ	○				
378		マルスグリ					○
379		コマガタケスグリ	○				
380		エゾスグリ	○				
381		フサスグリ					○
382		トガスグリ	○				
383		ダイモンジソウ	○				
384		ハマダイモンジソウ	○				
385		ケダイモンジソウ	○				
386		エゾクロクモソウ	○				
387		フキユキノシタ	○				
388		ヤマハナソウ	○				
389		イワガラミ	○				
390		ズダヤクシュ	○				
391	バラ	キンミズヒキ	○				
392		エゾヤマブキショウマ	○				
393		ヤマブキショウマ	○	○			
394		クサボケ	○				
395		ボケ	○				
396		エゾサンザシ	○				
397		チョウノスケソウ	○				
398		ヘビイチゴ	○				
399		オニシモツケ	○	○			
400		ケナシオニシモツケ	○				
401		キョウガノコ	○				
402		エゾノシモツケソウ	○				
403		オランダイチゴ	○				
404		ノウゴウイチゴ	○				
405		オオダイコンソウ	○				
406		ダイコンソウ	○				
407		カラフトダイコンソウ	○				
408		ヤマブキ	○				○
409		エゾノコリンゴ	○				
410		セイヨウリンゴ	○				
411		ハナカイドウ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (10) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
412	バラ	ズミ	○				
413		イワキンバイ	○				
414		キジムシロ	○				
415		ミツバツチグリ	○				
416		チシマキンバイ	○				
417		エゾノミツモトソウ					○
418		クロバナロウゲ	○				
419		ツルキジムシロ	○				
420		セイヨウミザクラ	○				
421		ウワミズザクラ	○				
422		ニワウメ	○				
423		ミヤマザクラ	○				
424		ウメ	○				
425		ミネザクラ	○				
426		チシマザクラ	○				
427		エゾノウワミズザクラ	○				
428		モモ	○				
429		スモモ	○				
430		エゾヤマザクラ	○				
431		ケエゾヤマザクラ	○				
432		シウリザクラ	○				
433		カスミザクラ	○				
434		ソメイヨシノ	○				
435		セイヨウナシ	○				
436		オオタカネイバラ	○				
437		カラフトイバラ	○				
438		ノイバラ	○				
439		ハマナス	○	○			
440		ホロムイイチゴ	○				
441		クマイチゴ	○				
442		エゾイチゴ	○				
443		ナワシロイチゴ	○				
444		エビガライチゴ	○				
445		ヒメゴヨウイチゴ	○				
446		ナガボノワレモコウ	○				
447		ベニバナイチゴ			○		
448		ホザキナナカマド	○				
449		エゾホザキナナカマド	○				
450		アズキナシ	○				
451		ナナカマド	○				
452		オオナナカマド	○				
453		コデマリ	○				
454		エゾシモツケ	○				
455		エゾノシロバナシモツケ	○				
456		シジミバナ	○				
457		ユキヤナギ	○				
458	マメ	ネムノキ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (11) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
459	マメ	イタチハギ	○				○
460		ヤブマメ	○				
461		ウスバヤブマメ	○				
462		タイツリオウギ	○				
463		ハナズオウ	○				
464		エニシダ	○				○
465		ヌスビトハギ	○				
466		ヤブハギ	○				
467		ダイズ	○				
468		ハマエンドウ	○	○			
469		シロバナノケハマエンドウ	○				
470		ケハマエンドウ	○				
471		エゾノレンリソウ	○				
472		ヤマハギ	○				
473		メドハギ	○				
474		セイヨウミヤコグサ	○				○
475		ミヤコグサ	○				
476		イヌエンジュ	○				
477		ムラサキウマゴヤシ	○				○
478		シロバナシナガワハギ	○				
479		シナガワハギ	○				
480		インゲン	○				
481		クズ	○	○			
482		ハリエンジュ	○				○
483		エンジュ	○				
484		センダイハギ	○	○			
485		クスダマツメクサ					○
486		タチオランダゲンゲ					○
487		コメツブツメクサ	○				
488		ムラサキツメクサ	○				○
489		シロツメクサ	○				○
490		ツルフジバカマ	○				
491		クサフジ	○	○			
492		ヒロハクサフジ	○				
493		ナンテンハギ	○	○			
494		フジ	○				
495	カタバミ	コミヤマカタバミ	○				
496		カタバミ	○				
497		ムラサキカタバミ	○				
498		エゾタチカタバミ	○				
499	フウロソウ	グンナイフウロ	○				
500		イチゲフウロ	○				
501		ゲンノショウコ	○				
502		ミツバフウロ	○				
503		エゾフウロ	○				
504		ハマフウロ	○				
505	トウダイグサ	エノキグサ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (12) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
506	トウダイグサ	ノウルシ	○				
507		ナツトウダイ	○				
508		ヒメナツトウダイ	○				
509		コニシキソウ	○				
510	ユズリハ	エゾユズリハ	○				
511	ミカン	キハダ	○				
512		ヒロバノキハダ	○				
513		カラタチ	○				
514		ウチコミツルミヤマシキミ	○				
515		ツルシミキ	○				
516	ニガキ	シンジュ	○				
517		ニガキ	○				
518	ヒメハギ	ヒロバセネガ	○				
519	ウルシ	ツタウルシ	○				
520		リシリツタウルシ	○				
521		ヌルデ	○				
522		ヤマウルシ	○				
523	カエデ	トウカエデ	○				
524		ハウチワカエデ	○				
525		トネリコバノカエデ	○				
526		ヤマモミジ	○				
527		イタヤカエデ(広義)		○			
528		エゾイタヤ	○				
529		アカイタヤ	○				
530		ミネカエデ	○				
531		オガラバナ	○				
532		トチノキ	○				
533	ツリフネソウ	キツリフネ	○				
534		ツリフネソウ	○				
535	モチノキ	ハイイヌツゲ	○				
536		ヒメモチ	○				
537		ツルツゲ	○				
538		ウメモドキ	○				
539		アカミノイヌツゲ	○				
540	ニシキギ	ツルウメモドキ	○				
541		オニツルウメモドキ	○	○			
542		ニシキギ	○				
543		コマユミ	○				
544		ツルマサキ	○				
545		マサキ	○				
546		ヒロハツリバナ	○				
547		ツリバナ	○				
548		エゾツリバナ	○				
549		オオツリバナ	○				
550		マユミ	○	○			

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (13) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
551	ニシシギ	カントウマユミ	○				
552		クロツリバナ	○				
553	ミツバウツギ	ミツバウツギ	○				
554	ツゲ	ツゲ	○				
555		フッキソウ	○				
556	ブドウ	ノブドウ	○	○			
557		ヤブガラシ	○				
558		ツタ	○				
559		ヤマブドウ	○	○			
560		タケシマヤマブドウ	○				
561		ブドウ	○				
562	シナノキ	シナノキ	○				
563		オオバボダイジュ	○				
564		モイワボダイジュ	○				
565		タチアオイ					○
566	アオイ	フヨウ	○				
567		ムクゲ	○				
568		ジャコウアオイ	○				○
569		ゼニバアオイ	○				
570		オカノリ	○				
571	アオギリ	アオギリ	○				
572	ジンチョウゲ	エゾナニワズ	○				
573		カラスシキミ	○				
574	グミ	ナツグミ	○				
575		トウグミ	○				
576		ナワシログミ	○				
577		アキグミ	○				
578	スミレ	エゾノタチツボスミレ	○				
579		ウスバスミレ	○				
580		オオバキスミレ	○				
581		ブギレオオバキスミレ	○				
582		マルバケスミレ	○				
583		タチツボスミレ	○				
584		ケタチツボスミレ	○				
585		オオバタチツボスミレ	○				
586		オオタチツボスミレ	○				
587		ケオオタチツボスミレ	○				
588		シロコスミレ	○				
589		スミレ	○				
590		シロバナスミレ	○				
591		ナガハシスミレ	○				
592		アイヌタチツボスミレ	○				
593		ミヤマスミレ	○				
594		ブイリミヤマスミレ	○				
595		イソスミレ	○	○			
596		スミレサイシン	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (14) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
597	スミレ	ツボスミレ	○				
598		アギスミレ	○				
599	ミゾハコベ	ミゾハコベ	○				
600	ウリ	スイカ	○				
601		キュウリ	○				
602		セイヨウカボチャ	○				
603		アマチャヅル	○				
604		ミヤマニガウリ	○				
605		キカラスウリ	○				
606	ミソハギ	エゾミソハギ	○				
607		ミズスギナ	○				
608	ヒシ	ヒシ	○				
609	アカバナ	ミヤマタニタデ	○				
610		ウシタキソウ	○				
611		タニタデ	○				
612		ミズタマソウ	○				
613		ヤマタニタデ	○				
614		ケゴンアカバナ	○				
615		ヤナギラン	○				
616		イワアカバナ	○				
617		ヒメアカバナ	○				
618		カラフトアカバナ	○				
619		エゾアカバナ	○				
620		アカバナ	○				
621		メマツヨイグサ	○	○			○
622		オオマツヨイグサ	○				○
623	アリノトウグサ	アリノトウグサ	○				
624		オオフサモ	○				
625		ホザキノフサモ	○				
626		フサモ	○				
627	スギナモ	スギナモ	○				
628	ウリノキ	ウリノキ	○				
629	ミズキ	ヒメアオキ	○				
630		ゴゼンタチバナ	○				
631		ミズキ	○				
632	ウコギ	コシアブラ	○				
633		エゾウコギ	○				
634		ウド	○				
635		タラノキ	○				
636		メダラ	○				
637		ヤツデ	○				
638		ハリギリ	○				
639		トチバニンジン	○				
640	セリ	エゾボウフウ	○				
641		イワミツバ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (15) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
642	セリ	ミヤマトウキ	○				
643		エゾノヨロイグサ	○	○			
644		アマニュウ	○	○			
645		オオバセンキュウ	○				
646		エゾニュウ	○	○			
647		シャク	○				
648		ホタルサイコ	○				
649		エゾホタルサイコ	○				
650		セントウソウ	○				
651		ドクゼリ	○				
652		エゾノシシウド	○				
653		ミヤマセンキュウ	○				
654		カラフトニンジン	○				
655		ミツバ	○				
656		ノラニンジン					○
657		ニンジン	○				
658		ハマボウフウ	○	○			
659		オオハナウド	○				
660		オオチドメ	○				
661		マルバトウキ	○	○			
662		セリ	○				
663		ヤブニンジン	○				
664		ミヤマヤブニンジン	○				
665		カワラボウフウ	○				
666		アラゲカワラボウフウ	○				
667		オオカサモチ	○	○			
668		ウマノミツバ	○				
669		イブキボウフウ	○				
670		ハマノイブキボウフウ	○				
671		イブキゼリ	○				
672		ヤブジラミ	○				
673	イチヤクソウ	ウメガサソウ	○				
674		オオウメガサソウ	○				
675		イチゲイチヤクソウ	○				
676		シャクジョウソウ	○				
677		アキノギンリョウソウ	○				
678		ギンリョウソウ	○				
679		コイチヤクソウ	○				
680		コバノイチヤクソウ	○				
681		ベニバナイチヤクソウ	○				
682		イチヤクソウ	○				
683		ヒトツバイチヤクソウ	○				
684		エゾイチヤクソウ	○				
685		ジンヨウイチヤクソウ	○				
686	ツツジ	ドウダンツツジ	○				
687		シラタマノキ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (16) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
688	ツツジ	カラフトイソツツジ	○				
689		イソツツジ	○				
690		ハナヒリノキ	○				
691		オオハナヒリノキ	○				
692		コヨウラクツツジ	○				
693		アセビ	○				
694		ムラサキヤシオ	○				
695		バクサンシャクナゲ	○				
696		エゾムラサキツツジ	○				
697		サツキ	○				
698		レンゲツツジ	○				
699		カラムラサキツツジ	○				
700		キリシマツツジ	○				
701		ミヤマホツツジ	○				
702		ホツツジ	○				
703		コウスノキ	○				
704		ウスノキ	○				
705		アクシバ	○				
706		クロウスゴ	○				
707		ツルコケモモ	○				
708		イワツツジ	○				
709		ケナシオオバスノキ	○				
710		スノキ	○				
711		コケモモ	○				
712	ガンコウラン	ガンコウラン	○				
713	サクラソウ	ウミミドリ	○				
714		オカトラノオ	○				
715		コナスビ	○				
716		ヤナギトラノオ	○				
717		クサレダマ	○				
718		ヒロバクサレダマ	○				
719		クリンソウ	○				
720		エゾオオサクラソウ	○				
721		ハイハマボッス	○				
722		ツマトリソウ	○				
723		コツマトリソウ	○				
724	カキノキ	カキノキ	○				
725	エゴノキ	ハクウンボク	○				
726	ハイノキ	サワフタギ	○				
727	モクセイ	レンギョウ	○				
728		アオダモ	○				
729		ヤチダモ	○				
730		イボタノキ		○			

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (17) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
731	モクセイ	ミヤマイボタ	○				
732		エゾイボタ	○				
733		ヒイラギ	○				
734		ハシドイ	○				
735		ムラサキハシドイ	○				
736	リンドウ	エゾリンドウ	○				
737		ホロムイリンドウ			○		
738		フデリンドウ	○				
739		ッルリンドウ	○				
740	ミツガシワ	ミツガシワ	○				
741	キョウチクトウ	テイカカズラ	○				
742		バシクルモン	○				
743	ガガイモ	イケマ	○				
744		ガガイモ	○				
745		オオカモメヅル	○				
746	アカネ	クルマバソウ	○				
747		ヒメヨツバムグラ	○				
748		エゾノヨツバムグラ	○				
749		オオバノヨツバムグラ	○				
750		キクムグラ	○				
751		ミヤマキヌタソウ	○				
752		トゲナシヤエムグラ	○				
753		ヤエムグラ	○				
754		ヨツバムグラ	○				
755		ホソバノヨツバムグラ	○				
756		オククルマムグラ	○				
757		キバナカワラマツバ	○				
758		カワラマツバ	○				
759		エゾノカワラマツバ	○				
760		ツルアリドオシ	○				
761		アカネムグラ	○				
762		ハクチョウゲ	○				
763	ハナシノブ	クサキョウチクトウ					○
764		シバザクラ	○				
765		カラフトハナシノブ	○				
766		ミヤマハナシノブ	○				
767	ヒルガオ	コヒルガオ	○				
768		ヒルガオ	○	○			
769		ヒロバヒルガオ	○				
770		ハマヒルガオ	○	○			
771		ネナシカズラ	○				
772	ムラサキ	ハナイバナ	○				
773		ホタルカズラ	○	○			
774		ハマベンケイソウ	○	○			
775		スナビキソウ	○				
776		ワスレナグサ	○				
777		エゾムラサキ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (18) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
778	ムラサキ	ルリソウ	○				
779		ヒレハリソウ					○
780		タチカメバソウ	○				
781	クマツヅラ	ムラサキシキブ	○				
782		カリガネソウ	○				
783		クサギ	○				
784	シソ	カワミドリ	○				
785		キタカワミドリ	○	○			
786		ニシキゴロモ	○				
787		ジャコウソウ	○				
788		クルマバナ	○				
789		ヤマクルマバナ	○				
790		ミヤマトウバナ	○				
791		ムシャリンドウ	○	○			
792		ナギナタコウジュ	○				
793		チシマオドリコソウ	○				
794		カキドオシ	○				
795		オドリコソウ	○				
796		ヒメオドリコソウ					○
797		シロネ	○				
798		ヒメシロネ	○				
799		ヒメサルダヒコ	○				
800		エゾシロネ	○				
801		ハッカ	○				
802		コショウハッカ					○
803		ヒメジソ	○				
804		シソ					○
805		ウツボグサ	○				
806		ミヤマウツボグサ	○				
807		クロバナヒキオコシ	○				
808		ヒメナミキ	○				
809		ヤマタツナミソウ	○				
810		エゾタツナミソウ	○				
811		ナミキソウ	○	○			
812		エゾイヌゴマ	○				
813		ニガクサ	○				
814		エゾニガクサ	○				
815		ツルニガクサ	○				
816		イブキジャコウソウ	○				
817		ハナハッカ					○
818	ナス	トマト	○				
819		ツクバネアサガオ					○
820		ホオズキ	○				
821		ヤマホロシ	○				
822		オオマルバノホロシ	○				
823		ナス	○				
824		イヌホオズキ	○				○
825		ジャガイモ	○				
826	ゴマノハグサ	エゾコゴメグサ	○				
827		ウンラン	○	○			
828		ホリバウンラン					○
829		ムラサキサギゴケ	○				
830		モウズイカ					○

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (19)　植物　確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
831	ゴマノバクサ	ミヤママコナ	○				
832		ミゾホオズキ	○				
833		オオバミゾホオズキ	○				
834		シオガマギク	○				
835		エゾシオガマ	○				
836		エゾルリトラノオ	○	○			
837		ヤマルリトラノオ	○				
838		エゾヒナノウスツボ	○	○			
839		オオヒナノウスツボ	○				
840		ヒキヨモギ	○				
841		シロバナモウズイカ	○				
842		ムラサキモウズイカ	○				
843		ビロードモウズイカ	○				○
844		タチイヌノフグリ	○				○
845		オオイヌノフグリ	○				○
846		エゾクガイソウ	○				
847	ノウゼンカズラ	キリ	○	○			
848	ハマウツボ	ハマウツボ	○				
849		キヨスミウツボ	○				
850	タヌキモ	タヌキモ	○				
851		ヤチコタヌキモ	○				
852		ヒメタヌキモ			○		
853	ハエドクソウ	ハエドクソウ	○				
854	オオバコ	オオバコ	○				
855		エゾオオバコ	○				
856		トウオオバコ	○				
857		テリハオオバコ	○				
858		ヘラオオバコ	○				○
859		イソオオバコ	○				
860		タチオオバコ	○				
861	スイカズラ	エゾヒョウタンボク	○				
862		クロミノウグイスカグラ	○				
863		ネムロブシダマ	○				
864		キンギンボク	○	○			
865		アラゲヒョウタンボク	○				
866		エゾニワトコ	○				
867		キミノエゾニワトコ	○				
868		ガマズミ	○				
869		オオカメノキ	○				
870		カンボク	○				
871		ミヤマガマズミ	○				
872		オオミヤマガマズミ	○				
873		タニウツギ	○	○			
874	レンプクソウ	レンプクソウ	○				
875	オミナエシ	マルバキンレイカ	○				
876		オミナエシ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (20) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
877	オミナエシ	オトコエシ	○				
878		カノコソウ	○	○			
879	マツムシソウ	マツムシソウ	○				
880		エゾマツムシソウ	○				
881	キキョウ	モイワシャジン	○				
882		ケモイワシャジン	○				
883		ツリガネニンジン	○	○			
884		シラゲシャジン	○				
885		ナガバシャジン	○				
886		シロバナツリガネニンジン	○				
887		ツルニンジン	○				
888		バアソブ	○				
889		サワギキョウ	○				
890		タニギキョウ	○				
891		キキョウ	○				
892	キク	ノコギリソウ	○	○			
893		アカバナエゾノコギリソウ	○				
894		キタノコギリソウ	○				
895		セイヨウノコギリソウ	○				
896		ブタクサ	○				○
897		ヤマハハコ	○				
898		ヒロハヤマハハコ	○				
899		エゾカワラハハコ	○				
900		カワラハハコ	○				
901		カミツレモドキ					○
902		ゴボウ	○				○
903		ヨモギ					○
904		シロサマニヨモギ	○				
905		イワヨモギ	○	○			
906		オトコヨモギ	○	○			
907		ホソバオトコヨモギ	○				
908		ハマオトコヨモギ	○				
909		イヌヨモギ	○				
910		オオヨモギ	○				
911		シロヨモギ	○				
912		エゾノコンギク	○				
913		エゾゴマナ	○				
914		ネバリノギク					○
915		ユウゼンギク	○				○
916		シラヤマギク	○				
917		エゾノタウコギ	○				
918		タウコギ	○				
919		エゾノキツネアザミ	○				
920		ミミコウモリ	○				
921		ヨブスマソウ	○				
922		ヤブタバコ	○				
923		ノッポロガンクビソウ	○				
924		ミヤマブタバコ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (21) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
925	キク	トキンソウ	○	○			
926		フランスギク					○
927		ピレオギク	○				
928		キクニガナ	○				○
929		マルバヒレアザミ	○				
930		チシマアザミ	○				
931		エゾノサワアザミ	○				
932		アメリカオニアザミ	○				○
933		コスモス	○				○
934		エゾタカネニガナ	○				
935		エゾムカシヨモギ	○				
936		ムカシヨモギ	○				
937		ヒメムカシヨモギ	○				○
938		ヒヨドリバナ	○				
939		ヨツバヒヨドリ	○				
940		エダウチチチコグサ	○				
941		キクイモ	○				○
942		コウリンタンポポ	○				○
943		キバナコウリンタンポポ	○				○
944		ヤナギタンポポ	○				
945		ブタナ	○				○
946		オグルマ	○				
947		カセンソウ	○	○			
948		ニガナ	○				
949		シロバナニガナ	○				
950		ハマニガナ	○	○			
951		イワニガナ	○				
952		カントウヨメナ	○				
953		アキノノゲシ	○				
954		ヤマニガナ	○				
955		トゲチシャ	○				
956		ヤブタビラコ	○				
957		センボンヤリ	○				
958		イヌカミツレ					○
959		オオヒラウスユキソウ	○				
960		トウゲブキ	○				
961		シカギク	○				
962		コシカギク					○
963		フキ					○
964		アキタブキ	○				
965		コウゾリナ	○				
966		キヌガサギク					○
967		オオハンゴンソウ	○				○
968		フォーリーアザミ	○				
969		ナガバキタアザミ	○				
970		エゾトウヒレン	○				
971		ハンゴンソウ	○				
972		エゾオグルマ	○				
973		ノボロギク	○				○

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (22) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
974	キク	メナモミ	○				
975		セイタカアワダチソウ					○
976		オオアワダチソウ					○
977		アキノキリンソウ	○				
978		オオアキノキリンソウ	○				
979		ミヤマアキノキリンソウ	○	○			
980		オニノゲシ	○				○
981		ハチジョウナ	○				
982		ノゲシ	○				
983		ヒメジョオン	○				○
984		エゾヨモギギク	○				
985		エゾタンポポ	○				
986		アカミタンポポ	○				○
987		セイヨウタンポポ	○				○
988		オダサムタンポポ	○				
989		イガオナモミ					○
990		オナモミ	○				
991		オニタビラコ	○				
992	オモダカ	ヘラオモダカ	○				
993		サジオモダカ	○				
994	トチカガミ	セキショウモ	○				
995	ホロムイソウ	オオシバナ	○				
996	ヒルムシロ	イトモ	○				
997		ヒルムシロ	○				
998		エゾノヒルムシロ	○				
999		オヒルムシロ	○				
1000		ヒロバノエビモ	○				
1001		ナガバエビモ	○				
1002	ユリ	タマネギ	○				
1003		ネギ	○				
1004		ノビル	○				
1005		エゾネギ	○				
1006		アサツキ	○	○			
1007		ヒメエゾネギ	○				
1008		ミヤマラッキョウ	○				
1009		ニラ	○				○
1010		ギョウジャニンニク	○				
1011		オランダキジカクシ	○				○
1012		キジカクシ	○				
1013		ツバメオモト	○				
1014		ドイツスズラン	○				
1015		ホウチャクソウ	○				
1016		チゴユリ	○				
1017		カタクリ	○				
1018		キバナノアマナ	○				
1019		ショウジョウバカマ	○				
1020		ヤブカンゾウ					
1021		エゾキスゲ		○			
1022		ニッコウキスゲ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (23) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1023	ユリ	キスゲ	○				
1024		オオバギボウシ	○				
1025		コバギボウシ	○				
1026		タチギボウシ	○				
1027		オオウバユリ	○				
1028		オニユリ					○
1029		スカシユリ	○				
1030		エゾスカシユリ	○				
1031		クルマユリ	○				
1032		ホソバノアマナ	○				
1033		マイヅルソウ	○				
1034		ツクバネソウ	○				
1035		クルマバツクバネソウ	○				
1036		ヒメイズイ	○	○			
1037		オオナルコユリ	○				
1038		オオアマドコロ	○				
1039		アマドコロ	○				
1040		ユキザサ	○				
1041		タチシオデ	○				
1042		シオデ	○	○			
1043		オオバタケシマラン	○				
1044		ヒメタケシマラン	○				
1045		アカバナノエンレイソウ	○				
1046		オオバナノエンレイソウ	○				
1047		エンレイソウ	○				
1048		クロミエンレイソウ	○				
1049		アオミエンレイソウ	○				
1050		シロバナエンレイソウ	○				
1051		ミヤマバイケイソウ	○				
1052		バイケイソウ	○				
1053		オオシュロソウ	○				
1054		エゾバイケイソウ	○				
1055		キミガヨラン	○				
1056	ヒガンバナ	スイセン	○				○
1057	ヤマノイモ	ナガイモ	○				
1058		ウチワドコロ	○				
1059		オニドコロ	○				
1060		コナギ	○				
1061	アヤメ	ノハナショウブ	○				
1062		キショウブ					○
1063		ヒオウギアヤメ	○				
1064		ヒメヒオウギズイセン					○
1065	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	○				
1066		ヒロバノコウガイゼキショウ	○				
1067		イ	○				
1068		タマイ	○				
1069		ヒメイ	○				
1070		ミクリゼキショウ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (24) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1071	イグサ	ドロイ	○				
1072		ハマイ	○				
1073		タチコウガイゼキショウ	○				
1074		コウガイゼキショウ	○				
1075		アオコウガイゼキショウ	○				
1076		クサイ	○				
1077		イヌイ	○				
1078		スズメノヤリ	○	○			
1079		ヤマスズメノヒエ	○				
1080		ヌカボシソウ	○				
1081		クロボシソウ	○				
1082	ツユクサ	ツユクサ	○				
1083		イボクサ	○				
1084	ホシクサ	ヒロハイヌノヒゲ	○				
1085	イネ	ハネガヤ	○	○			
1086		アオカモジグサ	○				
1087		カモジグサ	○	○			
1088		エゾカモジグサ	○				
1089		コヌカグサ	○				○
1090		ヤマヌカボ	○				
1091		ミヤマヌカボ	○				
1092		エゾヌカポ	○				
1093		ハイコヌカグサ	○				
1094		スズメノテッポウ	○				
1095		ハルガヤ	○				○
1096		コブナグサ	○				
1097		マカラスムギ	○				
1098		ミノゴメ	○				
1099		ヤマカモジグサ	○				
1100		ハマチャヒキ	○	○			○
1101		キツネガヤ	○				
1102		カラスノチャヒキ	○				
1103		ホガエリガヤ	○				
1104		ノガリヤス	○				
1105		ヤマアワ	○				
1106		オニノガリヤス	○				
1107		オクエゾオニノガリヤス	○				
1108		ヒメノガリヤス	○				
1109		イワノガリヤス	○				
1110		エダウチイワノガリヤス	○				
1111		ホッスガヤ	○				
1112		タカネノガリヤス	○				
1113		カモガヤ	○	○			○
1114		タツノヒゲ	○				
1115		メヒシバ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (25) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1116	イネ	キタメヒシバ	○				
1117		アキメヒシバ	○				
1118		アブラススキ	○				
1119		イヌビエ	○				
1120		ヒメイヌビエ	○				
1121		ハマムギ	○	○			
1122		ハマニンニク	○	○			
1123		シバムギ	○				○
1124		エゾムギ	○				
1125		ニワホコリ	○				
1126		オオニワホコリ	○				
1127		オニウシノケグサ					○
1128		ウシノケグサ	○	○			
1129		トボシガラ	○				
1130		ヒロハノウシノケグサ	○				○
1131		オオウシノケグサ	○	○			
1132		ドジョウツナギ	○				
1133		ヒロバノドジョウツナギ	○				
1134		ウシノシッペイ	○				
1135		コウボウ	○				
1136		エゾヤマコウボウ	○				
1137		オオムギ	○				
1138		チガヤ	○				
1139		ケカモノハシ	○				
1140		エゾノサヤヌカグサ	○				
1141		サヤヌカグサ	○				
1142		ホソムギ	○				○
1143		コメガヤ	○	○			
1144		イブキヌカボ	○				
1145		ハチジョウススキ	○				
1146		ススキ	○	○			
1147		ムラサキススキ		○			
1148		ヌマガヤ	○				
1149		コシノネズミガヤ	○				
1150		ネズミガヤ	○				
1151		オオネズミガヤ	○				
1152		ケチヂミザサ	○				
1153		ヒロバノハネガヤ	○				
1154		イネ	○				
1155		ヌカキビ	○				
1156		スズメノヒエ	○				
1157		アイアシ	○	○			
1158		クサヨシ					○
1159		カナリークサヨシ	○				
1160		オオアワガエリ	○				○
1161		ヨシ	○	○			
1162		ツルヨシ	○	○			

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (26) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1163	イネ	ホテイチク	○				
1164		モウソウチク	○				
1165		アズマネザサ	○				
1166		メダケ	○				
1167		ミゾイチゴツナギ	○				
1168		スズメノカタビラ	○				
1169		タチイチゴツナギ	○				
1170		オオイチゴツナギ	○				
1171		ヌマイチゴツナギ	○				
1172		ナガハグサ	○	○			○
1173		イブキソモソモ	○				
1174		イチゴツナギ	○				
1175		オオスズメノカタビラ	○				
1176		チシマドジョウツナギ	○				
1177		オクヤマザサ	○				
1178		チシマザサ	○				
1179		エゾネマガリ	○				
1180		ナガバネマガリ	○				
1181		オオバザサ	○				
1182		チマキザサ	○				
1183		クマイザサ	○				
1184		フシゲクマイザサ	○				
1185		ハナザサ	○				
1186		タキザワザサ	○				
1187		エゾミヤマザサ	○				
1188		クマザサ	○				
1189		アキノエノコログサ	○				
1190		キンエノコロ	○				
1191		エノコログサ	○				
1192		ムラサキエノコロ	○				
1193		ハマエノコロ	○				
1194		オオアブラススキ	○				
1195		ハイドジョウツナギ	○				
1196		コムギ	○				
1197		トウモロコシ	○				
1198		マコモ	○				
1199		シバ	○	○			
1200	サトイモ	ヒロハテンナンショウ	○				
1201		マムシグサ(広義)	○				
1202		ヒメカイウ	○				
1203		ミズバショウ	○				
1204		ザゼンソウ	○				
1205		ヒメザゼンソウ	○				
1206	ウキクサ	アオウキクサ	○				
1207	ミクリ	ミクリ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (27) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1208	ミクリ	タマミクリ	○				
1209		エゾミクリ	○				
1210	ガマ	ガマ	○				
1211	カヤツリグサ	ミノボロスゲ	○				
1212		シロイトスゲ	○				
1213		エナシヒゴクサ	○				
1214		ヒラギシスゲ	○				
1215		ショウジョウスゲ	○				
1216		ヒメカワズスゲ	○				
1217		ハリガネスゲ	○				
1218		チャシバスゲ	○				
1219		ミヤマシラスゲ	○				
1220		ヒメカンスゲ	○				
1221		バクサンスゲ	○				
1222		ナルコスゲ	○				
1223		アゼナルコ	○				
1224		カサスゲ	○				
1225		ミヤマジュズスゲ	○				
1226		キタノカワズスゲ	○				
1227		ビロードスゲ	○				
1228		オクノカンスゲ	○				
1229		ネムロスゲ	○				
1230		コハリスゲ	○				
1231		ホソバヒカゲスゲ	○				
1232		ヒロバスゲ	○				
1233		ハガクレスゲ	○				
1234		ヒゴクサ	○				
1235		コウボウムギ	○	○			
1236		ヒカゲスゲ	○				
1237		アオスゲ	○				
1238		ヤチスゲ	○				
1239		ヒエスゲ	○				
1240		ヤラメスゲ	○				
1241		エゾノコウボウムギ	○				
1242		ゴウソ	○				
1243		ミタケスゲ	○				
1244		トマリスゲ	○				
1245		ヒメシラスゲ	○				
1246		ミヤマカンスゲ	○				
1247		シバスゲ	○				
1248		ヤチカワズスゲ	○				
1249		カワズスゲ	○				
1250		ヒメスゲ	○				
1251		エゾツリスゲ	○				
1252		グレーンスゲ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (28) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	4
1253	カヤツリグサ	ハナマガリスゲ	○				
1254		タヌキラン	○				
1255		フタマタタヌキラン	○				
1256		ヒロハイッポンスゲ	○				
1257		イトアオスゲ	○				
1258		コウボウシバ	○	○			
1259		キンスゲ	○				
1260		オオカサスゲ	○				
1261		クサスゲ	○				
1262		ゴンゲンスゲ	○				
1263		サドスゲ	○				
1264		リシリスゲ	○				
1265		シコタンスゲ	○				
1266		アズマナルコ	○				
1267		イワスゲ	○				
1268		タイセツイワスゲ	○				
1269		オオカワズスゲ	○				
1270		イッポンスゲ	○				
1271		オノエスゲ	○				
1272		オニナルコスゲ	○				
1273		チャガヤツリ	○				
1274		ヒメクグ	○				
1275		タマガヤツリ	○				
1276		ウシクグ	○				
1277		カワラスガナ	○				
1278		ミズガヤツリ	○				
1279		マツバイ	○				
1280		ハリイ	○				
1281		クロハリイ	○				
1282		ヌマハリイ	○				
1283		シカクイ	○	○			
1284		ワタスゲ	○				
1285		テンツキ	○				
1286		オオイヌノハナヒゲ	○				
1287		コイヌノハナヒゲ	○				
1288		ホタルイ	○				
1289		イヌホタルイ	○				
1290		コホタルイ	○				
1291		フトイ	○				
1292		カンガレイ	○				
1293		サンカクイ	○				
1294		クロアブラガヤ	○				
1295		アブラガヤ	○				
1296	ラン	キンセイラン	○				
1297		サルメンエビネ	○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

表 3.1.4-18 (29) 植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			8	11	12	13	14
1298	ラン	ギンラン	○				
1299		ササバギンラン	○				
1300		アオチドリ	○				
1301		サイハイラン	○				
1302		アツモリソウ	○				
1303		コイチヨウラン	○				
1304		エゾスズラン	○				
1305		カキラン	○				
1306		オニノヤガラ	○				
1307		ヒメミヤマウズラ	○				
1308		ノビネチドリ	○				
1309		ギボウシラン	○				
1310		セイタカスズムシソウ	○				
1311		クモキリソウ	○				
1312		スズムシソウ	○				
1313		アリドオシラン	○		○		
1314		エゾサカネラン	○				
1315		サカネラン	○				
1316		バクサンチドリ	○				
1317		コケイラン	○				
1318		ハシナガヤマサギソウ	○				
1319		エゾチドリ	○				
1320		ヒロハトンボソウ	○				
1321		キソチドリ	○				
1322		ミヤマチドリ	○				
1323		オオヤマサギソウ	○				
1324		コバノトンボソウ	○				
1325		トンボソウ	○				
1326		トキソウ	○		○		
1327		シロバナトキソウ	○				
1328		ネジバナ	○				
		142科1328種	1235種	87種	11種	0種	128種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。

(b) **植生の状況**

基本的な調査対象範囲における現存植生図を図3.1.4-3に示す。

当該範囲はブナクラス域に属し、寿都湾両岸の海成段丘や丘陵などには、自然植生が残存する。集落に近い地域などを中心に代償植生などがみられる。

対象事業実施区域は主として、畑地、クロマツ植林、自然裸地、開放水域が分布する。

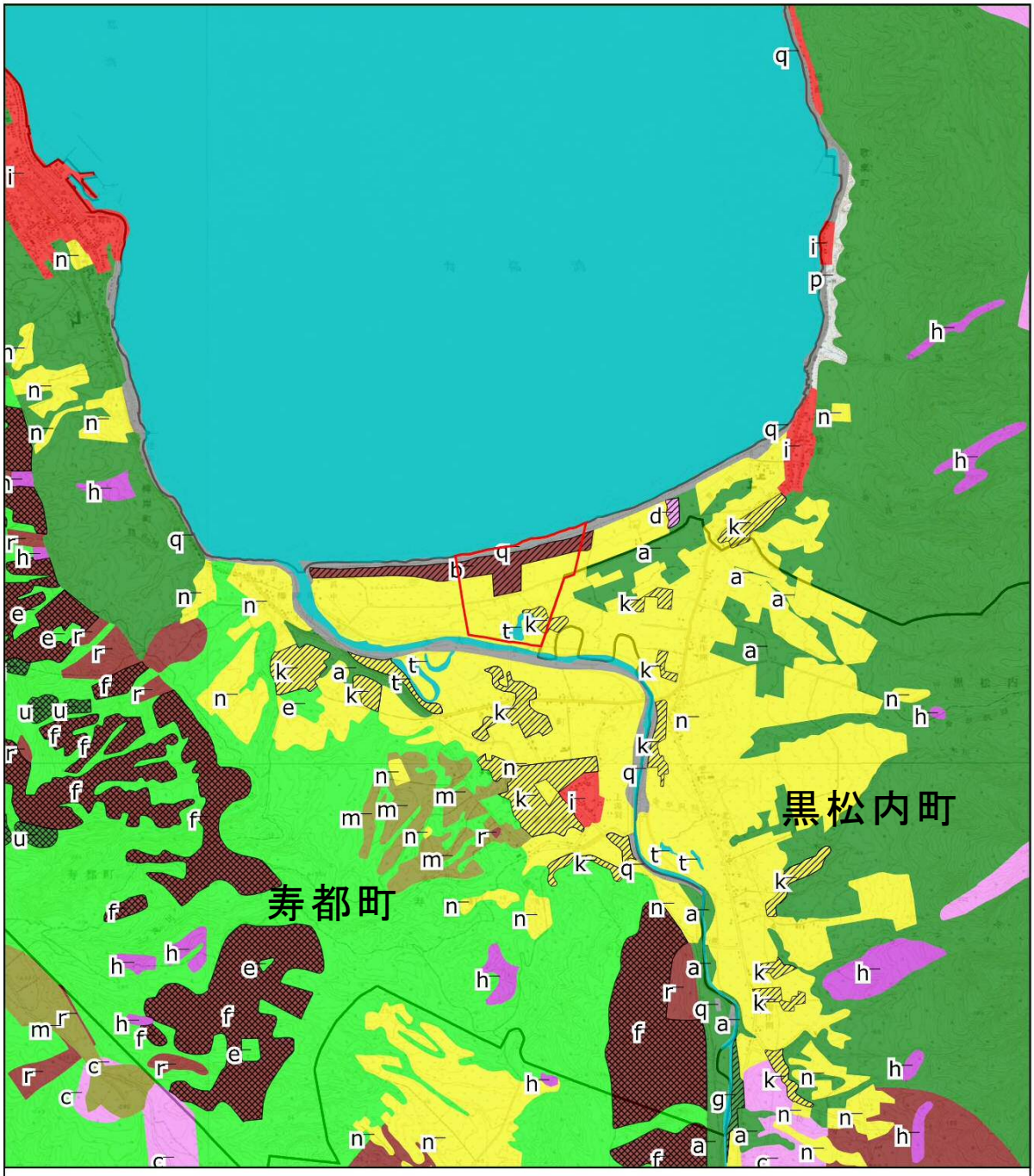

凡例

- a エゾイタヤーシナノキ群落
- b クロマツ植林
- c ササ草原
- d ススキ草原
- e チシマザサーブナ群団
- f トドマツ植林
- g ヤナギ低木群落
- h 伐跡群落
- i 市街地
- k 水田
- m 牧草地
- n 畑地
- q 自然裸地
- r 落葉針葉樹植林
- t 開放水域
- u 高茎草原

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

※図中の記号は、各群落名の冒頭に付した記号を示す

図 3.1.4-3　現存植生図

出典等：「第 2 回～第 5 回植生調査重ね合わせ植生（第 5 回自然環境保全基礎調査植生調査）」（データ作成年月：平成 30 年 9 月）を使用して作成した。

(C) 重要な種及び重要な群落

① 重要な植物

1) 重要な種の選定根拠

重要な植物の選定根拠を表 3.1.4-19 に示す。

表 3.1.4-19 重要な植物の選定根拠

選定基準		カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 （昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成30年6月1日法律第69号） 「北海道文化財保護条例」 （昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」 （北海道,平成25年3月29日条例第9号）	指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ	「環境省レッドリスト2018」 （環境省,平成30年）	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ	「北海道レッドリスト(植物)」 （北海道 平成13年）	Ex:絶滅 Ew:野生絶滅 Cr:絶滅危機種 En:絶滅危惧種 Vu:絶滅危急種 R:希少種 Lp:地域個体群 N:留意種

2) 植物の重要な種

重要な植物としては、48科115種が確認された（表3.1.4-20)。

文献8（環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅰ～Ⅳ）については後志地域全域を対象としていることから、高山帯から海岸域までの様々な環境に生育する種が含まれる結果となった。

表 3.1.4-20（1）　植物　重要種一覧

No.	科名	種名	重要種※1					文献No.				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	8	11	12	13	14
1	ヒカゲノカズラ	コスギラン					R			○		
2	イワヒバ	イワヒバ					R	○		○		
3	トクサ	チシマヒメドクサ					R	○				
4	ハナヤスリ	ナガホノナツノハナワラビ				CR		○				
5	ヒメシダ	イワハリガネワラビ					R			○		
6	ヤナギ	エゾミヤマヤナギ					R	○				
7	イラクサ	アオミズ				VU		○				
8	タデ	エゾノミズタデ					Vu	○				
9		ヤナギヌカボ				VU	R	○				
10		ヤナギタデ				NT		○				
11		シロバナサクラタデ				VU		○				
12	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ				VU		○				
13	ナデシコ	ノハラツメクサ				VU						○
14	キンポウゲ	フクジュソウ					Vu	○		○		
15		アキカラマツ				VU		○	○			
16	シラネアオイ	シラネアオイ					Vu	○		○		
17	ドクダミ	ドクダミ				VU		○				○
18	マタタビ	サルナシ				NT		○				
19		コクワ				VU		○				
20	アブラナ	エゾワサビ				VU		○				
21		シリベシナズナ					En	○				
22		モイワナズナ					Vu	○				
23		エゾスズシロ				CR		○				
24		ワサビ				EN	R	○				
25	ベンケイソウ	イワベンケイ				VU		○				
26	ユキノシタ	エゾノチャルメルソウ					R	○				
27	バラ	チョウノスケソウ					R	○				
28		ヘビイチゴ				VU		○				
29		カラフトイバラ					R	○				
30		ベニバナイチゴ					R			○		
31		シジミバナ				VU		○				
32	マメ	タイツリオウギ					R	○				
33	トウダイグサ	ノウルシ					R	○				
34		ヒメナツトウダイ				NT		○				
35	スミレ	シロバナスミレ				CR		○				
36		ナガハシスミレ					R	○				
37		ノハラサンシキスミレ				VU						○
38	アカバナ	ミヤマタニタデ				CR		○				
39	イチヤクソウ	イチゲイチヤクソウ					En	○				
40		シャクジョウソウ				NT		○				
41		アキノギンリョウソウ				CR		○				

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号）、「北海道文化財保護条例」（昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号）に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号）において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年3月29日条例第9号）において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」（環境省，平成30年）に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト　植物編」（北海道　平成13年）に指定されている種類。
　Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、
　N:留意種、Lp:地域個体群

表 3.1.4-20（2）　植物　重要種一覧

No.	科名	種名	重要種※1					文献No.				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	8	11	12	13	14
42	ツツジ	ドウダンツツジ				EN		○				
43		レンゲツツジ				VU		○				
44	サクラソウ	クリンソウ					Vu	○				
45		エゾオオサクラソウ					R	○				
46		ハイハマボッス					Vu	○				
47		コツマトリソウ				NT		○				
48	リンドウ	ホロムイリンドウ					R			○		
49	ガガイモ	イケマ				VU		○				
50	アカネ	ヒメヨツバムグラ					R	○				
51	ハナシノブ	クサキョウチクトウ				EN						○
52		カラフトハナシノブ					Vu	○				
53		ミヤマハナシノブ					R	○				
54	ヒルガオ	コヒルガオ				EN		○				
55		ヒルガオ				VU		○	○			
56	シソ	ムシャリンドウ					Vu	○	○			
57		チシマオドリコソウ				VU		○				
58		イブキジャコウソウ				EN		○				
59	ゴマノハグサ	ミヤママコナ					R	○				
60	ハマウツボ	ハマウツボ					R	○				
61		キヨスミウツボ					R	○				
62	タヌキモ	タヌキモ				VU	R	○				
63		ヤチコタヌキモ					R	○				
64		ヒメタヌキモ				NT	Vu			○		
65	ハエドクソウ	ハエドクソウ				VU		○				
66	オオバコ	オオバコ				NT		○				
67	スイカズラ	ネムロブシダマ				VU		○				
68		アラゲヒョウタンボク				VU		○				
69	キキョウ	タニギキョウ				VU		○				
70		キキョウ					Vu	○				
71	キク	アカバナエゾノコギリソウ				VU		○				
72		ブタクサ				VU		○				○
73		ホソバオトコヨモギ				VU		○				
74		マルバヒレアザミ				VU		○				
75		エゾタカネニガナ					R	○				
76		ムカシヨモギ				VU		○				
77		シカギク				VU		○				
78		エゾトウヒレン				VU		○				
79		エゾヨモギギク					En	○				
80		アカミタンポポ				VU		○				○
81		オダサムタンポポ					R	○				
82		オナモミ				NT		○				
83		アカミタンポポ				VU						○

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号）、「北海道文化財保護条例」（昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号）に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号）において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年3月29日条例第9号）において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」（環境省,平成30年）に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト　植物編」（北海道　平成13年）に指定されている種類。
　Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、
　N:留意種、Lp:地域個体群

表 3.1.4-20（3）　植物　重要種一覧

No.	科名	種名	重要種※1					文献No.				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	8	11	12	13	14
84	ヒルムシロ	ヒルムシロ				NT		○				
85		エゾノヒルムシロ				NT		○				
86	ユリ	ネギ				CR		○				
87	ミズアオイ	コナギ					Vu	○				
88	イネ	オオニワホコリ				CR		○				
89		ヌマイチゴツナギ				EN		○				
90		ハイドジョウツナギ					R	○				
91	サトイモ	ザゼンソウ				NT		○				
92	ミクリ	ミクリ					R	○				
93		エゾミクリ					R	○				
94	ガマ	ガマ				NT		○				
95	カヤツリグサ	ホソバヒカゲスゲ				NT		○				
96		エゾツリスゲ					Vu	○				
97		コウボウシバ				EN		○	○			
98		イワスゲ				VU		○				
99		チャガヤツリ				VU		○				
100		コイヌノハナヒゲ					R	○				
101	ラン	キンセイラン					En	○				
102		サルメンエビネ					En	○				
103		アツモリソウ					Cr	○				
104		コイチヨウラン					En	○				
105		エゾスズラン				VU		○				
106		カキラン					Vu	○				
107		ギボウシラン					R	○				
108		クモキリソウ				EN		○				
109		アリドオシラン					R	○		○		
110		エゾサカネラン					Cr	○				
111		サカネラン					Cr	○				
112		コケイラン				VU		○				
113		ミヤマチドリ				VU	R	○				
114		トキソウ					Vu	○		○		
115		ネジバナ				NT		○				
	48科115種		4種	2種	2種	67種	57種	110種	6種	12種	2種	9種

注）種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。
※文献Noは、表3.1.4-1中におけるNoを示す。
※1：重要種の選定基準
Ⅰ：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号　最終改正：平成30年6月1日法律第69号）、「北海道文化財保護条例」（昭和30年11月30日条例第83号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号）に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成25年6月12日法律第37号）において希少野生動植物種に指定されている種類。
　国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
Ⅲ：「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年3月29日条例第9号）において指定希少野生動植物種に指定されている種類。
　指定：指定希少野生動植物種
Ⅳ：「環境省レッドリスト2018」（環境省,平成30年）に指定されている種類。
　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR＋EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、
　VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅴ：「北海道レッドリスト　植物編」（北海道　平成13年）に指定されている種類。
　Ex:絶滅種、Ew:野生絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、
　N:留意種、Lp:地域個体群

② 重要な群落等

1) 重要な群落等の選定根拠

重要な群落等の選定根拠を表 3.1.4-21 に示す。

表 3.1.4-21 重要な群落等の選定根拠

選定基準		カテゴリー
Ⅰ	「文化財保護法」 （昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成30年6月1日法律第69号） 「北海道文化財保護条例」 （昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号）	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
Ⅱ	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号）	環境緑地保護地区:市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区 自然景観保護地区：森林、草生地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区 学術自然保護地区:動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区 記念保護樹木:由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの
Ⅲ	自然環境保全調査報告書(第１回緑の国勢調査)植生自然度 (昭和51年、環境庁）	10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 9：エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
Ⅳ	第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準 (昭和53年、環境庁）	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が 典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群
Ⅴ	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林選定基準 （平成2年、環境庁）	地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の端木、樹林、並木

2) 重要な群落等

重要な群落等の選定状況を表 3.1.4-22 に示す。

基本的な調査対象範囲では、北海道自然環境等保全条例における記念保護樹木（2 箇所）及び植生自然度 9 以上の植生が確認された。

基本的な調査対象範囲で確認された重要な植物群落等（うち、北海道自然環境等保全条例における記念保護樹木）及び植生自然度 9 以上の植生分布を図 3.1.4-4 に示す。

表3.1.4-22 重要な植物群落等

No	名称	選定根拠				
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
①	旧役場庁舎 (イチョウ・キタコブシ・クロマツ)		記念保護樹木			
②	西光寺のケヤキ		記念保護樹木			
	エゾイタヤーシナノキ群落			9		
	チシマザサーブナ群団			9		
	ヤナギ低木群落			9		
	自然草原			10		
	高茎草原			10		

Noは、図3.1.4-4に示す数字を示す。
上記の選定根拠は以下を示す。
選定根拠Ⅰ：「文化材保護法」（昭和25年、法律第214号）、「北海道文化財保護条例」（昭和30年、条例第83号）
選定根拠Ⅱ：「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年、条例第64号)
選定根拠Ⅲ：「自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）植生自然度」（昭和51年、環境庁）
選定根拠Ⅳ：「第2回自然環境保全基礎調査要綱　特定植物群落選定基準」(昭和53年、環境庁)
選定根拠Ⅴ：「第4回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林選定基準」(平成2年、環境庁)

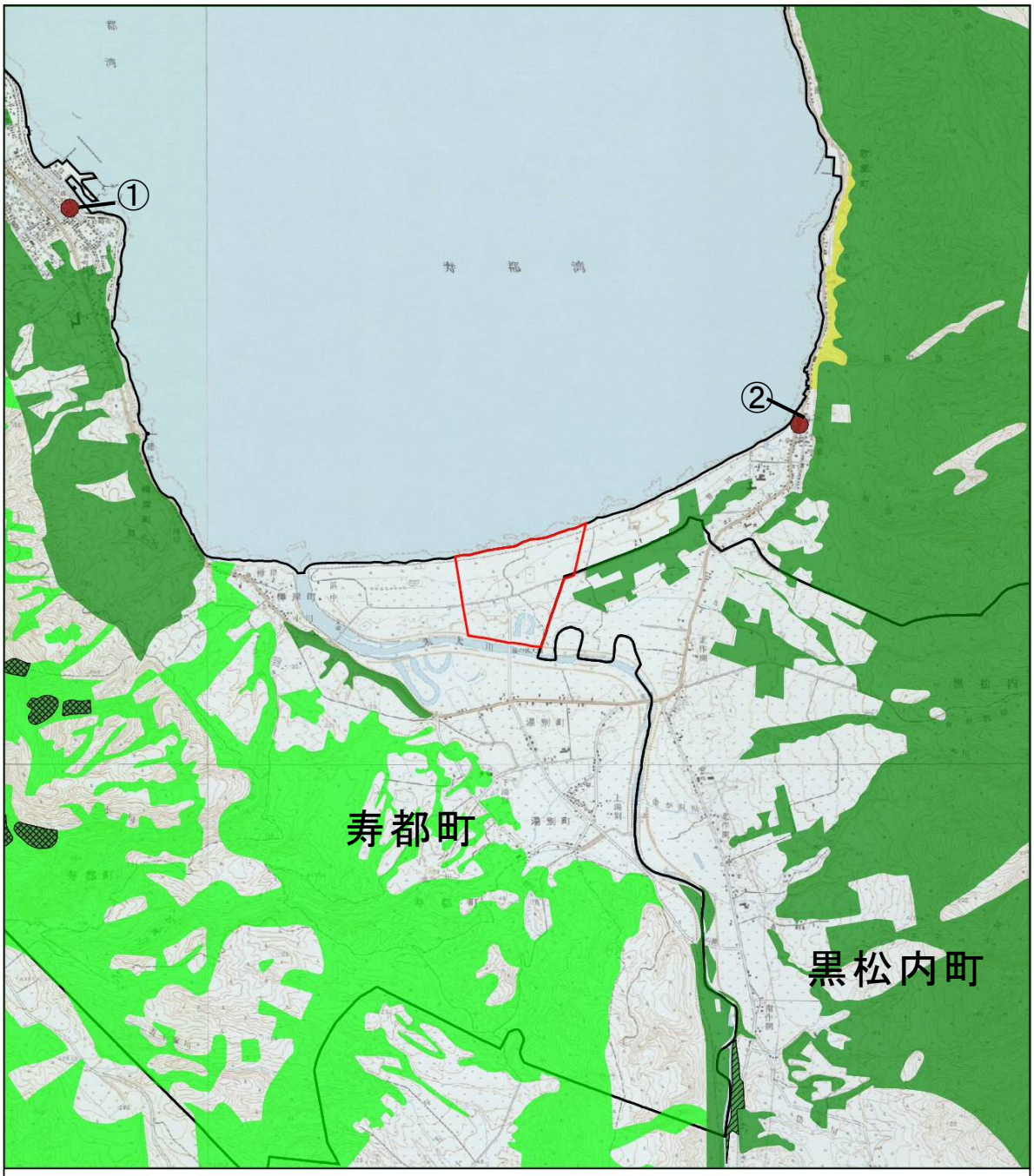

凡例

- 記念保護樹木
- エゾイタヤーシナノキ群落
- チシマザサーブナ群団
- ヤナギ低木群落
- 自然草原
- 高茎草原
- 対象事業実施区域
- 市町村界

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

※図中の数字は、表 3.1.4-22 の No を示す。

図 3.1.4-4　重要な植物群落等位置図

出典等：「記念保護樹木一覧」（北海道環境生活環境局）、「第 2 回～第 5 回植生調査重ね合わせ植生（第 5 回自然環境保全基礎調査植生調査）」を参考に作成した。

3.1.5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

(a) 景観資源

基本的な調査対象範囲（景観）において、表3.1.5-1に該当する景観資源の分布状況を把握した。

景観資源の概要を表3.1.5-2に、位置を図3.1.5-1に示す。

基本的な調査対象範囲（景観）においては、自然環境保全上重要な要素である自然景観（8箇所)、後志総合振興局が選定する地域の良好な景観資源（3箇所）が確認された。

なお、寿都町の町営風力発電所群が北海道後志総合振興局の選定する「地域の良好な景観資源」となっている。

表3.1.5-1 景観資源の選定根拠

資料等の名称	発行等	選定根拠	区分[注)]
文化財保護法	昭和25年 法律第214号	景勝地であって芸術上、観賞上価値が大きいもの	名勝
		歴史的な集落・町並み	伝統的建造物群保存地区
自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査	環境省	自然環境保全上重要な要素である自然景観	自然景観資源
地域の良好な景観資源及び主要な眺望地	後志総合振興局	地域の良好な景観資源として、各総合振興局が選定したもの	地域の良好な景観資源

注）選定根拠及び区分は選定根拠とした資料に準拠した。

表 3.1.5-2　景観資源の概要

No	名称	区分	選定根拠及び概要	出典	
				1	2
①	泊～弁慶岬段丘	自然景観資源（海成段丘）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・島牧村北東岸に発達した段丘	○	
②	歌島沼	自然景観資源（湖沼）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・島牧村北東部に位置する湖沼	○	
③	弁慶岬海岸	自然景観資源（海食崖）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・島牧村及び寿都町の境界付近の海岸	○	
④	寿都段丘	自然景観資源（海成段丘）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・寿都湾西岸に発達した段丘	○	
⑤	歌棄～磯谷段丘	自然景観資源（海成段丘）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・寿都湾東岸に発達した段丘	○	
⑥	ヒヤミズ沢渓谷	自然景観資源（峡谷・渓谷）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・大平山付近の渓谷	○	
⑦	雷電火山群	自然景観資源（火山群）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・ニセコ西山系の火山群であり、雷電山、岩内岳などを含む	○	
⑧	港町海岸	自然景観資源（砂丘）	＜選定根拠＞ ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 ＜概要＞ ・尻別川右岸側に発達した海岸砂丘	○	
⑨	尻別川	地域の良好な景観資源	＜選定根拠＞ ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの ＜概要＞ ・フレ岳を源流とし、蘭越町港町で日本海に注ぐ一級河川		○
⑩	北海道有形文化財指定カクジュウ佐藤家（漁場建築佐藤家）	地域の良好な景観資源	＜選定根拠＞ ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの ＜概要＞ ・佐藤継信の末裔が明治初期に建てた漁場建築の代表的な建築物		○
⑪	風力発電所施設群	地域の良好な景観資源	＜選定根拠＞ ・地域の良好な景観資源として、後志総合振興局が選定したもの ＜概要＞ ・寿都町営風力発電所。13基の風車が並ぶ。		○

1.「第３回自然環境保全基礎調査　日本の自然景観」（環境庁、平成元年）
（URL：http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html、閲覧日：平成 30 年９月 25 日）
2.「地域の良好な景観資源　マップ」「地域の良好な景観資源　リスト」（後志総合振興局公表資料）
（URL：http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/、閲覧日：平成 30 年９月 25 日）

(b) 眺望点

基本的な調査対象範囲（景観）において、表 3.1.5-3 に該当する眺望点の分布状況を把握した。眺望点の概要を表 3.1.5-4 に、位置及び主要な眺望方向を図 3.1.5-1 に示す。

表3.1.5-3 眺望点の選定根拠

	選定根拠
1	地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したもの 「地域の良好な眺望地」（後志総合振興局）
2	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台

表3.1.5-4 主要な眺望点の概要

No	名称	選定根拠及び概要	出典
①	寿都神社	＜選定根拠＞ ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台 ＜概要＞ ・国道229号から高台に上った渡島に建つ古い歴史のある神社。	3
②	月越高原	＜選定根拠＞ ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設、高台 ＜概要＞ ・島牧村と黒松内町の境界にある高原。一般道道523号美川黒松内線が通る。	5
③	弁慶岬	＜選定根拠＞ ・地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したもの ＜概要＞ ・寿都町と島牧村の境界にある岬。弁慶像の他、駐車場、休憩所、トイレ、展望スペースもある。遠く狩場山・茂津多・積丹・雷電の岬を一望できる景勝の地。	1,2,3
④	歌島高原	＜選定根拠＞ ・地域の良好な眺望地として、各総合振興局が選定したもの ＜概要＞ ・島牧村歌島にある高原。歌島林道を車で上り、標高364mに位置する。唯一島牧村が一望できるポイント。羊蹄山を望むことができる。	1,3,5

出典等：

1.「地域の良好な景観資源　マップ」「地域の良好な景観資源　リスト」（後志総合振興局）
2.「観光情報」（寿都町）
3.「全国観るなび　北海道」
4.「北海道　北の道の駅」（北海道地区「道の駅」連絡会）
5.「観光(島牧観光ガイドマップ)」（島牧村）
6. しりべしガイドマップ

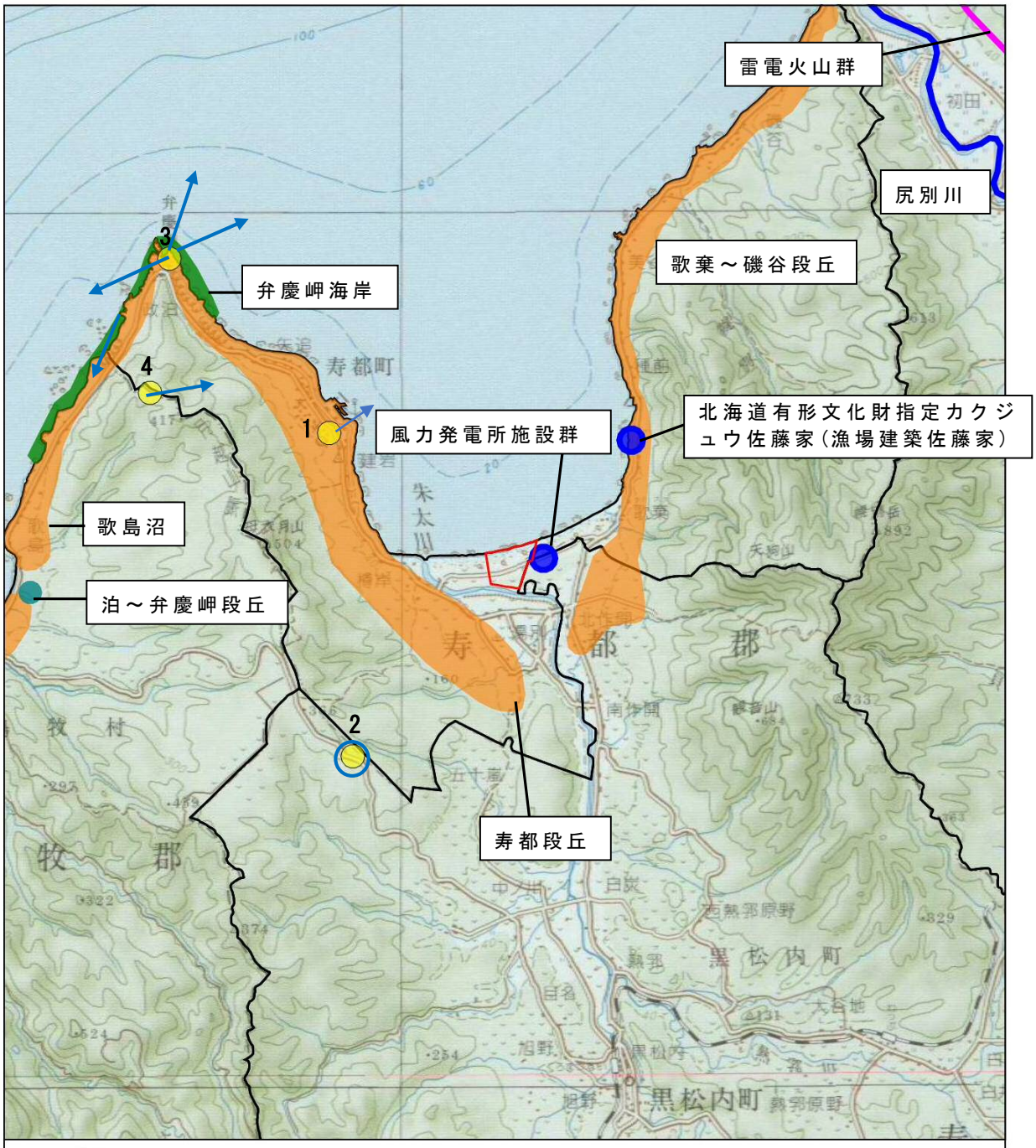

図 3.1.5-1　景観資源及び主な眺望点位置図

出典等：「第３回自然環境保全基礎調査　日本の自然景観」（環境庁，平成元年）、「地域の良好な景観資源マップ」（後志総合振興局公表資料）及び前頁に示す資料を参考にして作成した。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

基本的な調査対象範囲において、表3.1.5-5に示す関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、表3.1.5-6に該当する施設等の分布状況を把握した。

人と自然との触れ合いの活動の場の施設の区分を表3.1.5-6に、抽出された施設等の概要を表3.1.5-7に、位置を図3.1.5-2に示す。

表3.1.5-5 人と自然との触れ合いの活動の場を把握するために確認した資料等

資料等	発行等
しりべしガイドマップ	後志総合振興局 https://static.hokkaido-ebooks.jp/actibook_data/e160524009/_SWF_Window.html
後志のお宝100選	後志総合振興局 http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm
観光情報	寿都町 http://www.town.suttu.lg.jp/
黒松内町観光情報サイト	http://www.kuromatsunai.com/guru_tan/
全国観るなび　北海道	http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido
北海道　北の道の駅	北海道地区「道の駅」連絡会 http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html
観光 （島牧観光ガイドマップ）	島牧村 http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko
観光情報・特産品	蘭越町 http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/
その他教育関係施設	黒松内町教育委員会 http://kuromatsunaiedu.jimdo.com/
施設・機関検索	生涯学習ほっかいどう http://www2.manabi.pref.hokkaido.jp/fmi/xsl/sisetu/find.xsl

表3.1.5-6 施設等の区分

	施設の区分
1	公園施設
2	レクリエーション・キャンプ等施設
3	自然探訪の場 （自然遊歩道、登山、観察など）
4	採集の場 （きのこ狩り、釣りなど）

表 3.1.5-7　人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No	名称	区分	概要	出典
①	浜中海岸野営場	レクリエーション施設	寿都湾沿いにある6月～9月まで無料で利用できる野営場。駐車場、トイレ、流しが設置されている。寿都湾では夜には市街地の明かりを眺めることができ、近隣には「風太風力発電所」がある。	1
②	月越高原	自然探訪の場	島牧村と黒松内町の境界にある高原。一般道道 523 号美川黒松内線が通る。	9
③	寿都湾浜中パークゴルフ場	レクリエーション施設	寿都町浜中にあるパークゴルフ場。場内には散策路「風太の森」がある。毎年4月下旬から10月31日まで使用でき、クラブとボールの貸し出しもしている。また、近隣には「寿の都風力発電所」がある。	1,3
④	黒松内ブナの森自然学校	レクリエーション施設	1999 年に開校した「黒松内ぶなの森自然学校」は、酪農地帯の北海道黒松内町南作開の生涯学館を拠点に活動している。ニワトリ小屋、石がま、たき火場、野外キャンプ場、ビオトープ、畑などがある。	4
⑤	朱太川	採集の場	アユやヤマメなどが生息し、多くの釣り客が訪れる。流れもゆるやかで、初心者や女性も渓流釣りを楽しむことができる。	4
⑥	寿都温泉ゆべつのゆ	レクリエーション施設	日帰り温泉の他宿泊できるコテージも3棟隣接する。近くには「寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所」、農村公園(風太公園)がある。	1,5

出典等：

1.しりべしガイドマップ
2.「後志のお宝100選」(後志総合振興局)
(URL：http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm、閲覧日：平成30年9月25日)
3.「観光情報」(寿都町)(URL：http://www.town.suttu.lg.jp/、閲覧日：平成30年9月25日)
4.「黒松内町観光情報サイト」(黒松内町)(URL：http://www.kuromatsunai.com/guru_tan/、閲覧日：平成30年9月25日)
5.「全国観るなび　北海道」より「寿都町」(URL：http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido、閲覧日：平成30年9月25日)
6.「全国観るなび　北海道」より「黒松内町」(URL：http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido、閲覧日：平成30年9月25日)
7.「全国観るなび　北海道」より「島牧村」(URL：http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido、閲覧日：平成30年9月25日)
8.「北海道　北の道の駅」(北海道地区「道の駅」連絡会)
(URL：http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html、閲覧日：平成30年9月25日)
9.「観光(島牧観光ガイドマップ)」(島牧村)(URL：http://www.vill.shimamaki.lg.jp/kanko、閲覧日：平成30年9月25日)
10.「観光情報・特産品」(蘭越町)(URL：http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/、閲覧日：平成30年9月25日)
11.「その他教育関係施設」(黒松内町教育委員会)(URL：http://kuromatsunaiedu.jimdo.com/、閲覧日：平成30年9月25日)
12.「施設・機関検索」(生涯学習ほっかいどう)
(URL：http://www2.manabi.pref.hokkaido.jp/fmi/xsl/sisetu/find.xsl、平成30年9月25日)

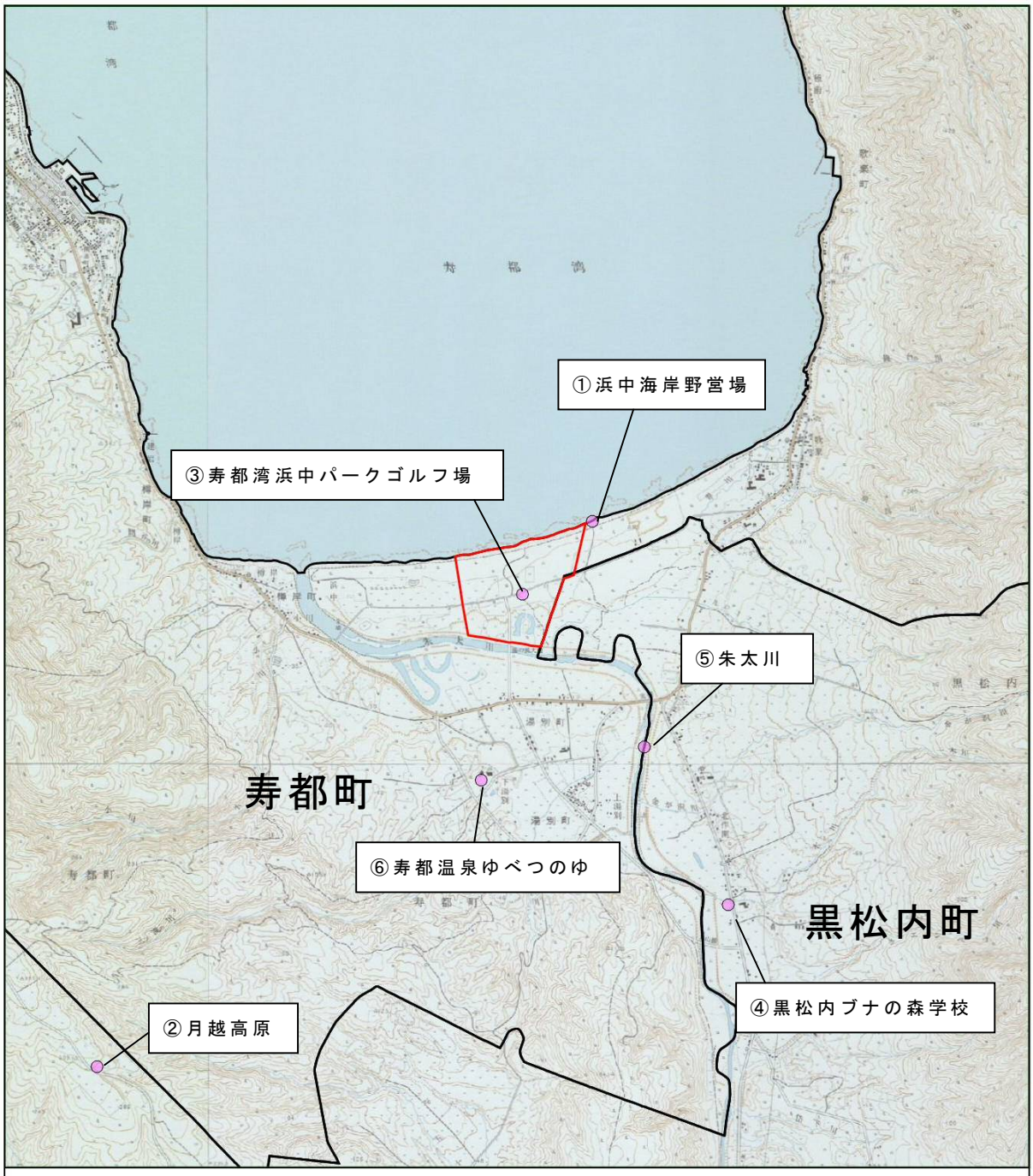

図 3.1.5-2 人と自然との触れ合いの活動の場位置図

出典等：前ページに示す資料を参考にして作成した。

3.2 社会的状況

各調査項目における調査対象範囲を表3.2-1に示す。

社会的状況の調査対象範囲については、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握するため、「3.1 自然的状況」に示す範囲を基本的な調査対象範囲とした。

ただし、調査項目のうち産業の状況や下水道の状況、その他規制等の内容は広域に整理されていることから、寿都町、黒松内町、北海道など適宜、広域な範囲を対象とした。

表3.2-1 本書における社会的状況の基本的な調査対象範囲

調査項目		基本的な調査範囲
人口及び産業の状況		
	人口の状況	寿都町、黒松内町
	産業の状況	寿都町、黒松内町
土地利用の状況		対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況		
	河川及び湖沼の利用状況	対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
	地下水の利用状況	対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
	湧水の利用状況	対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
	海域の利用状況	対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
交通の状況		対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
下水道の整備の状況		寿都町、黒松内町
文化財等の状況		対象事業実施区域より半径2km圏内相当（図3-1）
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容		寿都町、黒松内町（一部の項目） 対象事業実施区域より半径2km圏内相当(図3-1)

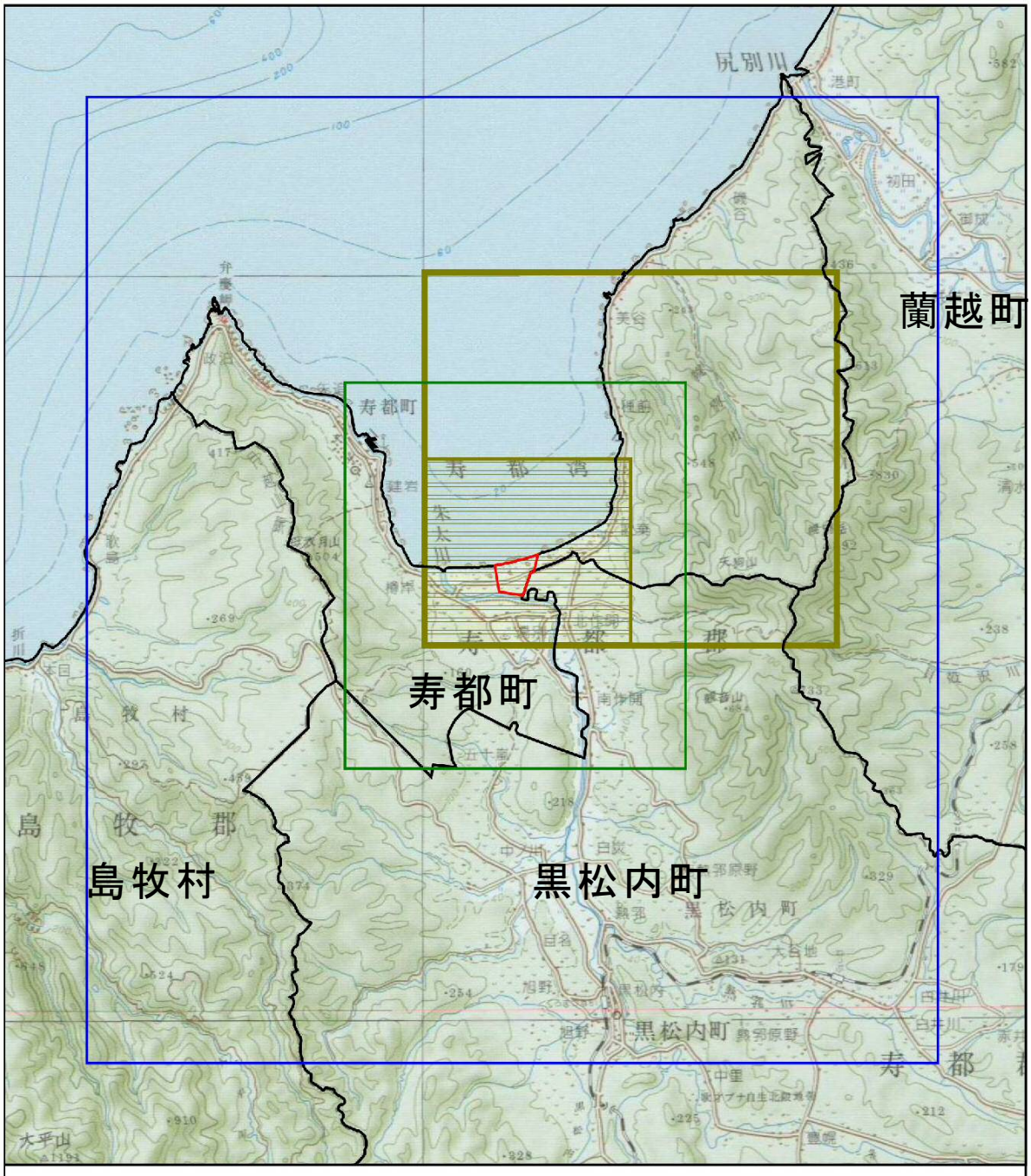

凡例

- 動物の調査対象範囲（「3.1.4 動植物の生息又は生育、植生の状況」に記載）
- 景観の調査対象範囲（対象事業実施区域より半径10km圏内相当）
- 上記以外の調査対象範囲（対象事業実施区域より半径2km圏内相当）
- 対象事業実施区域
- 市町村界

1:150000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 3-1（再掲） 基本的な調査対象範囲

3.2.1　人口及び産業の状況

(1)　人口の状況

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(平成26年～平成30年)」(総務省自治行政局)による、寿都町、黒松内町の人口・世帯数を表3.2.1-1に、人口・世帯数の経年変化を図3.2.1-1に示す。

平成26年から平成30年にかけて人口及び世帯数は減少傾向にある。平成30年の人口は、寿都町3,048人、黒松内町2,904人となっている。また世帯数は、寿都町1,722世帯、黒松内町1,520世帯となっている。

表3.2.1-1 人口・世帯数(住民基本台帳人口)

平成26年～平成30年:1月1日現在

市町村名	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
寿都町	平成26年	3,303	1,625	1,678	1,763
	平成27年	3,221	1,586	1,635	1,747
	平成28年	3,140	1,553	1,587	1,717
	平成29年	3,094	1,520	1,574	1,728
	平成30年	3,048	1,481	1,567	1,722
黒松内町	平成26年	3,132	1,471	1,661	1,576
	平成27年	3,093	1,461	1,632	1,568
	平成28年	3,019	1,405	1,614	1,572
	平成29年	2,977	1,396	1,581	1,551
	平成30年	2,904	1,371	1,533	1,520

出典等:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」(総務省自治行政局) 閲覧日:平成30年9月25日

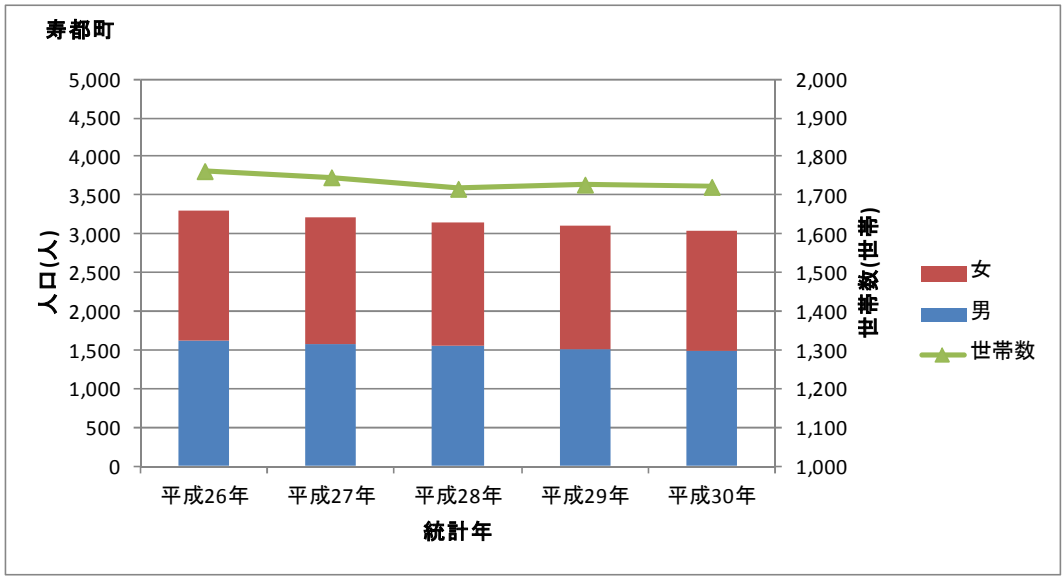

図3.2.1-1(1)　寿都町の人口・世帯数の経年変化

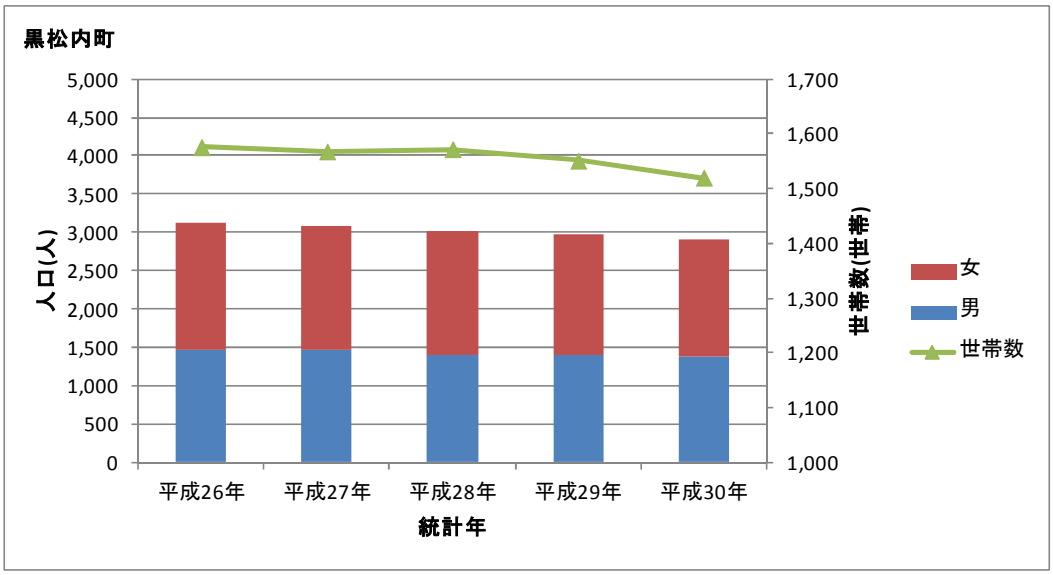

図3.2.1-1(2)　黒松内町の人口・世帯数の経年変化

(2)　産業の状況

(a)　産業構造及び産業配置

「平成27年国勢調査」(総務省統計局)による、寿都町、黒松内町の産業別就業人口を表3.2.1-2、産業別就業人口の割合を図3.2.1-2に示す。両市町村において第3次産業の就業者が最も多く、寿都町で67.6%、黒松内で73.6%と半数以上を占めている。

表 3.2.1-2　産業別就業人口

部門	大分類	寿都町		黒松内町	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	20	1.4	182	13.7
	漁業	117	8.4	10	0.8
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.4	1	0.1
	建設業	131	9.4	107	8.0
	製造業	171	12.3	49	3.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.4	13	1.0
	情報通信業	1	0.1	－	－
	運輸業、郵便業	34	2.4	20	1.5
	卸売業、小売業	181	13.0	82	6.2
	金融業、保険業	19	1.4	7	0.5
	不動産業、物品賃貸業	3	0.2	14	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	7	0.5	13	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	58	4.2	88	6.6
	生活関連サービス業、娯楽業	47	3.4	37	2.8
	教育、学習支援業	65	4.7	95	7.1
	医療、福祉	287	20.6	406	30.5
	複合サービス事業	39	2.8	26	2.0
	サービス業(他に分類されないもの)	78	5.6	67	5.0
	公務(他に分類されないものを除く)	117	8.4	112	8.4
分類不能な産業		7	0.5	2	0.2
総数		1,393	100.0	1,331	100.0

出典等：「平成27年国勢調査結果　統計表」より「産業等基本集計結果　第6表」
(北海道統合政策部統計課<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/10pw_table1.htm>閲覧日：平成30年9月25日)

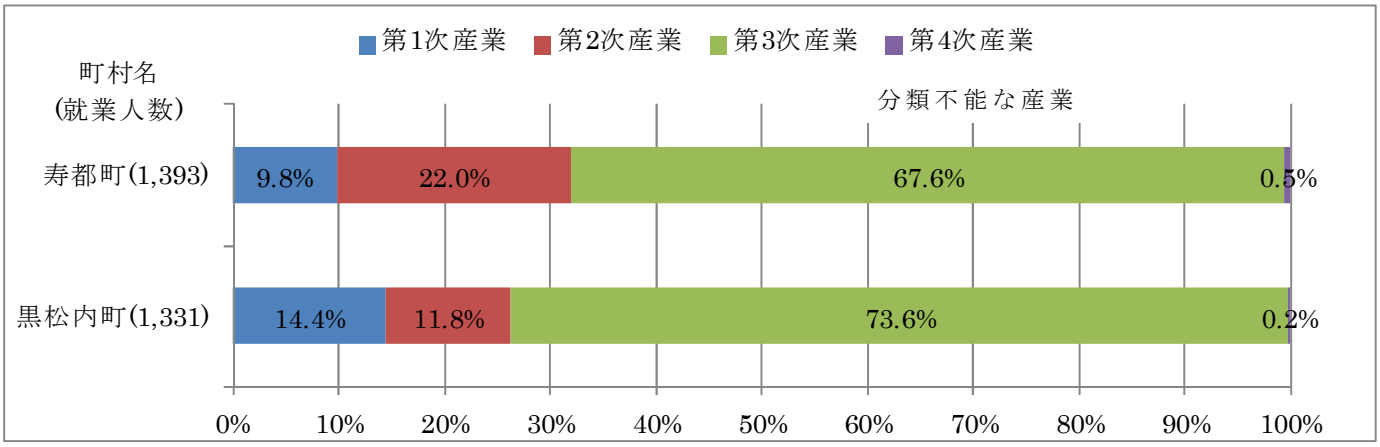

図 3.2.1-2　産業別就業割合

(b) 生産品目、生産量及び生産額

① 農業

「平成 28 年度　生産農業所得統計」（平成 30 年、農林水産省）による寿都町、黒松内町の平成 28 年度の農業産出額を表 3.2.1-3 に示す。

寿都町、黒松内町の農業産出額は合計で 159 千万円であり、内訳は乳用牛、肉用牛の農業産出額が多くなっている。

表3.2.1-3　農業産出額（平成28年度）（単位：千万円）

種別			寿都町	黒松内町
耕種	米		0	6
	麦類		0	1
	雑穀		－	6
	豆類		0	6
	いも類		1	16
	野菜		2	5
	果実		－	0
	花き		x	－
	工芸農作物		0	1
	種苗・苗水類・その他		x	0
畜産	肉用牛		0	37
	乳用牛		－	75
		生乳	－	58
	豚		x	－
	鶏		－	－
		鶏卵	－	－
		ブロイラー	－	－
	その他畜産物(養蚕を含む。)		x	－
加工農作物			－	－
合計			6	153

注1)「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は非公開のものを示す。
注2）統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある
注3）平成19年度以降、市町村別では農業産出額の計上を行っていない。
出典等：「平成 28 年度　生産農業所得統計」（平成 30 年、農林水産省）
閲覧日：平成30年9月25日

② 林業

「平成 28 年度　北海道林業統計」（平成 30 年、北海道）による、寿都町、黒松内町の平成 28 年度の所有形態別林野面積を表 3.2.1-4 に示す。

寿都町では公有林の割合が最も高く、黒松内町では私有林の割合が最も高い。

表 3.2.1-4　所有形態別林野面積　（平成 28 年度）

（単位:ha）

区分		寿都町	黒松内町
合計		7,468	26,135
国有		1,884	4,010
民間	小計	5,583	22,124
	公有	3,879	7,737
	私有	1,704	14,387

出典等：「平成28年度　北海道林業統計」（平成30年、北海道）　閲覧日：平成30年9月25日

③　商業

寿都町、黒松内町の平成26年度の年間商品販売額を表3.2.1-5に示す。平成 26 年度で、寿都町及び黒松内町の事業所数は 79 件で、その従業員数は 272 人である。年間商品販売額は 483,419 万円である。

表 3.2.1-5　商業の状況　（平成 26 年度）

	寿都町	黒松内町
事業所数	45	34
従業員数(人)	167	105
年間商品販売額(万円)	286,367	197,052

出典等：：「平成26年商業統計調査結果」（平成28年、北海道）閲覧日：平成30年9月25日

④　水産業

寿都町、黒松内町の平成 28 年度の漁業種類別漁獲量を表 3.2.1-6 に示す。寿都町では、さけ定置網が最も多く、次いで小型定置網が多い。

表 3.2.1-6　漁業種類別漁獲量（平成 28 年度）

（単位:t）

				寿都町	黒松内町
底びき網	遠洋底びき網			－	…
	以西底びき網			－	…
	沖合底びき網	1 そうびき		－	…
		2 そうびき		－	…
	小型底びき網			31	…
船びき網				－	…
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	－	…
			近海かつお・まぐろ	－	…
			その他	－	…
		2 そうまき網		－	…
	中・小型まき網			－	…
刺網	さけ・ます流し網			－	…
	かじき等流し網			－	…
	その他の刺網			116	…
敷網	さんま棒受け網			－	…
定置網	大型定置網			－	…
	さけ定置網			1,258	…
	小型定置網			223	…
その他の網漁業				332	…
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		－	…
		近海まぐろはえ縄		－	…
		沿岸まぐろはえ縄		－	…
	その他のはえ縄			7	…
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		－	…
		近海かつお一本釣		－	…
		沿岸かつお一本釣		－	…
	いか釣	遠洋いか釣		－	…
		近海いか釣		－	…
		沿岸いか釣		120	…
	ひき縄釣			－	…
	その他の釣			x	…
採貝・採藻				x	…
その他の漁業				79	…
漁獲量計				2,172	…

注 1)「-」は事実のないもの、「x」は非公開のもの、「…」は海に面していないものを示す。
注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典等：「平成 27 年度　海面漁業生産統計調査」（平成 28 年、農林水産省）
閲覧日：平成30年9月25日

⑤　工業

寿都町、黒松内町の平成 29 年の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表 3.2.1-7 に示す。

寿都町及び黒松内町の事業所数は 12 件であり、従業員数は 251 人である。製造品出荷額は、寿都町は 274,370 万円であったが、黒松内町は秘匿されている。

表 3.2.1-7　事業所数、従業員数及び製造品出荷額等（平成 29 年）

	寿都町	黒松内町
事業所数	10	2
従業員数(人)	191	60
製造品出荷額等(万円)	274,370	x

注)「x」は秘匿したのものを示す。
出典等:「平成29年 工業統計調査結果報告書」(平成30年、北海道)
閲覧日：平成30年9月25日

3.2.2　土地利用の状況

「第125回(平成30年)北海道統計書」(平成30年､北海道統合政策部統計課)よる、基本的な調査対象範囲における土地利用状況は､表 3.2.2-1に示すとおりである。

寿都町では「原野」が多く、黒松内町では「山林」が多い。

また、基本的な調査対象範囲の土地利用基本計画図（農地等の指定状況図、森林等の指定状況図）を図3.2.2-1及び図3.2.2-2に示す。

対象事業実施区域は都市計画法に基づく用途地域には該当しないが、土地利用計画（国土利用計画法）で定める農業地域及び農用地区域に該当する他、一部が森林法で定める地域森林計画対象民有林及び保安林に該当する。

表 3.2.2-1　寿都町、黒松内町における土地利用状況(平成24～28年)

単位:km^2

種別	寿都町	黒松内町
田	0.32	0.93
畑	3.82	34.90
宅地	1.19	1.49
鉱泉地	-	-
池沼	0.03	0.01
山林	10.63	139.97
牧場	3.12	1.92
原野	20.63	60.69
雑種地	2.40	2.06
その他	53.10	103.69
合計	95.24	345.65

出典等：「第125回(平成30年)北海道統計書」（平成30年、北海道統合政策部統計課）
（URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/index.htm　閲覧日：平成30年9月25日）

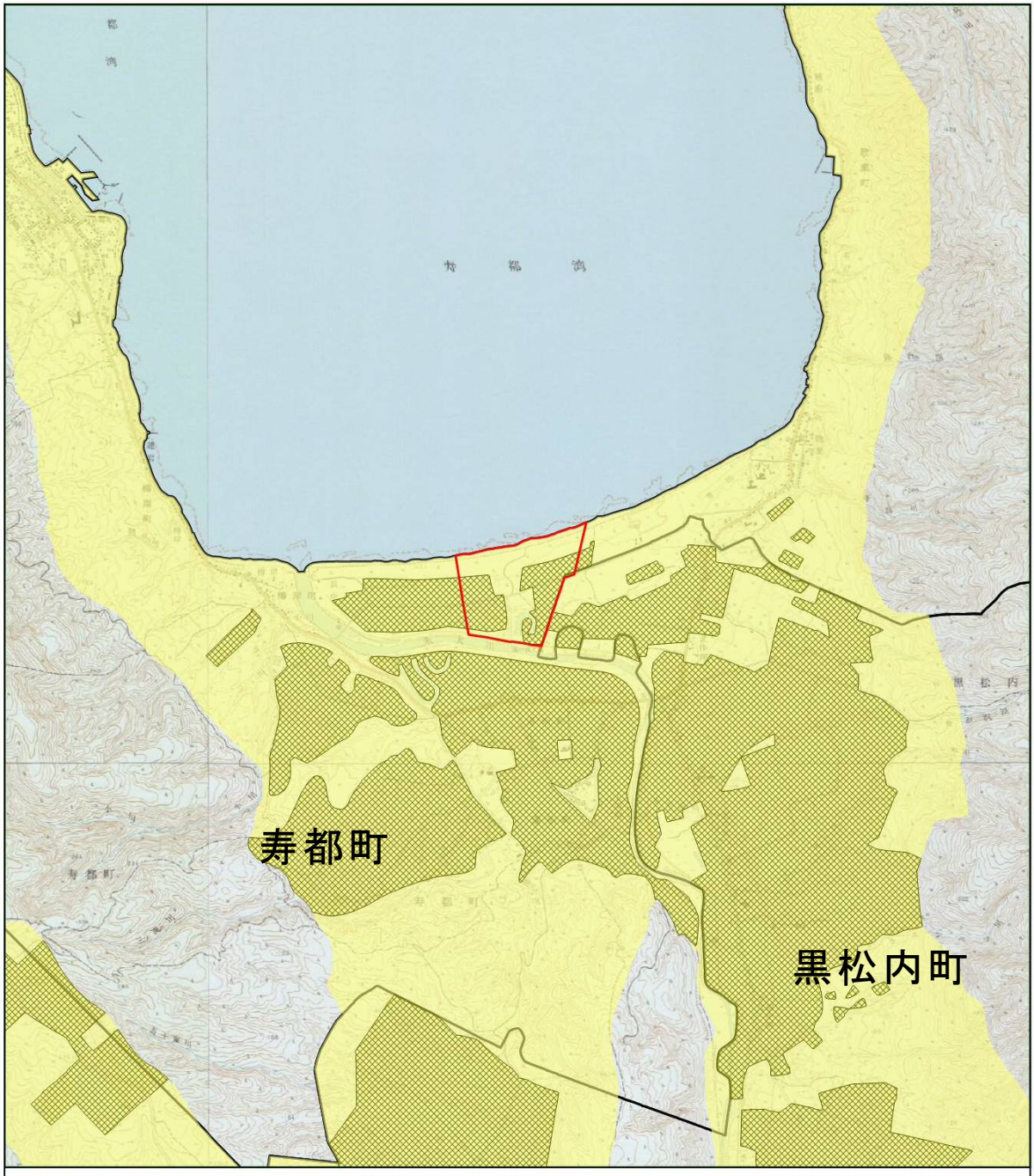

凡例

農業地域
農用地区域

対象事業実施区域

市町村界

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.2-1　農地等の指定状況位置図

出典等：「農業地域」（国土数値情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

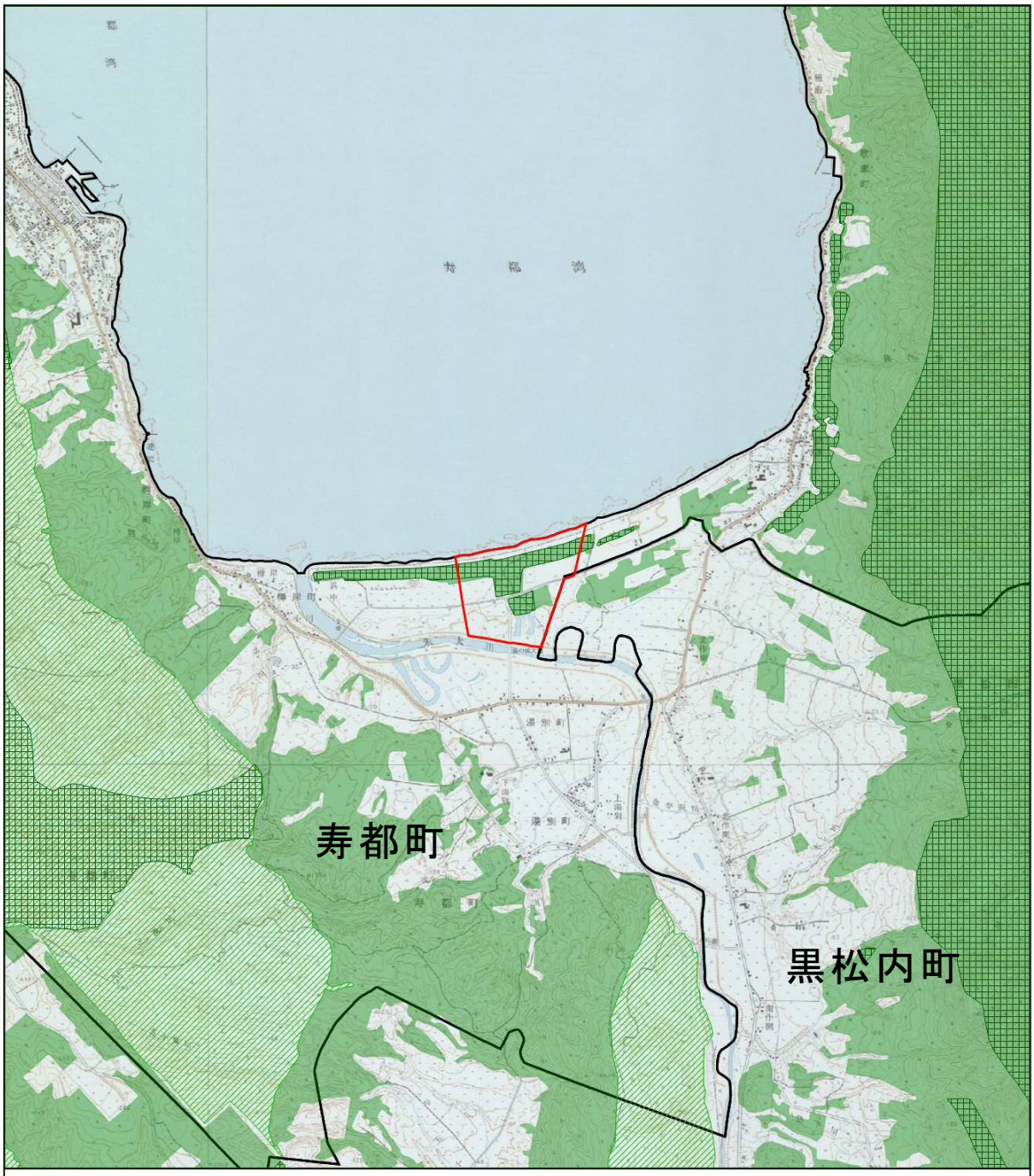

凡例

- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.2-2　森林等の指定状況位置図

出典等：「森林地域」（国土数値情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

基本的な調査対象範囲においては、朱太川に内水面共同漁業権が設定されている。設定されている内水面漁業権の内容を表3.2.3-1に示す。

また、基本的な調査対象範囲における河川及び湖沼の利用状況として、二級河川の利用状況を表3.2.3-2に、平成28年度の年間取水量を表3.2.3-3に示す。

寿都町及び黒松内町では、簡易水道による取水が行われている。

表 3.2.3-1 内水面共同漁業権の内容

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	遊漁期間	禁止区域	禁止期間	体長制限
後内共第4号	第五種共同漁業権	あゆ漁業	7月1日～9月15日	朱太川河口より支流～木川に至る間の朱太川本流の区域	9月1日～9月15日	10cm
		やつめうなぎ漁業	7月1日～4月30日	①朱太川と熱邪川合流点より上流緑橋までに至る間の朱太川本流の区域	5月1日～7月31日	
				②朱太川・黒松内川・熱郛川の全河川	5月1日～6月30日	

出典等：「朱太川漁業協同組合　後内共第4号五種共同漁業権行使規則」
「朱太川漁業協同組合　後内共第4号五種共同漁業権遊漁規則」

表 3.2.3-2 二級河川の利水状況

（平成12年3月31日現在）

所轄部局等名	水系名	河川名	件数	最大取水量 (m^3/s)	水利使用目的	かんがい面積 (ha)
小樽土木現業所	折川	折川	3	0.0398	3件：かんがい	7.60
	朱太川	朱太川	12	0.3561	11件：かんがい 1件：雑用(流雪溝用水)	117.40
		中の川	11	0.1258	11件：かんがい	33.99
		添別川	8	0.0947	8件：かんがい	25.69
		熱郛川	2	0.056	2件：かんがい	15.19
		黒松内川	1	0.0076	1件：かんがい	2.00

出典等：「二級河川水利権調書　平成12年3月31日現在」（社団法人北海道土木協会，平成13年3月）
※寿都町情報整備モデル事業報告書から引用

(2) 地下水の利用状況

基本的な調査対象範囲における地下水の利用状況を表3.2.3-3に示す。

黒松内町で地下水からの取水が行われており、取水量水源別構成割合は8.2%となっている。

(3) 湧水の利用状況

基本的な調査対象範囲における湧水の利用状況を表3.2.3-3に示す。

寿都町で湧水からの利用が行われており、取水量水源別構成割合は22.5%となっている。

表3.2.3-3　年間取水量(平成28年度)

水源＼項目		簡易水道名称			
		寿都町		黒松内町	
		取水量(㎥)	取水量水源別構成割合(%)	取水量(㎥)	取水量水源別構成割合(%)
表流水	ダム直接	0	77.5	0	91.8
	ダム放流	0		0	
	湖水	0		0	
	自流	630,836		319,690	
地下水	伏流水	0	0	0	8.2
	浅井戸水	0		0	
	深井戸水	0		28,728	
その他	原水受水	0	22.5	0	0
	浄水受水	0		0	
	湧水等	183,166		0	
合計		814,002	100	348,418	100

出典等：「平成28年度　北海道の水道」（平成30年、北海道）　　閲覧日：平成30年9月25日

(4)　海域の利用状況

基本的な調査対象範囲における漁港区域は、表3.2.3-4及び図3.2.3-1に示すとおりである。

また、基本的な調査対象範囲の海面の沿岸部では、「漁業法」に基づき、図3.2.3-1に示すとおり漁業権が設定されている。

海面における漁業権の詳細を表3.2.3-5～表3.2.3-7に示す。

表 3.2.3-4　漁港区域の概要

市町村	漁港	種類※	指定年月日	区域指定変更年月日	管理者指定年月日
寿都町	寿都	3	S26.6.29 農林省告示第243号	H20.7.28 農林省告示第1206号	北海道 S30.4.14 農林省告示第356号
	有戸	1	S26.6.29 農林省告示第 243 号	S62.3.25 農林省告示第 336 号	
	樽岸	1	S27.10.6 農林省告示第 492 号	—	

※漁港の種類
第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの
第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの
第4種漁港：離島その他辺地にあって漁場開発又は漁船の避難上特に必要なもの

出典等：「平成24年　後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成26年10月）
(URL:http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/　閲覧日：平成30年9月25日)

表 3.2.3-5　漁業権の概要

（平成24年12月31日現在）

町村名	漁業権者名	共同			区画（海面のみ）	定置				
		単有	共有	内水面		ほっけまぐろさけ	さけ	小さけ※1	底さけ※2	定置計
寿都町	寿都町漁業協同組合	3	2	1	4	2	－	21	25	48
黒松内町	朱太川漁業協同組合			1						

存続期間　共同：平成25年8月31日まで
区画：平成25年8月31日まで
定置：平成25年12月31日まで

※1　共同漁業権の小定置網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。
※2　共同漁業権の底建網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。
※3　古宇郡漁業協同組合と共有

出典等：「平成24年　後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成26年10月）
（URL:http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/　閲覧日：平成30年9月25日）

表 3.2.3-6　海面区画漁業権の内容

町村名	漁業権者名	免許番号	漁業権の種類	養殖業種類
寿都町	寿都町漁業協同組合	寿海区第2号	第1種区画漁業	かき・ほたてがい

出典等：「海洋台帳」（海上保安庁<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>　閲覧日：平成27年1月30日）
「平成24年　後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成26年10月）
（URL:http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/　閲覧日：平成30年9月25日）

表 3.2.3-7　海面共同漁業権の内容

区分	漁業権免許番号	免許の内容	
		漁業権の種類	魚種名
単有	後海共第14号	第一種共同漁業権	その他漁業1件（たこ）
	後海共第15号	第二種共同漁業権	刺し網漁業9件（あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、たら、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる） 小型定置網漁業2件（いかなご・いか・ほっけ、さば・まぐろ・ぶり） かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
共有	後海共第35号	第一種共同漁業権	その他漁業1件（つぶ、たこ）
	後海共第36号	第二種共同漁業権	刺し網漁業5件（あんこう、かすべ、かれい、たら、ほっけ・めばる）

出典等：「海洋台帳」（海上保安庁<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>　閲覧日：平成27年1月30日）
「平成24年　後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成26年10月）
（URL:http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/　閲覧日：平成30年9月25日）

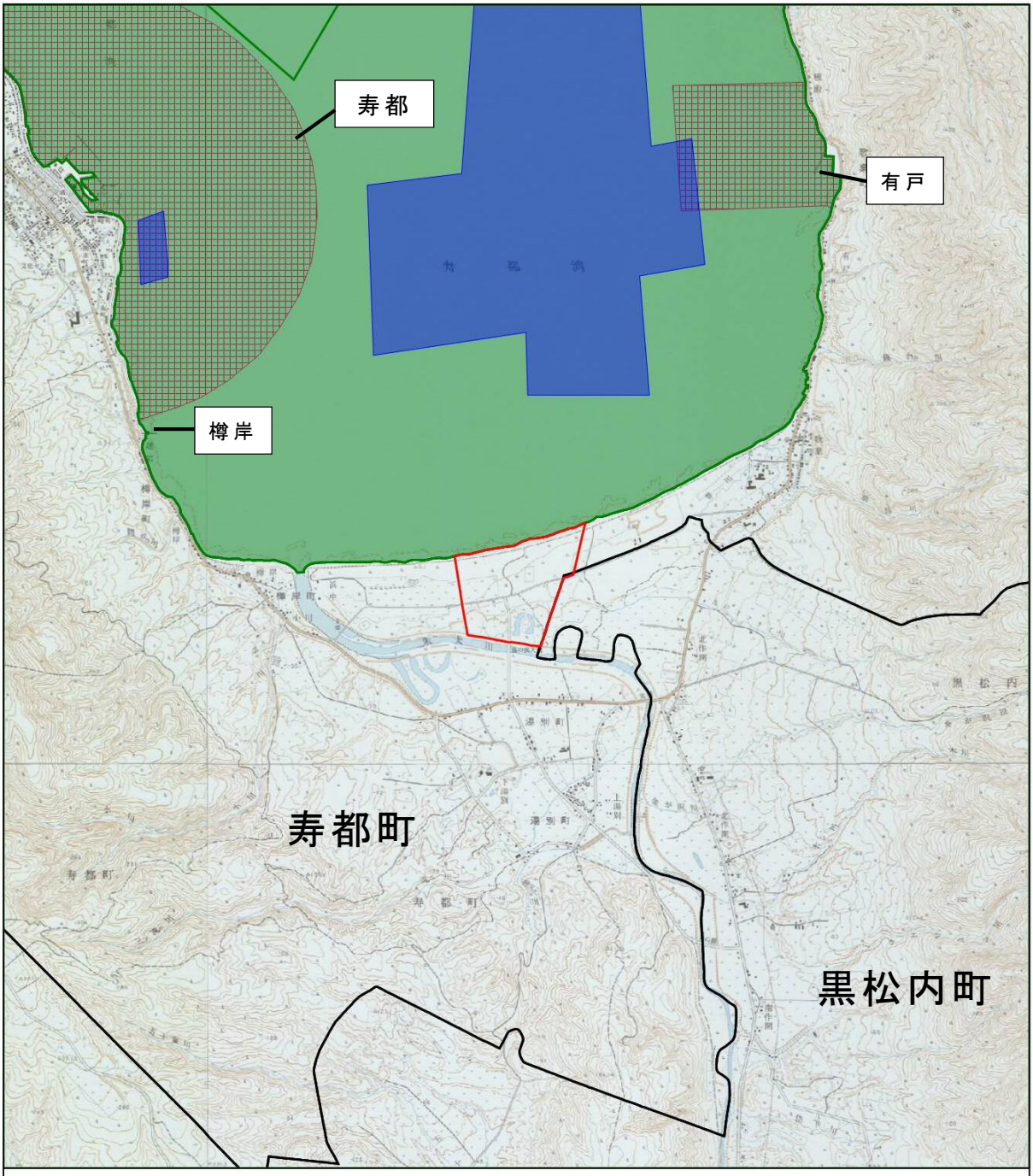

図 3.2.3-1 漁港区域及び漁業権設定状況

出典：「海洋台帳」（閲覧日：平成 30 年 9 月 25 日）「平成 24 年 後志総合振興局管内水産統計資料」（北海道後志総合振興局，平成 26 年 10 月）を参考に作成した

3.2.4　交通の状況

「平成27年度　全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査　集計表」による、基本的な調査対象範囲おける主要道路の交通量推計値を表3.2.4-1、交通量観測地点位置を図3.2.4-1に示す。

対象事業実施区域南部を東西に通過する一般国道229号の平日交通量は2,153台（12時間）から2,777台（24時間）と推計される。

なお、観測日は、9～11月の平日中で、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を避けて設定されている。

表3.2.4-1　交通量推計値

番号	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位：台)	
				12時間	24時間
①	一般国道229号	寿都町・黒松内町境	主要道道9号 寿都黒松内線	2,153	2,777
②		主要道道9号 寿都黒松内線	黒松内町・寿都町境	2,153	2,777
③		黒松内町・寿都町境	主要道道9号 寿都黒松内線	2,153	2,777
④		主要道道 9 号 寿都黒松内線	一般道道 272 号 寿都停車場線	2,153	2,777
⑤		一般道道 272 号 寿都停車場線	一般道道 272 号 寿都停車場線	2,153	2,777
⑥	主要道道9号 寿都黒松内線	一般道道 272 号 寿都停車場線	一般国道 229 号	1,617	1,940

注 1)表中の No.は、図中の No.に対応する。

出典等：「平成27年度　全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査　集計表」
（平成27年度道路交通センサスホームページ）
(URL:http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html 閲覧日：平成30年9月25日)

対象事業実施区域

一般国道229号
道道9号寿都黒松内線

市町村界

交通量観測地点(推計値)

※図中の数字は、表 3.2.4-1 の番号を示す。

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.4-1 交通量観測地点位置図

出典等：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」を参考にして作成した。

3.2.5　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住居の配置の概況

「国土数値情報ダウンロードサービス」を用いて、基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設として以下の施設を抽出した。

○教育施設……学校教育法第1条に規定する幼稚園、学校、図書館法第2条第1項に規定する図書館
○医療施設……医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
○福祉施設……老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

抽出した施設を表3.2.5-1、分布の状況を図3.2.5-1に示す。また、住宅の分布状況を図3.2.5-2に示す。

基本的な調査対象範囲においては、教育施設が2施設、医療施設が3施設、社会福祉施設が6施設存在する。なお、対象事業実施区域内においては、これらの配慮が特に必要な施設及び住宅は存在していない。

表3.2.5-1　配慮が特に必要な施設

教育施設		
	名称	**住所**
	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155
	寿都中学校	寿都町字六条町290-1
医療施設		
	名称	**住所**
	医療社団法人祁答院医院	寿都町字新栄町102
	寿都町立寿都診療所	寿都町字渡島町72-2
	寿都寿海荘医務室	寿都町字歌棄町歌棄48-2
社会福祉施設		
	名称	**住所**
	寿都寿海荘	寿都町歌棄町歌棄48-2
	歌棄慈光園	寿都町歌棄町歌棄72
	歌棄洗心学園	寿都町字歌棄425
	作開保健福祉館	黒松内町北作開85-1
	寿都保育園	寿都町字開進町187-1
	ワークランド歌棄	寿都町字歌棄町歌棄71

出典等：「学校」「医療施設」「福祉施設」（以上、国土数値情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

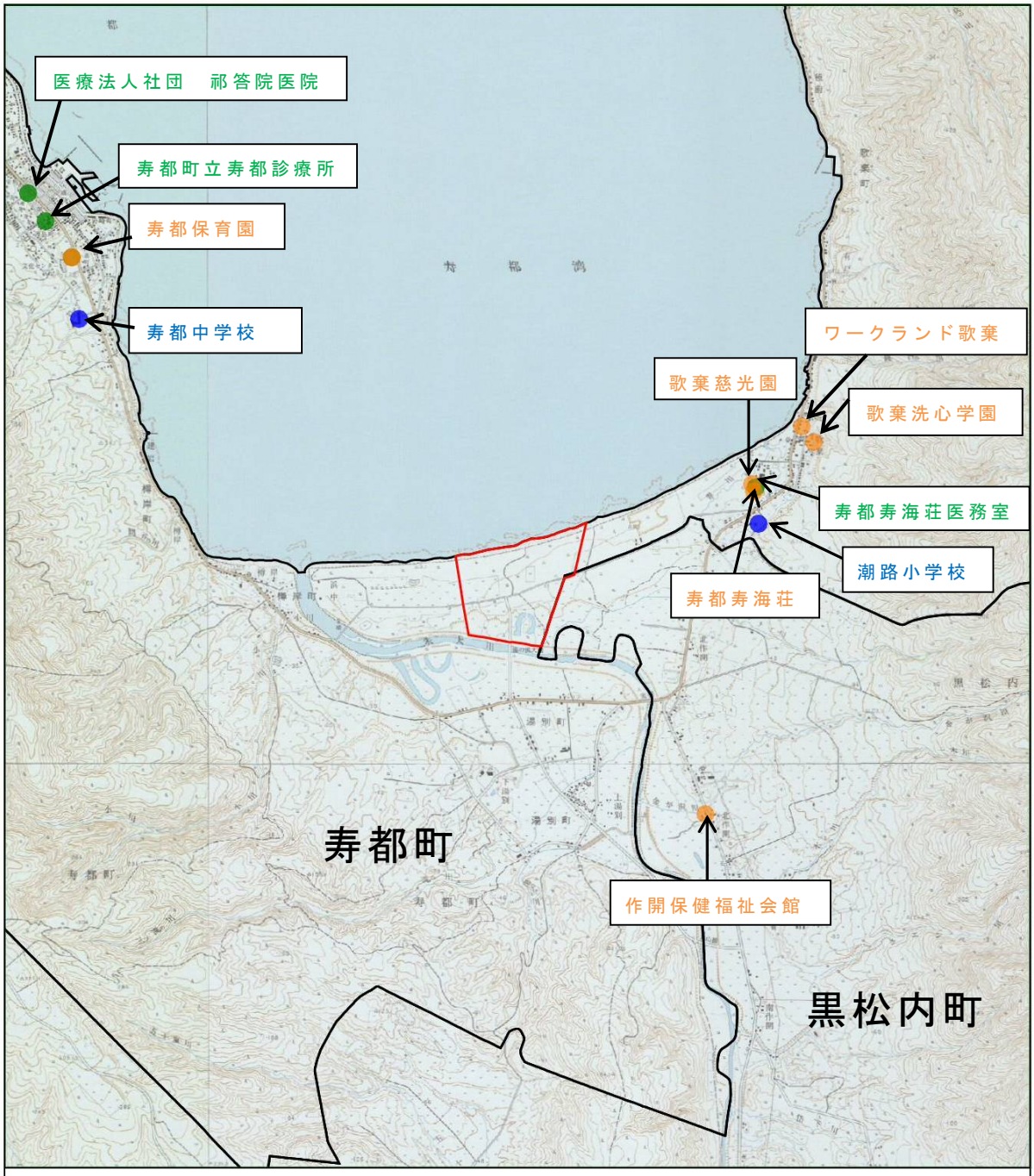

図 3.2.5-1　配慮が特に必要な施設の位置図
（教育施設、医療施設、福祉施設）

出典等：「学校」「医療施設」「福祉施設」（国土数値情報ダウンロードサービス）を使用して作成した。

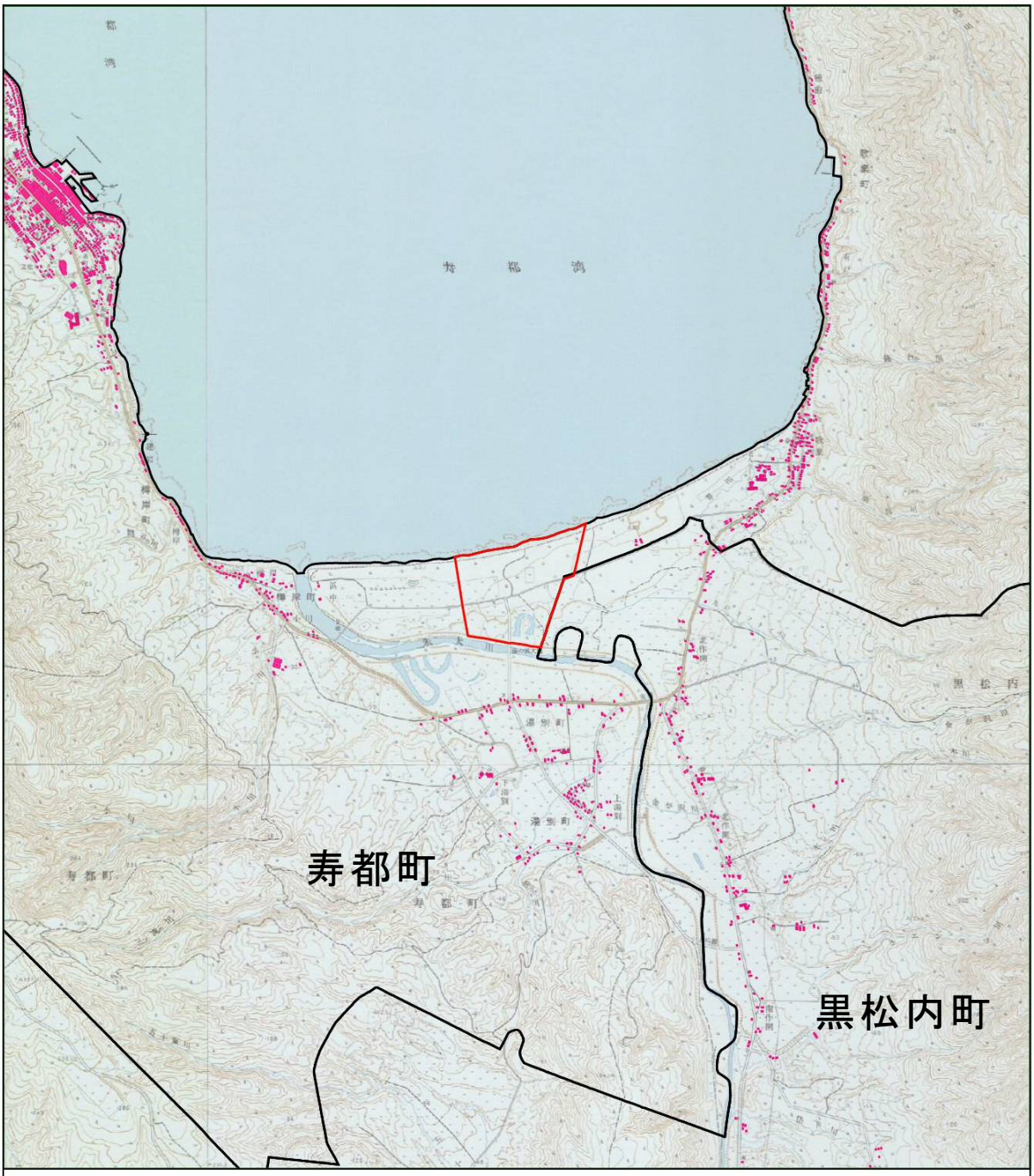

図 3.2.5-2　住宅等の建物の位置図

出典等：「建築物の外周線」（基盤地図情報）を使用して作成した。

3.2.6　下水道の整備の状況

「北海道の下水道・汚水処理普及状況」(北海道建設部都市環境課)による、平成28年度末の寿都町、黒松内町における下水道・汚水処理人口普及状況を表3.2.61に示す。

寿都町、黒松内町の下水道処理普及率はそれぞれ60.8%、75.7%である。また、汚水処理人口普及率はそれぞれ85.3%、88.7%である。

表3.2.6-1　寿都町における下水道の普及状況(平成28年度末)

町村名	行政人口	下水道処理人口普及状況		汚水処理人口普及状況	
		下水道 処理人口	下水道処理人口 普及率	汚水 処理人口	汚水処理人口 普及率
寿都町	3,094人	1,881人	60.8%	2,640人	85.3%
黒松内町	2,972人	2,249人	75.7%	2,637人	88.7%

出典等:「北海道の下水道・汚水処理普及状況」(北海道建設部都市環境課, 平成28年度末)
(URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuujyoukyou.htm 閲覧日 : 平成30年9月25日)

3.2.7　文化財等の状況

基本的な調査対象範囲においては、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号)、「寿都町文化財保護条例」(昭和44年寿都町条例第18号)、「黒松内町文化財保護条例」(平成2年黒松内町条例第9号)が施行されている。

基本的な調査対象範囲内においては、史跡・名勝・天然記念物等は存在していないが、表3.2.7-1及び図3.2.7-1に示す通り、35件の埋蔵文化財が存在している。

なお、対象事業実施区域においては境界付近に「朱太川右岸7遺跡」が位置することから北海道教育委員会などの関係機関に聞き取りを行い、適正な手続きを踏まえた上で事業を実施する。

表 3.2.7-1　周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称	時代	種別
1	朱太川右岸1遺跡	縄文(晩期)、擦文	集落跡
2	朱太川右岸2遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
3	朱太川右岸7遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
4	朱太川左岸1遺跡	擦文、アイヌ	墳墓
5	朱太川左岸2遺跡	不明	遺物包含地
6	朱太川左岸3遺跡	不明	遺物包含地
7	寿都2遺跡	不明	遺物包含地
8	寿都3遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	遺物包含地
9	寿都4遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
10	津軽陣屋跡	近世	陣屋跡
11	湯別1遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
12	湯別2遺跡	縄文	遺物包含地
13	横澗3遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
14	横澗5遺跡	縄文	遺物包含地
15	美谷1遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
16	湯別3遺跡	縄文	遺物包含地
17	湯別5遺跡	縄文	遺物包含地
18	湯別6遺跡	縄文	遺物包含地
19	朱太川右岸4遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地
20	朱太川右岸5遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地
21	朱太川右岸6遺跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
22	朱太川右岸3遺跡	縄文(後期)、続縄文(前半期)、続縄文(後半期)	遺物包含地
23	朱太川左岸4遺跡	擦文、アイヌ	遺物包含地
24	湯別7遺跡	旧石器	遺物包含地
25	湯別8遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
26	朱太川左岸5遺跡	縄文	遺物包含地
27	朱太川左岸6遺跡	縄文	遺物包含地
28	政泊1遺跡	縄文	遺物包含地
29	政泊2遺跡	縄文	遺物包含地
30	北作開2遺跡	縄文	遺物包含地
31	観音岱1遺跡	不明	遺物包含地
32	白炭 1 遺跡	不明	遺物包含地
33	南作開 1 遺跡	旧石器	遺物包含地
34	五十嵐 2 遺跡	不明	遺物包含地
35	白炭 2 遺跡	旧石器	遺物包含地

注）表中のNo.は、図中のNo.に対応する。
出典等：「北の遺跡案内」（北海道教育委員会<http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/>　閲覧日：平成 30 年 9 月 25 日）

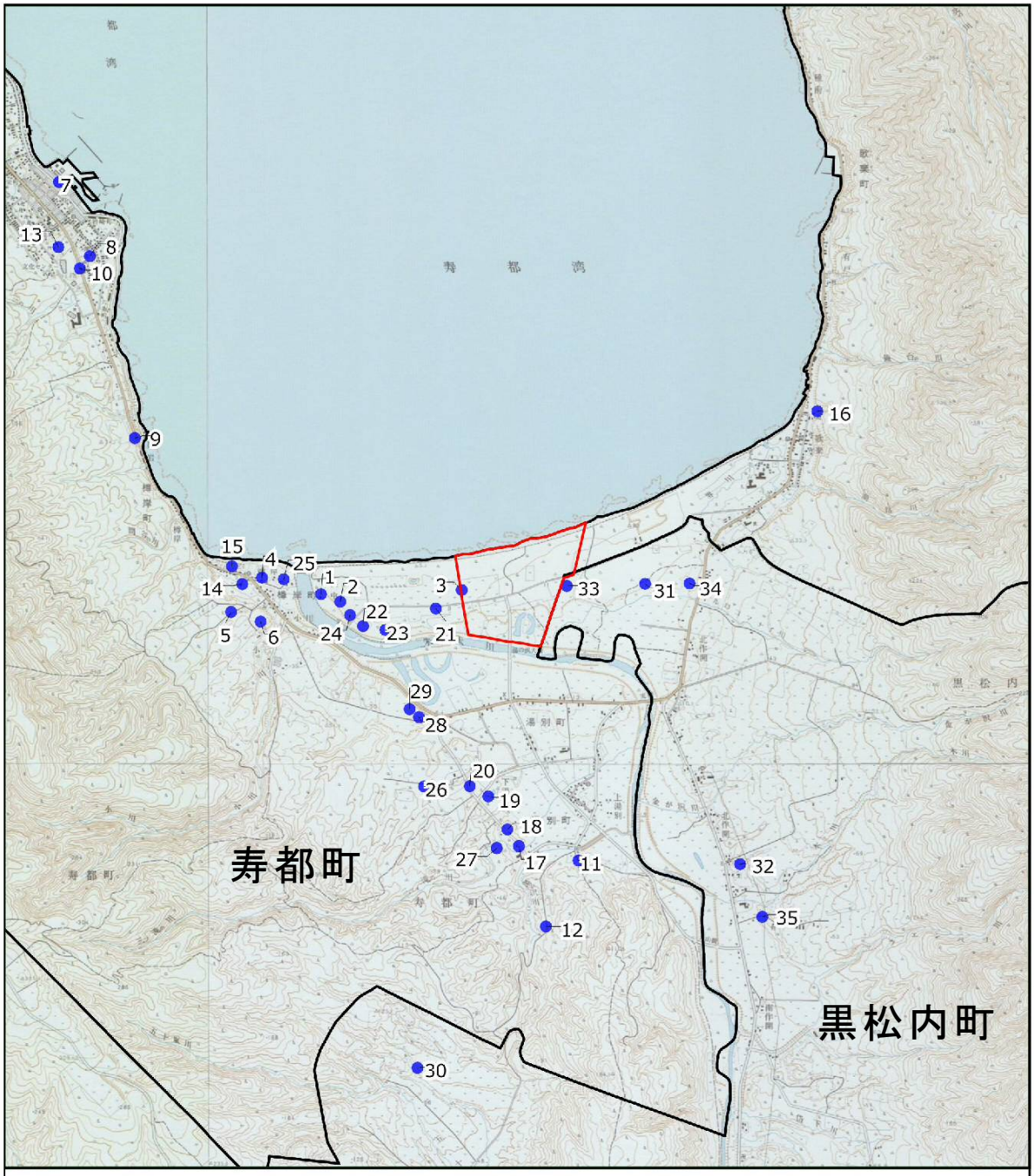

凡例

- 埋蔵文化財包蔵地
- 対象事業実施区域
- 市町村界

※図中の数字は、表 3.2.7-1 に示す No を示す。

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.7-1　文化財等位置図

出典等：「北の遺跡案内」を使用して作成した。

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

対象事業実施区域、寿都町及び黒松内町について、公害関係法令による地域指定の状況を表3.2-8-1に整理した。

表 3.2.8-1 公害関係法令等による地域指定の状況

基準	法令等	左記法令による規制地域の有無		
		対象事業実施区域	寿都町	黒松内町
環境基準等	大気の汚染に係る環境基準	全国一律の環境基準が設定されている		
	騒音に係る環境基準			
	水質汚濁に係る環境基準			
	地下水に係る環境基準			
	土壌の汚染に係る環境基準			
	ダイオキシン類に係る環境基準			
規制基準等	大気汚染防止法	○	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	-	-	-
	騒音規制法	-	-	-
	幹線道路の沿道の整備に関する法律	-	-	-
	振動規制法	-	-	-
	悪臭防止法	-	-	-
	水質汚濁防止法	-	-	-
	土壌汚染対策法	-	-	-
	北海道公害防止条例	○	○	○

注)表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

(a) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号　最終改正：平成26年5月30日法律第46号)第16条に規定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」に基づき、大気の汚染、騒音、水質汚濁、土壌の汚染、に係る環境基準が設定されている。

なお、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号　最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号　最終改正：平成28年環境省告示第37号)については類型が地域又は水系に指定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条に基

づき、[ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準](平成11年、環境庁告示第68号、最終改正：平成21年環境庁告示第11号)が設定されている。

① 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-2に示すとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2.8-3、微小粒子状物質については表3.2.8-4、非メタン炭化水素については表3.2.8-5に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2.8-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント (O_X)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典等：「大気汚染に係る環境基準について」
(昭和48年5月8日環境庁告示第25号　最終改正：平成8年10月25日環境省告示第73号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」
(昭和53年7月11日環境庁告示第38号　最終改正：平成8年10月25日環境省告示第74号)

表 3.2.8-3　有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。(H13.4.20告示)

備考
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典等:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
(平成9年2月4日環境庁告示4号　最終改正:平成13年4月20日環境省告示30号)

表 3.2.8-4　微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。 (H21.9.9告示)

備考
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2.微小粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 3.2.8-5　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

出典等:「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」
(昭和51年8月13日　中央公害対策審議会)

② 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」に基づき表3.2.8-6～表3.2.8-8に示すとおり定められている。

なお、基本的な調査対象範囲には騒音の類型指定地域はない。

表 3.2.8-6 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00-22:00)	夜間(22:00-6:00)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

(注)
1.時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3.Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4.Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5.Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典等:「騒音に係る環境基準について」
(平成10年9月30日環境庁告示64号 最終改正:平成24年3月30日環境省告示第54号)

表 3.2.8-7 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00-22:00)	夜間(22:00-6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考
車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表3.2.8-に掲げるとおりとする。

出典等:「騒音に係る環境基準について」
(平成10年9月30日環境庁告示64号 最終改正:平成24年3月30日環境省告示第54号)

表 3.2.8-8 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値)

基準値	
昼間(6:00-22:00)	夜間(22:00-6:00)
70dB以下	65dB以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

出典等:「騒音に係る環境基準について」
(平成10年9月30日環境庁告示64号 最終改正:平成24年3月30日環境省告示第54号)

③　風力発電施設から発生する騒音に関する指針について

環境基準とは異なるが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年、環境省）において、風車騒音に関する指針値が設定されている。これは全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に 5dB を加えた値とされている。しかし、残留騒音が 30dB を下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合においては下限値を 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB とする。

④　水質汚濁に係る環境基準

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-9に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-10に示すとおりである。

なお、基本的な調査対象範囲には水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている水域はない。

表 3.2.8-9　人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典等:「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号　最終改正:平成28年環境省告示第37号)

表 3.2.8-10　生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川(湖沼を除く。)

ア.

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

備考

1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3.水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。

4.最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml･･･のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号　最終改正：平成28年環境省告示第37号)

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

注)1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	

備考
1.基準値は年間平均値とする。
2.水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3.農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注)1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3.水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	

注) 基準値は、年間平均値とする。

エ.

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	該当水域
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

注1) 基準値は、日間平均値とする。
注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。
出典等:「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正:平成28年環境省告示第37号)

(3)海域

ア.

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－	

備考

1.水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2.アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmoL/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmoL/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$COD(O_2mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f\ Na_2S_2O_3 \times 1000/50$

(a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmoL/L)の滴定値(mL)

(b):蒸留水について行った空試験値(mL)

$f\ Na_2S_2O_3$:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmoL/L)の力価

注)1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2.水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

備考

1.基準値は、年間平均値とする。

2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注)1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2.水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3.生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下	

注）基準値は、年間平均値とする。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」
（昭和46年環境庁告示第59号　最終改正：平成28年環境省告示第37号）

エ.

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	該当水域
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

注1)　基準値は、日間平均値とする。
注2)　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

⑤ 地下水に係る環境基準

地下水に係る環境基準は、表3.2.8-11に示すとおり、「環境基本法」に基づき定められている。

表 3.2.8-11 人の健康の保護に関する環境基準(地下水)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名:別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典等:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
(平成9年環境庁告示第10号 最終改正:平成28年環境省告示第31号)

⑥　土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は「環境基本法」に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-12に示すとおりである。

表 3.2.8-12　土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典等：「土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成3年環境庁告示46号　最終改正：平成28年環境庁告示30号）

⑦　ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-13に示すとおりである。

表 3.2.8-13　ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典等：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年12月27日環境庁告示第68号　最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号)

(b) 規制基準等

① 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号　最終改正：平成29年6月2日法律第45号)により、工場及び事業場における事業活動にともなって発生するばい煙の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質についてそれぞれ排出基準が設定されている。

基本的な調査対象範囲における硫黄酸化物の排出基準はK値により設定されており17.5となっている。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

基本的な調査対象範囲においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号　最終改正：平成23年8月30日法律第105号)第6条第1項及び第8条第1項に規定する規制地域の指定はない。

③ 騒音規制法

基本的な調査対象範囲においては、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号　最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく規制地域の指定はない。

「騒音規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表3.2.8-14、規制対象となる特定建設作業を表3.2.8-15に示す。また、「騒音規制法」の第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度を表3.2.8-16に示す。

表 3.2.8-14　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

［昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号］（最終改正：平成12年、環境庁告示第16号）

特定建設作業 地域の区分 規制種別		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント
基準値	①②	85デシベル				
作業時刻	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと				
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと				
※1日当たりの作業時間	①	10時間／日を超えないこと				
	②	14時間／日を超えないこと				
作業時間	①②	連続6日を超えないこと				
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと				

備考

1.デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2.騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

3.騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

※地域の区分のうち、①は1号区域、②は2号区域を示す

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>）

［昭和46年11月29日北海道告示3170号］

●1号区域：

○騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域

○騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

・学校教育法に規定する学校
・児童福祉法に規定する保育所
・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
・図書館法に規定する図書館
・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

●2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>）

表 3.2.8-15　特定建設作業

［法施行令別表第2］

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 を、使用する作業	①もんけん ②、③圧入式くい打くい抜機 ①、②、③くい打機をアースオーガーと併用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業※注1	
4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)	さく岩機の動力として使用する作業
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業※注2 (原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)	
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)	
8	ブルドーザーを使用する作業※注2 (原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)	

注1:作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注2: 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

出典等:「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部, 平成21年3月 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

表 3.2.8-16　自動車騒音の要請限度

［平成12年3月2日総理府令第15号］

(単位：デシベル)

区域の区分※	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

※A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域(第2種区域にあっては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る)

※B区域：騒音規制法に基づく第2種区域(A区域を除く)

※C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域(両区域とも工業専用地域を除く)

出典等:「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部, 平成21年3月 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

④　幹線道路の沿道の整備に関する法律

基本的な調査対象範囲においては、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号　最終改正：平成26年5月30日法律第42号)第5条第1項に規定する規制地域の指定はない。

⑤　振動規制法

基本的な調査対象範囲においては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく規制地域の指定はない。

「振動規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準を表3.2.8-17に、規制対象となる特定建設作業を表3.2.8-18に示す。また、「振動規制法」第16条第1項に基づく道路交通振動の要請限度を表3.2.8-19に示す。

表 3.2.8-17　特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準

［施行規則第11条、別表第1］

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

備考

1.1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第4条に規定する市の長が指定した区域

※次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

・学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校
・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
・図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども

2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

2.デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3.振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4.振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1)振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
ロ：傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
ハ：温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2)暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

（単位：デシベル）

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

5.振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。

(3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月
〈http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm〉）

表 3.2.8-18　特定建設作業

［法施行令別表第2］

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機　を、使用する作業	①もんけん・圧入式くい打機 ②油圧式くい抜機 ③圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を利用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業(※)	
4	ブレーカーを使用する作業(※)	手持ち式のもの

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>）

表 3.2.8-19　道路交通振動の要請限度

［施行規則第12条、別表第2］

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

1. 第1種区域：昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。)により指定された第1種区域とする。
   第2種区域：指定告示により指定された第2種区域とする。
2. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
3. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
4. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
5. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
6. 振動の測定方法は、次のとおりとする。
(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
   イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
   ロ：傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
   ハ：温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
   測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

（単位：dB）

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

7. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典等：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>）

⑥　悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号　最終改正：平成23年12月14日法律第105号）では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。

⑦　水質汚濁防止法

基本的な調査対象範囲における工場及び事業所からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号　最終改正：平成29年6月2日法律第45号）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質28物質、生活環境項目15項目）が定められている。（表3.2.8-20）

基本的な調査対象範囲においては、排出基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定により指定された湖沼及び海域はない。なお、尻別川水域に、北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）が適用される業種及び施設がある（表3.2.8-21）。

表 3.2.8-20(1)　有害物質に係る排水基準(省令別表第 1)

[排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号　最終改正：平成28年環境省令第15号)]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1.2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1.1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1.1.1-トリクロロエタン	3mg/L
1.1.2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1.3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出　10mg/L 海域に排出　230mg/L
ふっ素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出　8mg/L 海域に排出　15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(一部業種に暫定基準あり)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量　100mg/L
1.4-ジオキサン (一部業種に暫定基準あり)	0.5mg/L

備考

1　「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際(昭和49年12月1日)現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典等：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月)

表 3.8.2-20(2)　生活環境項目に係る排水基準(省令別表第2)

［排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号　最終改正：平成26年11月4日環境省令第30号)］

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数　pH)	海域以外に排出　5.8～8.6 海域に排出　　5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L　動植物油脂類含有量 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量(一部業種に暫定基準あり)	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm^3
窒素含有量(一部業種に暫定基準あり)	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量(一部業種に暫定基準あり)	16mg/L(日間平均8mg/L)

備考

1　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典等：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月)

表 3.2.8-21　生活環境項目に係る排水基準(条例別表第2)

［水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日北海道条例第27号］

適用区域 (設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)　(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
尻別川水域 (昭和48年)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m^3/日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設(屎尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	屎尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	屎尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)

備考

1　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

出典等：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月)

⑧　土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」(北海道環境生活部)によると、基本的な調査対象範囲には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号　最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第6条に規定する規制地域の指定はない。

⑨　北海道公害防止条例

北海道では、既に発生している公害を除去し、及び公害を未然に防止するための道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって道民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、「北海道公害防止条例」(昭和46年10月21日北海道条例第38号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)を規定している。

(c) その他環境保全計画等

① 北海道及び寿都町と黒松内町の環境保全に関する条例等

北海道では、環境の保全について基本理念を定めた「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)や、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする「北海道公害防止条例」(昭和46年10月21日北海道条例第38号　最終改正：平成21年3月31日条例第15号)を制定している。

その他、大規模な開発を行う事業に対しては、「北海道環境影響評価条例」(平成10年北海道条例第42号　最終改正：平成28年3月31日条例第33号)を定め、環境影響評価制度の充実強化を図っている。

黒松内町では、環境の保全及び創造について基本理念を定めた「黒松内町環境基本条例」(平成11年黒松内条例第2号)を制定している。

② 北海道環境基本計画

北海道では、「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号)に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、平成10年3月に「北海道環境基本計画」が策定されている。また、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の施策の展開方向を示すため、新しい環境基本計画「北海道環境基本計画［第2次計画］」が平成20年3月に策定され、平成28年3月に改定されている。

「北海道環境基本計画［第2次計画］改定版」における施策の基本事項を表3.2.8-22に示す。

表 3.2.8-22　北海道環境基本計画［第2次計画］改定版における施策の基本的事項

分類	施策展開
分野別の施策展開	地域から取り組む地球環境の保全
	北海道らしい循環型社会の形成
	自然との共生を基本とした環境の保全と創造
	安全・安心な地域環境の確保
各分野に共通する施策展開	環境に配慮する人づくりの推進 環境と経済の好循環の創出 環境と調和したまちづくり 基盤的な施策(調査研究、情報提供、国際的な取り組み)

出典等：「北海道環境基本計画［第2次計画］改訂版」(北海道環境生活部，平成28年3月)

③ 北海道自然環境保全指針

北海道自然環境保全指針とは、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示したものである。

保全を図るべき自然環境は、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の二つに区分して整理されている。

1) すぐれた自然地域

基本的な調査対象範囲におけるすぐれた自然地域の選定状況は表3.2.8-23に示す通りであり、対象事業実施区域内では、歌棄海岸の海岸植生及び良好な砂丘・砂浜が該当している。

表 3.2.8-23 すぐれた自然地域の選定状況

すぐれた自然地域	町村名	要素	内容	主要な位置
歌棄海岸	寿都町	海岸植生	海岸草原	歌棄海岸
		良好な砂丘・砂浜	—	

出典等：「北海道自然環境保全指針」（北海道環境生活部，平成元年7月）

2) 身近な自然地域

基本的な調査対象範囲における身近な自然地域の選定状は表3.2.8-24に示す通りである。

表 3.2.8-24 身近な自然地域の選定状況

身近な自然地域	町村名	概略面積	立地条件	環境緑地等	土地所有
浜中海水浴場	寿都町	2ha以下	海岸・千潟等	非指定地	公有地
朱太川	黒松内町	20.1～50ha	渓谷・河川等	非指定地	国有地

出典等：「北海道自然環境保全指針」（北海道環境生活部，平成元年7月）

(2) 自然関係法令等

対象事業実施区域、寿都町及び黒松内町について、自然関係法令等による地域指定の状況を表3.2.8-25に整理した。

表 3.2.8-25 自然関係法令等による地域指定の状況

法令等	地域地区等の名称	対象事業実施区域	寿都町	黒松内町
自然公園法	国立公園	－	－	－
	国定公園	－	－	－
北海道立自然公園条例	道立自然公園	－	○	－
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	－	－	－
	自然環境保全地域	－	－	－
北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	－	－	－
	環境緑地保護地区	－	－	－
	自然景観保護地区	－	－	－
	学術自然保護地区	－	－	○
	記念保護樹木	－	○	○
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産	－	－	－
	世界自然遺産	－	－	－
都市緑地法	緑地保全地域 特別緑地保全地区	－	－	－
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	－	－	－
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	－	－	○
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	－	－	－
文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	－	－	○
北海道文化財保護条例	道指定史跡・名勝・天然記念物	－	○	－
寿都町文化財保護条例 黒松内町文化財保護条例	市町村指定史跡・名勝・天然記念物	－	－	－
埋蔵文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
水産資源保護法	保護水面 資源保護水面	－	○	○
都市計画法	都市計画区域	－	－	－
	風致地区	－	－	－
景観法	景観計画区域	○	○	－
	景観行政団体	○	－	○
北海道景観条例		○	○	○
黒松内町ふるさと景観条例		－	－	○
森林法	保安林	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区	○	○	○
河川法	河川保全区域	－	－	－
海岸法	海岸保全区域	－	－	－
港湾法	港湾区域	－	－	－
砂防法	砂防指定地	－	○	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	－	○	－
地すべり等防止法	地すべり危険箇所	－	－	－
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害危険箇所	－	○	○
	土砂災害警戒区域	－	○	－
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	－	○	○
	身近な自然地域	－	○	○

注)表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

(a) 自然公園

基本的な調査対象範囲においては、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)第5条及び「北海道立自然公園条例」(昭和33年北海道条例第36号)に規定する自然公園は存在していない。

(b) 自然環境保全地域等

基本的な調査対象範囲における、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)及び「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年北海道条例第64号)に基づく自然環境保全地域等(原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・道自然環境保全地域)、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木(環境緑地保護地区・自然景観保護地区・学術自然保護地区・記念保護樹木)の指定状況を表3.2.8-26及び図3.2.8-1に示す。

表 3.2.8-26 自然環境保全地域等の指定状況

種類	名称	町村名	面積	備考	指定年月日
記念保護樹木	西光寺のケヤキ	寿都町	-	仏木として敬愛されている樹木	昭和50年6月20日
	旧役場庁舎 (クロマツ、コブシ、イチョウ)	寿都町	-	寿都郡役所開設の記念木	昭和50年6月21日

出典等:「自然環境保全地域等の指定状況」(北海道環境生活部<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm> 閲覧日:平成30年9月25日)
「環境緑地保護地区等一覧」(北海道環境生活部<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm> 閲覧日:平成30年9月25日)
「記念保護樹木一覧」(北海道環境生活部<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm> 閲覧日:平成30年9月25日)

(c) 世界遺産

「日本の世界自然遺産」(環境省)及び「世界遺産(文化遺産)一覧」(文化庁)によると、基本的な調査対象範囲においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号　平成4年9月30日発効(平成4外務省告示460))による世界遺産の指定はない。

(d) 緑地保全地域等

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局)及び「北海道の都市計画」(北海道建設部まちづくり都市計画課　平成29年3月)によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

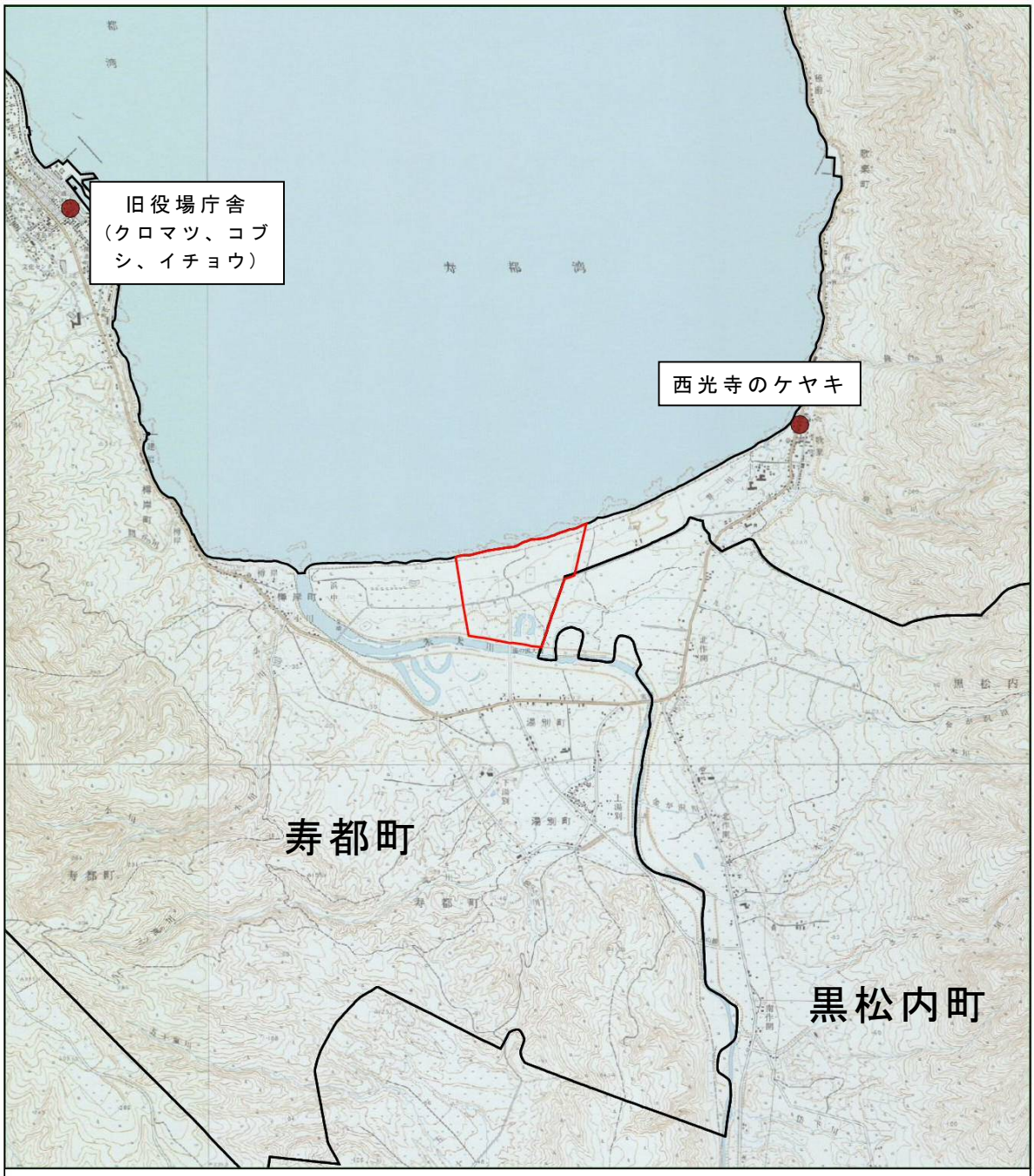

記念保護樹木

対象事業実施区域

市町村界

出典等：「自然保全地域」（国土数値情報ダウンロードサービス）
「GISでみる北海道の環境と資源　環境緑地保護地区」
（道総研 環境科学研究センター<http://envgis.ies.hro.or.jp/index.html>
（原典：北海道環境生活部環境局　平成16年）　閲覧日：平成30年9月25日）
「記念保護樹木一覧」（北海道環境生活部
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>　閲覧日：平成30年9月25日）

N
S

1:50000

1000　0　1000　2000　3000m

図 3.2.8-1　自然環境保全地域図

(e) 生息地等保護区

「生息地等保護区の一覧」(環境省　種の保存法の解説)によると、基本的な調査対象範囲においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号　最終改正：平成29年6月2日法律第51号)の第36条第1項により指定された生息地等保護区はない。

(f) 鳥獣保護区

「平成29年度鳥獣保護区等位置図(地図編)」(北海道環境生活部)によると、基本的な調査対象範囲においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号　最終改正：平成26年5月30日法律第46号)の第28条第1項により指定された鳥獣保護区は存在していない。

(g) ラムサール条約登録湿地

「道内のラムサール条約登録湿地一覧」(北海道環境生活部)によると、基本的な調査対象範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約第28号)の第2条1の登録簿に記載された湿地の区域はない。

(h) 史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地等

「3.2.7　文化財等の状況」(p149)に示すとおりである。

(i) 保護水面・資源保護水面等

基本的な調査対象範囲における、「水産資源保護法」(昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：平成 27 年 9 月　法律第 70 号)に基づく河川に係る規制一覧を表 3.2.8-27 及び図 3.2.8-2 に示す。

さらに、「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年規則第133号　最終改正：平成22年3月30日規則第25号)に基づき指定された禁止区域等を表3.2.8-28に、「北海道海面漁業調整規則」(昭和39年規則第132号　最終改正：平成30年1月5日規則第1号)に基づき指定された禁止区域等を表3.2.8-29に示す。

表 3.2.8-27　河川における規制一覧

振興局名	河川名	河口禁止区域設定	内水面漁業調整規則	内水面委員会指示	遊漁規則	内水面区画漁業権
後志	朱太川	○	―	―	○	―

※河川名欄に記載されている○等とは、注入する河川も含まれていることを示す。
出典等：「フィッシングルール Rule&Manner」(北海道水産林務部，平成30年9月)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/turi-osirase/top2.htm> 閲覧日：平成30年9月25日)

表 3.2.8-28　内水面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第45条)

名称	禁止期間	禁止区域
さけ	周年	後志支庁※3全域
ます※1	周年	後志支庁※3全域
やまべ※2	4月1日～5月31日	後志支庁※3全域
あゆ	4月1日～6月30日、9月16日～10月31日	後志支庁※3全域

※1　さくらます(やまべを除く。)、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。
※2　さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。
※3　現、後志総合振興局
出典等：「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第133号　最終改正：平成22年3月30日北海道規則第25号) 閲覧日：平成30年9月25日

表 3.2.8-29　海面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第39条)

名称	禁止期間	禁止区域
えぞあわび	7月16日～9月30日	全道沖合海域
まだかあわび	9月21日～11月20日	全道沖合海域
ほっきがい	5月16日～7月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
あさり	7月16日～9月30日	全道沖合海域(釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域を除く。)
	7月16日～8月31日	釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
えぞばふんうに(がぜ)	6月1日～7月31日	茅部郡森町・同郡鹿部町両町界から函館市御崎町と同市恵山岬町との境界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	7月1日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	9月1日～10月31日	その他の全道沖合海域
きたむらさきうに(のな)	7月15日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	10月1日～10月31日	天塩郡幌延町・同郡豊富町両町界から枝幸・紋別両郡界に至る間の宗谷総合振興局管内沖合海域
	9月15日～10月31日	その他の全道沖合海域
なまこ	5月1日～6月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内沖合海域
	6月21日～8月20日	檜山振興局管内、渡島総合振興局管内及び胆振総合振興局管内沖合海域
	7月11日～9月20日	日高振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域

出典等：「北海道海面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第132号　最終改正：平成30年規則第1号) 閲覧日：平成30年9月25日

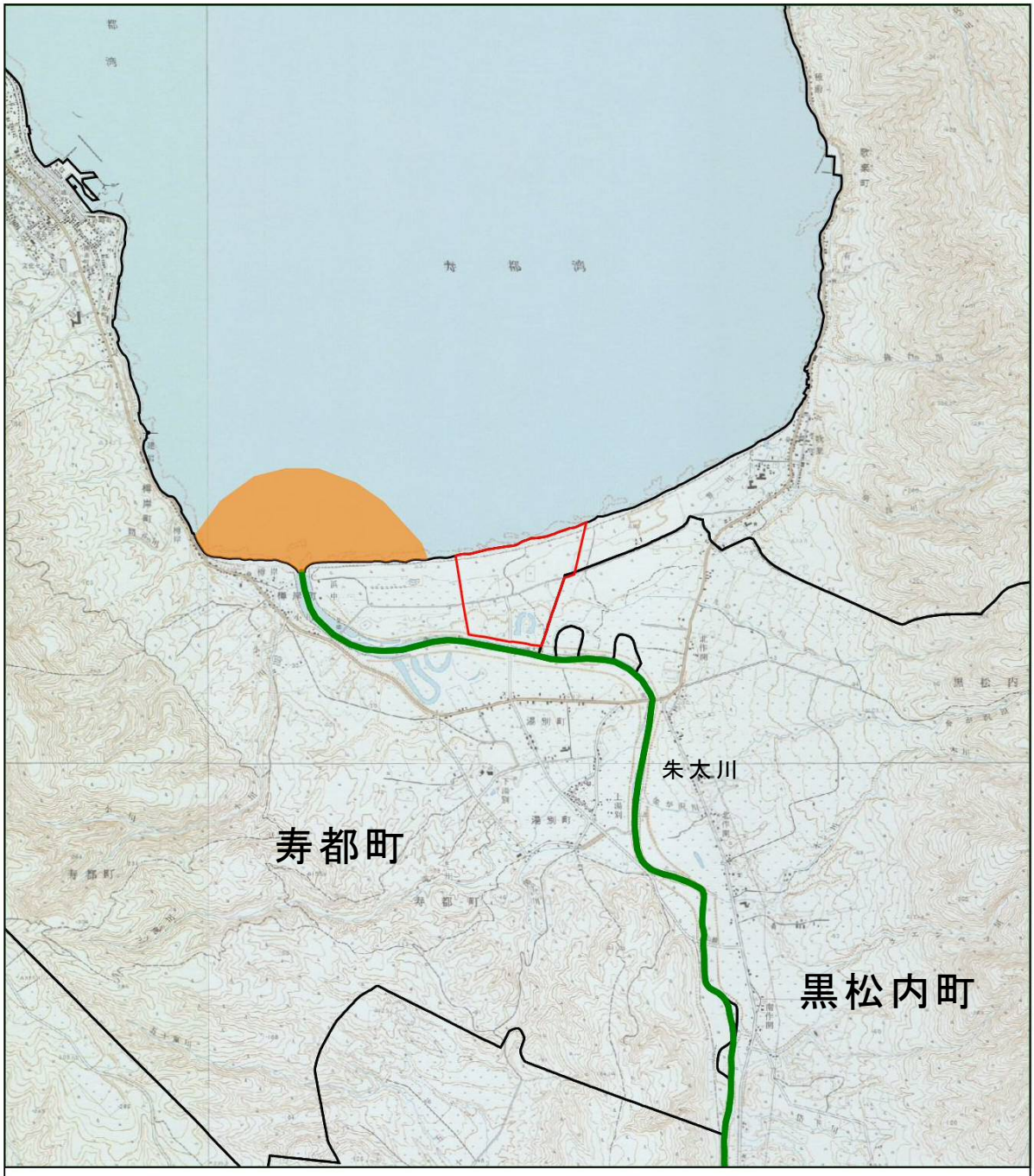

凡例

- 河口規制
- 遊漁規制
- 対象事業実施区域
- 市町村界

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

出典等:「平成24年　後志総合振興局管内水産統計資料」(北海道後志総合振興局，平成26年10月)「フィッシングルールRule&Manner」(北海道水産林務部，平成30年9月)を参考に作成した。

図 3.2.8-2　河川における規制一覧

(j) 都市計画法に基づく指定地域

① 都市計画区域

「北海道の都市計画」(北海道建設部まちづくり都市計画課　平成30年3月)によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号　最終改正：平成30年4月法律第22号)による都市計画区域の指定はない。

② 風致地区

「北海道の都市計画」(北海道建設部まちづくり都市計画課　平成30年3月)によると、基本的な調査対象範囲においては、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)による風致地区の指定はない。

(k) 景観法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、黒松内町は景観行政団体であり、寿都町は「景観法」(平成16年6月18日法律第110号　最終改正：平成30年5月法律第23号)第61号第1項に基づき定められた「北海道景観計画」(平成26年8月)による景観計画区域に指定されている。また、平成26年4月1日に行われた「北海道景観計画」の一部変更に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る届出行為への位置づけが明確化された。風力発電設備に対する届出の規模要件を表3.2.8-30に、景観形成の基準を表3.2.8-31に示す。

表 3.2.8-30 「北海道景観計画」に基づく届出対象行為(一般地域)

<table>
<tr><th>届出対象行為</th><th>規模</th></tr>
<tr><td>(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転

ウ 風力発電設備(出典中のア、イ、エ～シにおける記載は省略した)</td><td>次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり
(出典中のア、オ～シに関する記載は省略した)<table><tr><td>イからエまでに掲げる工作物</td><td>高さ15メートル
(建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)</td></tr></table></td></tr>
</table>

出典等：「北海道景観計画」
(北海道建設部都市計画課,平成26年8月<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>　閲覧日：平成30年9月25日)
「景観法に基づく行為の届出等の手引き」(北海道建設部都市計画課,平成29年4月<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.htm>　閲覧日：平成30年9月25日)

表 3.2.8-31 「北海道景観計画」に基づく景観形成の基準(一般地域)

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1)建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2)主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3)地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典等:「北海道景観計画」(北海道建設部都市計画課, 平成26年8月<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm> 閲覧日 : 平成30年9月25日)

(l)　森林法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲における「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号最終改正:平成30年6月1日法律第35号)第25条の規定により指定された保安林は図3.2.8-3に示す通り、対象事業実施区域内外の北部の海岸線沿いに、防風保安林が約40ha指定されている。

(m)　農業振興地域の整備に関する法律基づく指定地域

基本的な調査対象範囲における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号　平成30年5月18日法律第23号)の規定により指定された農用地区域は図3.2.2-1に示す通り、対象事業実施区域内の一部が農用地区域に指定されている。

(n)　河川法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、「河川法」(昭和39年7月10日法律第167号　最終改正：平成29年6月2日法律第45号)に基づき指定された二級河川(朱太川、湯の沢川等)がある。これらの河川の分布図を図3.2.8-4に示す(河川の概要については、表3.1.2-1を参照)。

なお、基本的な調査対象範囲においては、河川法に基づく河川保全区域の指定はない。

(o)　海岸法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲における「海岸法」(昭和31年法律101号　最終改正：平成29年6月2日法律第45号)の規定により指定された海岸保全区域は図3.2.8-5に示す通りであり、寿都湾の大半が海岸保全区域に指定されている。

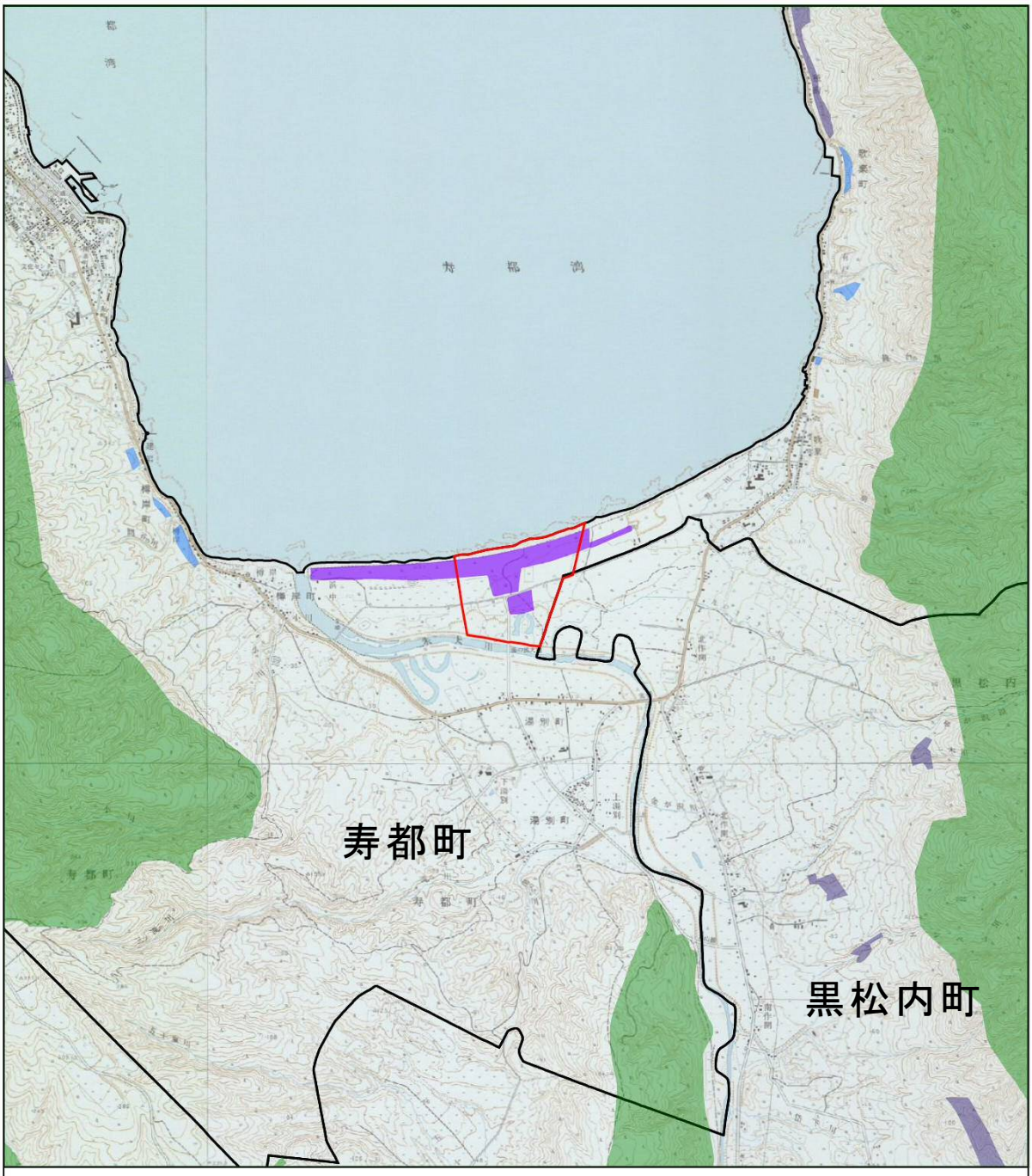

凡例

- 土砂崩壊防備保安林
- 土砂流出防備保安林
- 水源かん養保安林
- 防風保安林
- 風致保安林

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.8-3 保安林指定状況位置図

出典等：「森林地域」（国土数値情報ダウンロードサービス）
「北海道水産林務部林務局 治山課保安林・林地開発規制グループ」を参考に作成した。

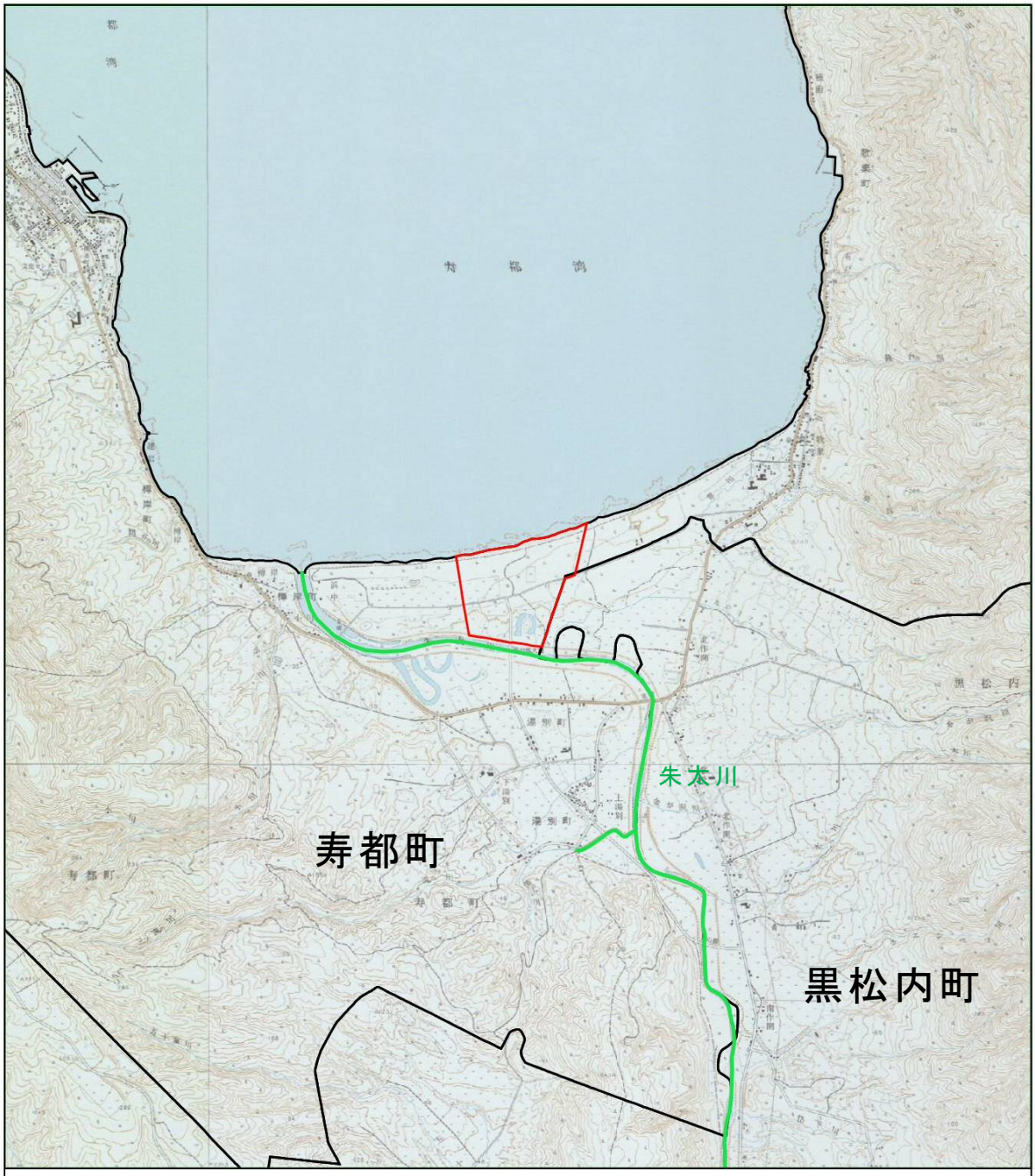

2級河川区間

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.8-4　河川分布図（二級河川）

出典等：「河川」（国土数値情報ダウンロードサービス）
「北海道河川一覧　河川番号編」（社団法人北海道土木協会，1995 年）

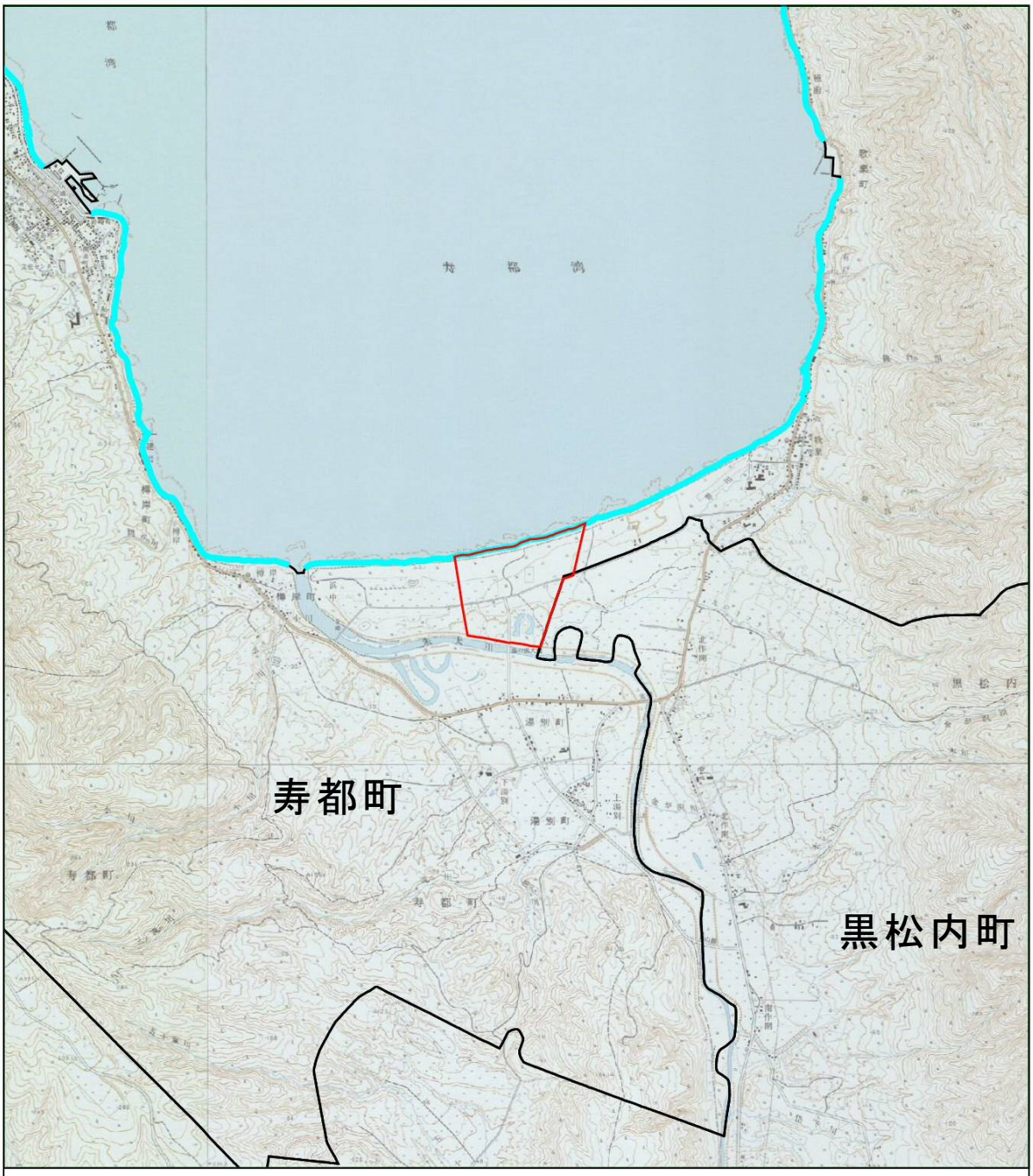

図 3.2.8-5　海岸保全区域位置図

出典等：「地域海岸毎に選定した設計津波【累積発生確率 1/150 以上の上位 3 地震 1 位・2 位・3 位】のせり上がりを考慮した計算結果」【後志総合振興局管内】（北海道作成資料）を参考に作成した。

(p)　港湾法に基づく指定地域

基本的な調査対象範囲においては、特筆すべき重要な港湾は無い。

(q)　砂防三法に基づく指定地域

①　砂防指定地

基本的な調査対象範囲においては、「砂防法」(明治30年法律第29号　最終改正：平成25年法律第76号)に基づき、図3.2.8-6に示す砂防指定地が指定されている。なお、対象事業実施区域は砂防指定地に指定されていない。

②　急傾斜地崩壊危険区域

「国土数値情報　土砂災害危険箇所」(国土数値情報サービス)によると、基本的な調査対象範囲においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号　最終改正：平成17年7月6日法律第82号)に基づき、図3.2.8-7に示す急傾斜地崩壊危険箇所が指定されている。なお、対象事業実施区域は急傾斜地崩壊危険箇所に指定されていない。

③　地すべり防止区域等

「国土数値情報　土砂災害危険箇所」(国土数値情報サービス)によると、基本的な調査対象範囲においては、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号　最終改正：平成26年法律第69号)に基づく地すべり防止区域等はない。

(r)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定等

基本的な調査対象範囲においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)(平成12年法律第57号　最終改正：平成29年国土交通省告示第752号)に基づき、図3.2.8-7に示す土砂災害危険箇所が指定されている。なお、対象事業実施区域は土砂災害危険箇所に指定されていない。

(s)　北海道自然環境保全指針に基づく自然地域

「3.2.8　(c)その他環境保全計画等」(p178)に示すとおりである。

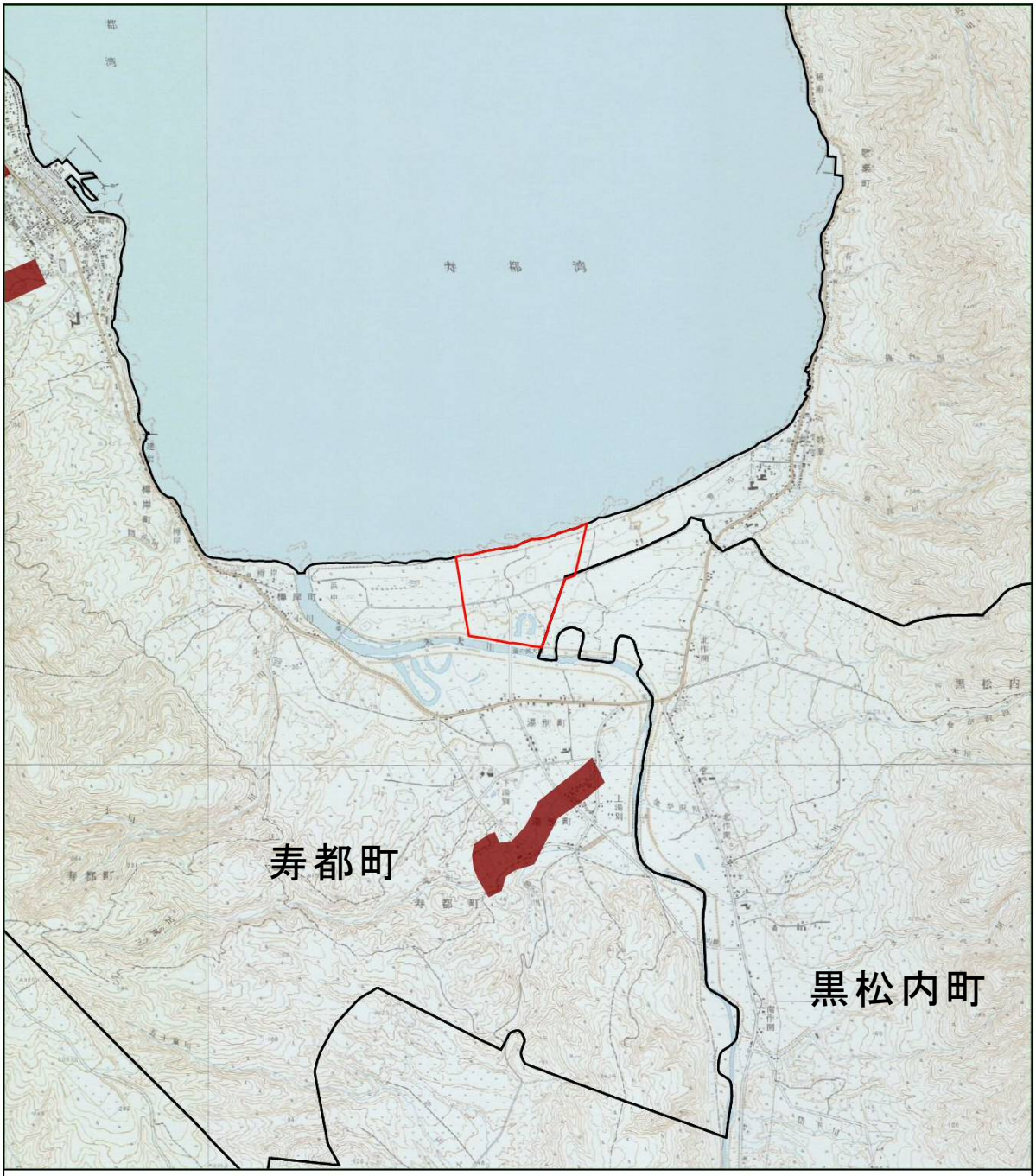

図 3.2.8-6 砂防指定地位置図

出典等：「砂防指定地一覧図」（北海道建設部建設政策局維持管理防災課）からの資料を参考に作成した。

土砂災害危険箇所凡例

- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所

対象事業実施区域

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.8-7 土砂災害危険箇所

出典等：「土砂災害危険箇所」（国土数値情報サービス）を使用して作成した。

第4章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1　環境影響評価の項目

本事業は、環境影響評価法又は北海道環境影響評価条例等の法令等の対象事業ではない。しかしながら、本事業では周辺住民及び周辺環境へ配慮し、「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック（JWPA環境アセスガイド)」（2015年　(一社)日本風力発電協会、以下「JWPA自主規程」という。）を参考に自主的に環境影響評価を実施することとした。

JWPA自主規定では、騒音、超低周波音、動物、景観、電波障害、地形・地質、シャドーフリッカー、植物、人と自然との触れ合いの活動の場の9項目の中から事業特性及び立地場所の地域特性を踏まえ、適切な項目を選定することとなっている。

表4-1に本調査における環境影響評価項目及びその選定又は非選定とした理由を示す。

表 4-1　環境影響評価の項目及びその選定又は非選定とした理由

項　　目	選定[注1)]	選定又は非選定とした理由
騒　　音	○	風車の稼働に起因する騒音について周辺住居等への影響の程度を把握するために、選定した。
超低周波音	○	環境省の検討会報告書[注2)]によれば、超低周波音による影響がみとめられた知見は得られていないものの、事業に対する住民の理解を深め、合意形成を図るために選定した。
動　　物	○	H26寿都町情報整備モデル事業報告書[注3]によれば、対象事業実施区域には、重要な動物が分布していることから、影響の程度を把握するため、選定した。
景　　観	○	風車は周辺地域から視認が可能であるため、調査項目として選定した。
電波障害	○	風車の存在に起因する電波障害によるテレビ電波への影響の程度、電波法が規定する伝搬障害防止区域への影響の程度を把握するため、選定した。
地形及び地質	―	対象事業実施区域は、重要な地形及び地質に該当しないことから、評価項目として選定しなかった。
シャドーフリッカー（風車の影）	―	住居は主として、対象事業実施区域の南部に位置しており、西部及び東部の住居については、風車設置予定位置から1100m以上離れており影響はないと考えられるため※、選定しなかった。
植　　物	○	H26寿都町情報整備モデル事業報告書[注3)]によれば、対象事業実施区域には、重要な植物が分布していることから、影響の程度を把握するため、選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場	○	対象事業実施区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場である「寿都湾浜中パークゴルフ場」が位置しており、影響の程度を把握するため、選定した。

注1）○：対象事業において選定した項目
　　―：事業特性及び地域特性を考慮した結果、非選定とした項目

注2)「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年　風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）をいう。

注3)「平成26 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業　委託業務報告書　―北海道寿都町情報整備モデル地区―」（平成27年3月　株式会社建設環境研究所）をいう。

※“Planning for Renewable Energy : A Companion Guide to PPS22”(Office of the Deputy Prime Minister, 2004)によれば、風車の影（シャドーフリッカー）は、風力発電機のローター直径の10倍の範囲内で発生するとされており、本件では、影響範囲は920mとなる。

4.2　調査、予測及び評価の手法の選定

4.2.1　調査、予測及び評価の手法

4.2.1.1　騒音

騒音に係る係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.2-1 に示す。

表4.2.2-1　騒音に係る調査、予測及び評価の手法

騒音に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)騒音レベル (2)風況	○現況騒音の状況を把握するための項目とした。
2.調査の基本的な手法 (1)騒音レベル 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年環境省）を参考に実施する。 (2)風況 対象事業実施区域内に設置した風況観測塔にて取得した風況データを使用する。	○事業特性を考慮し、平成29年に環境省より公表された風力発電施設ため騒音の測定方法を採用した。
3.調査地域 対象事業実施区域の周辺1kmの地域（図4.2.1-1参照）。 ※最寄りの住居等の配置を考慮し、設定する。	○風車騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
4.調査地点 図4.2.1-1に示す1地点とする。なお、住居付近の地点は、地権者等の関係者と調整し、最終的に地点を決定する。	○近傍住居等とした。
5.調査期間等 秋季に実施する。測定時間は有風時を含む 72 時間程度実施する。	○音環境を的確に把握できる期間とした。
6.予測の基本的な手法 地形の形状を考慮し、音の伝搬理論式により実施する。	○一般的な手法とした。
7.予測地域 調査地域と同様。	○風車騒音の影響が考えられる地域とした。
8.予測地点 調査地点と同様。	○風車騒音に係る影響を的確に予測できる地点とした。
9.予測対象時期等 風力発電機の運転が定常状態に達し稼働している時期とする。	○風車騒音に係る環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
10.評価の手法 対象事業の実施に伴う騒音の影響が回避又は、低減されているか、又はその程度について評価する。	○環境影響の回避または低減に係る評価による手法とした。

図 4.2.1-1　騒音等調査地点図

4.2.1.2 超低周波音

超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-2 に示す。

表4.2.1-2 超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法

超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)超低周波音レベル (2)風況	○現況音の状況を把握するための項目とした。
2.調査の基本的な手法 (1)超低周波音レベル 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年 環境庁)及び「低周波音問題対応の手引書」(環境省 平成16 年6 月)を参考に測定する。1～20Hz帯域において1/3オクターブバンド毎に周波数解析を行う。 (2)風況 対象事業実施区域内に設置した風況観測塔にて取得した風況データを使用する。	○事業特性や地域特性を考慮し、一般的な手法を参考とした。
3.調査地域 対象事業実施区域の周辺1kmの地域（図4.2.1-1参照）。 ※最寄りの住居等の配置を考慮し、設定した。	○超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
4.調査地点 騒音調査と同じ地点とする。	○近傍住居等とした。
5.調査期間等 秋季に実施する。測定時間は有風時を含む 72 時間程度実施する。	○音環境を的確に把握できる期間とした。
6.予測の基本的な手法 地形の形状を考慮し、音の伝搬理論式により実施した。	○一般的な手法とした。
7.予測地域 調査地域と同様。	○超低周波音の影響が考えられる地域とした。
8.予測地点 調査地点と同様。	○超低周波音に係る影響を的確に予測できる地点とした。
9.予測対象時期等 風力発電機の運転が定常状態に達し稼働している時期とする。	○超低周波音に係る環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
10.評価の手法 対象事業の実施に伴う超低周波音の影響が回避又は、低減されているか、又はその程度について評価する。	○環境影響の回避または低減に係る評価による手法とした。

4.2.1.3 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-3 に示す。

表4.2.1-3(1) 動物に係る調査、予測及び評価の手法

動物に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類・底生動物に関する動物相の状況 (2)重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	○主務省令[注)] 別表第十に従った。
2.調査の基本的な手法 (1)動物相の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集とその整理解析を行う。 なお、対象事業実施区域及びその周辺では、風力発電等の環境影響評価への活用を目的とした次の事業が実施されている。 ①「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）－北海道寿都町情報整備モデル地区－」（平成26年度、環境省、以下「情報整備モデル事業」） ②「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道寿都町）」（平成29年度～現在継続中、環境省、以下「ゾーニングモデル事業」） そのため、これらの事業で実施された表4.2.1-4に示す現地調査結果を用いて動物相の状況について整理解析することとする。 (2)重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 「(1)動物相の状況」と同様とする。	○主務省令[注)] 別表第十に従った。
3.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域とし、情報整備モデル事業において実施された調査範囲(以下、「平成26年度 情報整備モデル地区」)とする。	○主務省令[注)] 別表第十に従った。
4.調査地点 表4.2.1-4及び図4.2-1-2に示すとおり。	○主務省令[注)] 別表第十に従った。
5.調査期間等 (1)文献その他の資料調査 入手可能な最新の資料とする。 (2)現地調査 表4.2.1-4に示すとおり。	○主務省令[注)] 別表第十に従った。

注）「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（経済産業省令）

表4.2.1-3(2)　動物に係る調査、予測及び評価の手法

動物に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
6.予測の基本的な手法 (1)造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は改変エリアと分布との重ね合わせ図に基づく解析によって予測を行う。 (2)施設の稼働 希少猛禽類、渡り鳥の風力発電機への衝突について、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成26年9月改訂)等に基づき、衝突確率や年間衝突数を推定し、影響を予測する。	○一般的に広く用いられている手法とした。
7.予測地域 ・哺乳類、爬虫類・両生類：対象事実施区域及びその周辺250mの区域(図4.2.1-2(1)) ・一般鳥類：対象事実施区域及びその周辺250mの区域(図4.2.1-2(2)) ・希少猛禽類、渡り鳥：対象事業実施区域及びその周囲1.5kmの区域(図4.2.1-2(3)、図4.2.1-2(4)) ・昆虫類:対象事実施区域及びその周辺250mの区域(図4.2.1-2(5)) ・魚類、底生動物：対象事業実施区域に及びその周囲の河川域(図4.2.1-2(6))。	○哺乳類、一般鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類については、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」、希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」を参考に設定した。渡り鳥については対象事業実施区域及びその周囲の通過状況や朱太川等の水域の利用状況を考慮し、希少猛禽類と同様とした。
8.予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在 造成、地形改変及び施設の存在、環境影響が最大となる時期とする。 (2)施設の稼働 風力発電所の運転が定常状態となり、動物の生息状況が安定する時期とする。	○対象事業による環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
9.評価の手法 対象事業の実施に伴う影響が低減されているか、又は環境保全についての配慮が適正に検討されているかどうかについて評価する。	○環境影響の回避または低減に係る評価による手法とした。

注）「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(経済産業省令)

表4.2.1-4(1)　整理解析に用いる既往調査の内容(情報整備モデル事業)

調査項目	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法	図4.2.1-2(1)のとおり。 (8ルート、16地点)	・年4回(春季、夏季、秋季、冬季) ・平成26年6,7,9,10,11月、平成27年1月
一般鳥類	ラインセンサス法、定点センサス法、任意観察法	図4.2.1-2(2)のとおり。 (ラインセンサス:8ルート、定点センサス:10地点、任意調査:4ルート)	・年5回(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季) ・平成26年5,6,9月、平成27年2月
希少猛禽類(イヌワシ類)	定点観察法	図4.2.1-2(3)のとおり。 (10地点)	・繁殖期(平成26年5,6,7,8月)、非繁殖期(平成26年9,10,11月)
希少猛禽類(海ワシ類)	定点観察法	図4.2.1-2(3)のとおり。 (10地点)	・平成26年4,12,1月、平成27年2,3月
爬虫類、両生類	目撃法、捕獲法	図4.2.1-2(1)のとおり。 (8ルート、16地点)	・年3回(春季、夏季、秋季) ・平成26年6,7,9月
昆虫類	任意採集法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法	図4.2.1-2(5)のとおり。 (8ルート、20地点)	・年3回(春季、夏季、秋季) ・平成26年6,8,9月
魚類 底生動物	捕獲法	図4.2.1-2(6)のとおり。 (20地点)	・年3回(春季、夏季、秋季) ・平成26年6,8,9月

表4.2.1-4(2)　整理解析に用いる既往調査の内容(ゾーニングモデル事業)

調査項目	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
希少猛禽類	定点観察法、移動観察法	図4.2.1-2(4)のとおり。 (定点:4地点、移動定点:13地点)	・越冬期及び繁殖期(計10回) (平成29年11月～平成30年8月(毎月))
渡り鳥	定点観察法、移動観察法	図4.2.1-2(4)のとおり。 (定点:2地点、移動定点:13地点)	・秋季及び春季(計6回) (平成29年11月(2回)、平成30年4,5,9,10月)

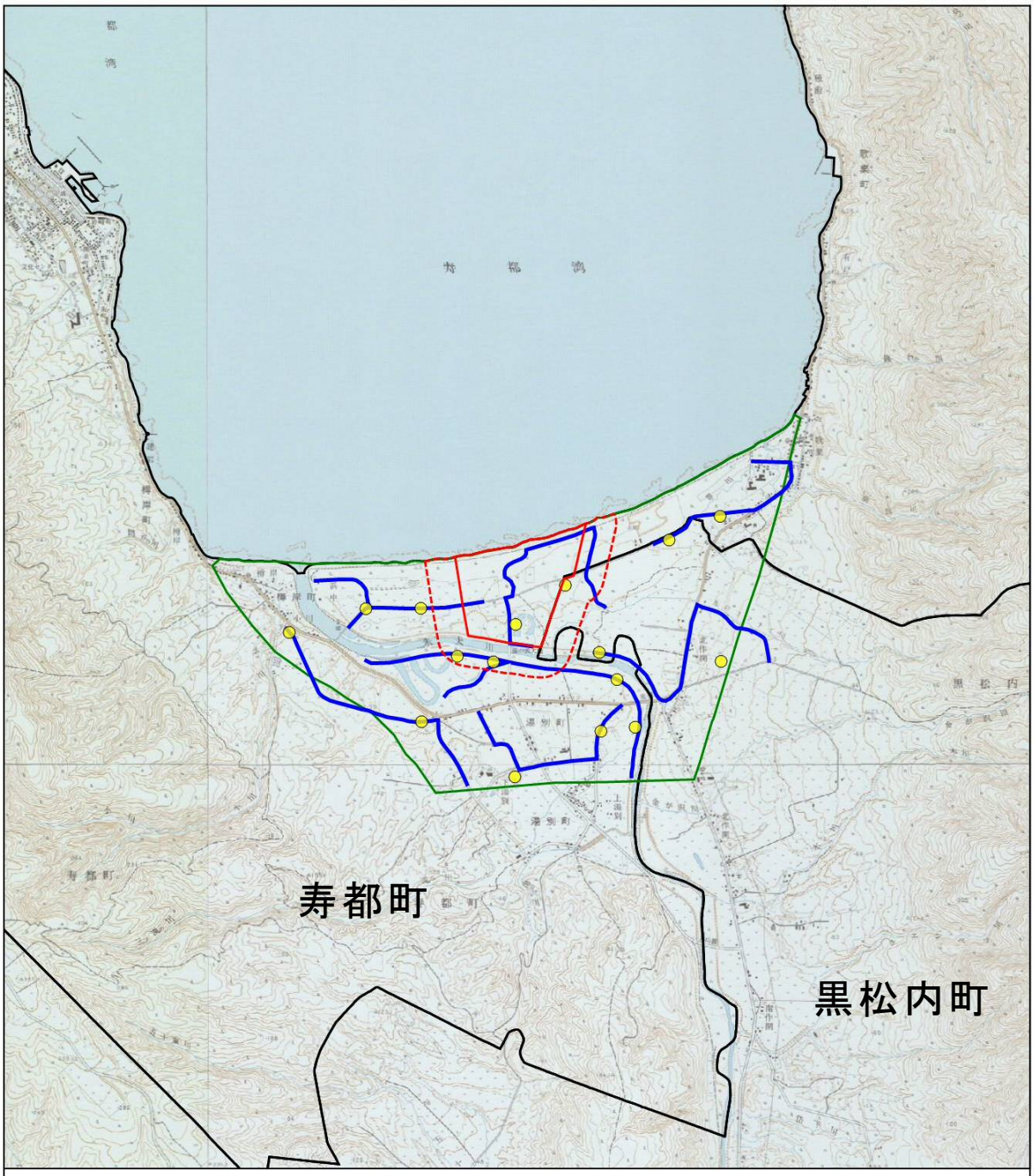

図 4.2.1-2(1)　動物相調査地点位置図
（哺乳類、爬虫類・両生類）

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

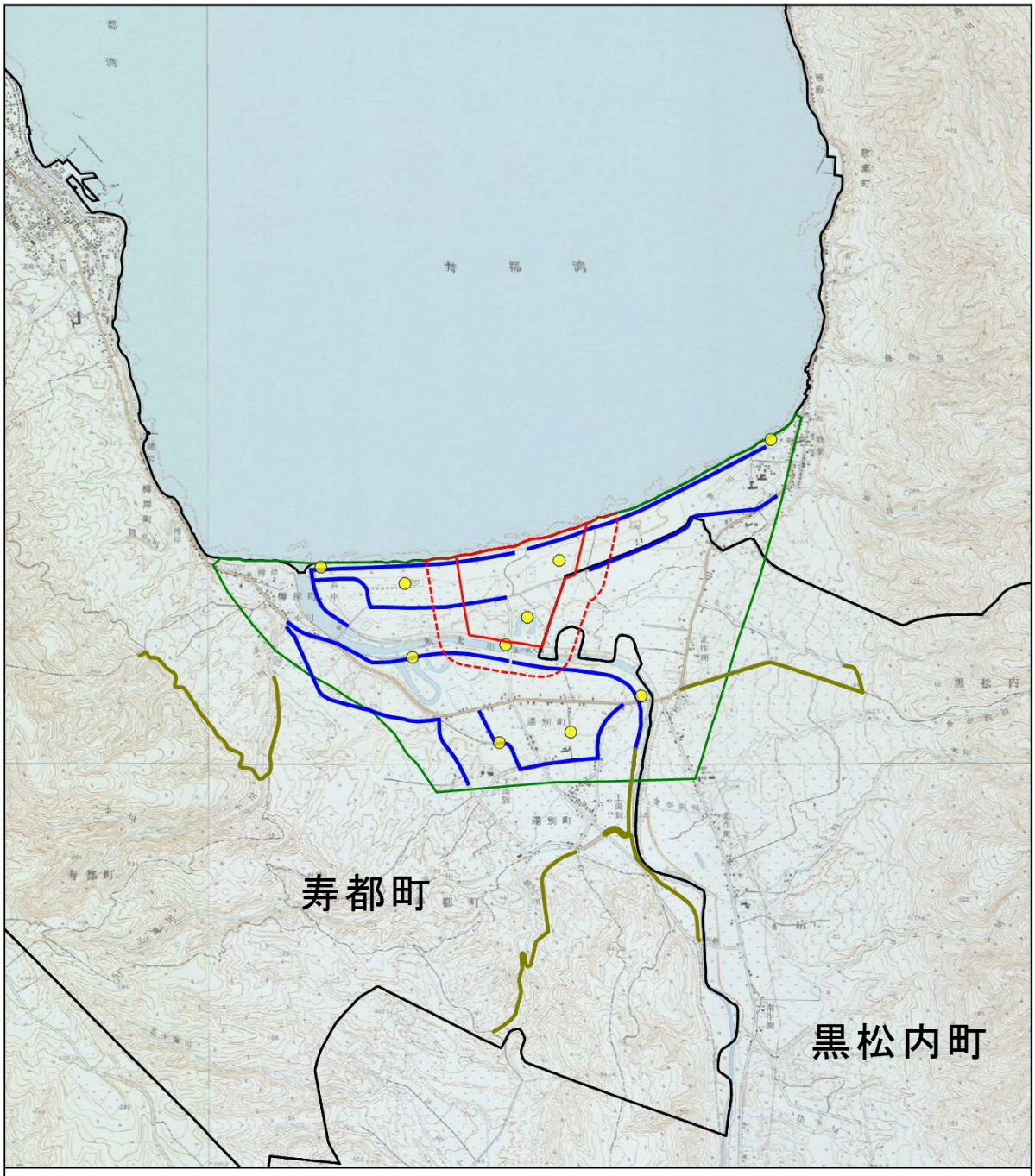

調査地点(定点センサス法)

踏査ルート(ラインセンサス法)

踏査ルート(任意調査法)

対象事業実施区域

調査地域
(平成26年度 情報整備モデル地区)

予測地域
(対象事業実施区域から250m)

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 4.2.1-2(2)　動物相調査地点位置図
（一般鳥類）

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

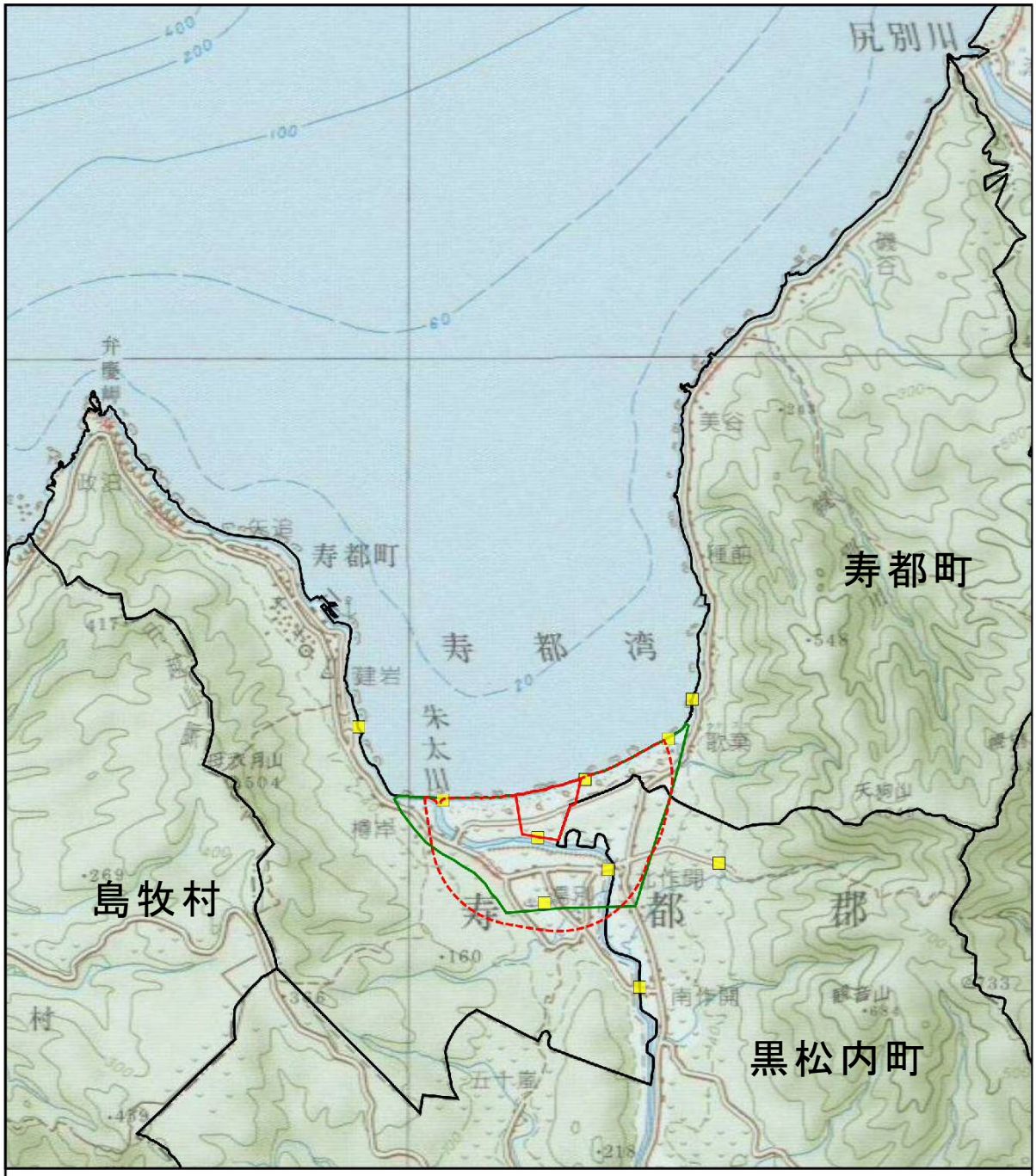

図 4.2.1-2(3) 動物相調査地点位置図
（希少猛禽類、渡り鳥）

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

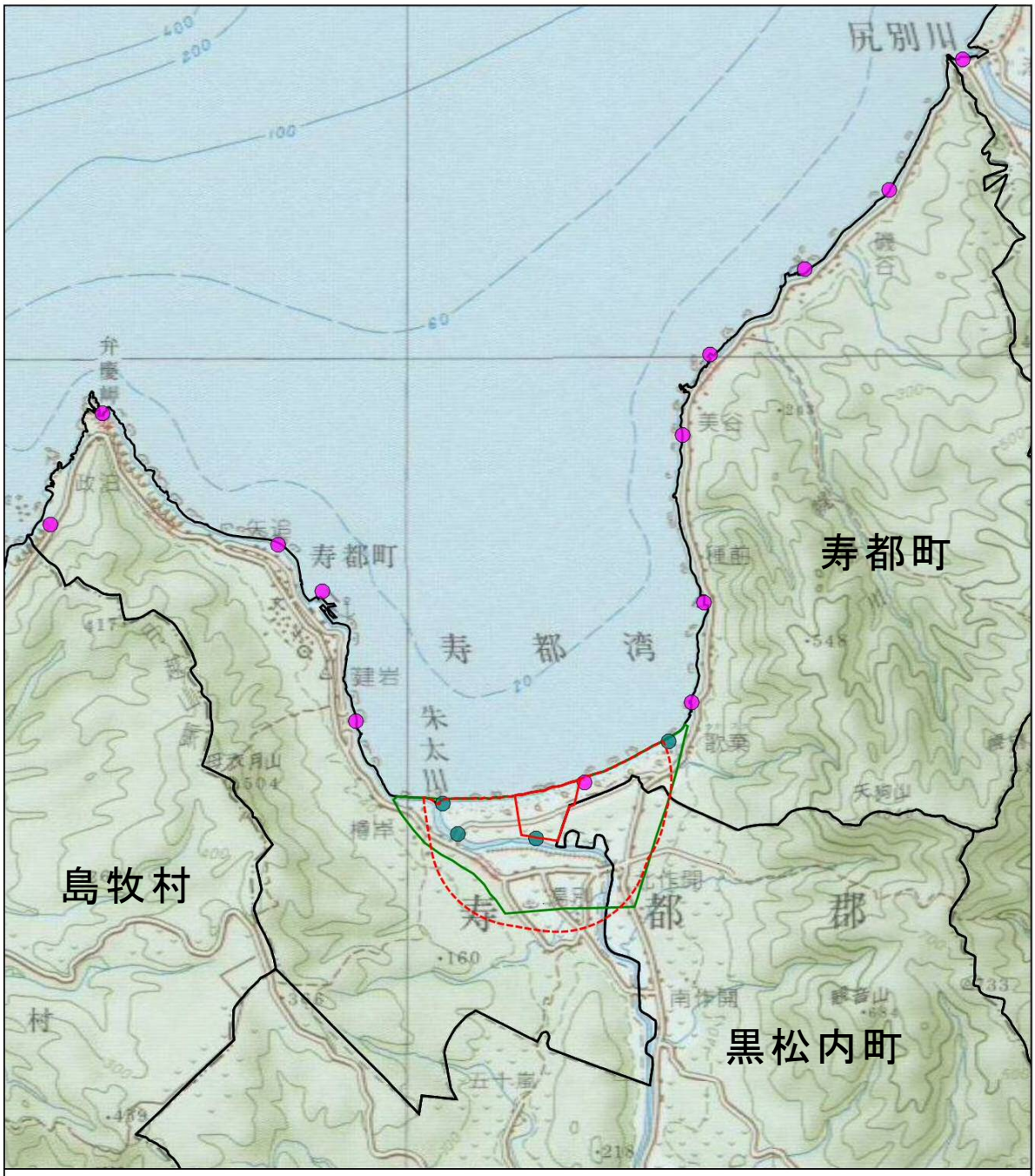

ゾーニングモデル事業における調査地点

- 調査地点（移動観察法）
- 調査地点（定点観察法）

- 対象事業実施区域
- 調査地域（平成26年度 情報整備モデル地区）
- 予測地域（対象事業実施区域から1500m）
- 市町村界

N
S

2000 0 1000 2000 4000 6000m
1:100000

図 4.2.1-2(4)　動物相調査地点位置図（希少猛禽類、渡り鳥）

出典等：「ゾーニングモデル事業」で実施している調査地点情報を使用して作成した

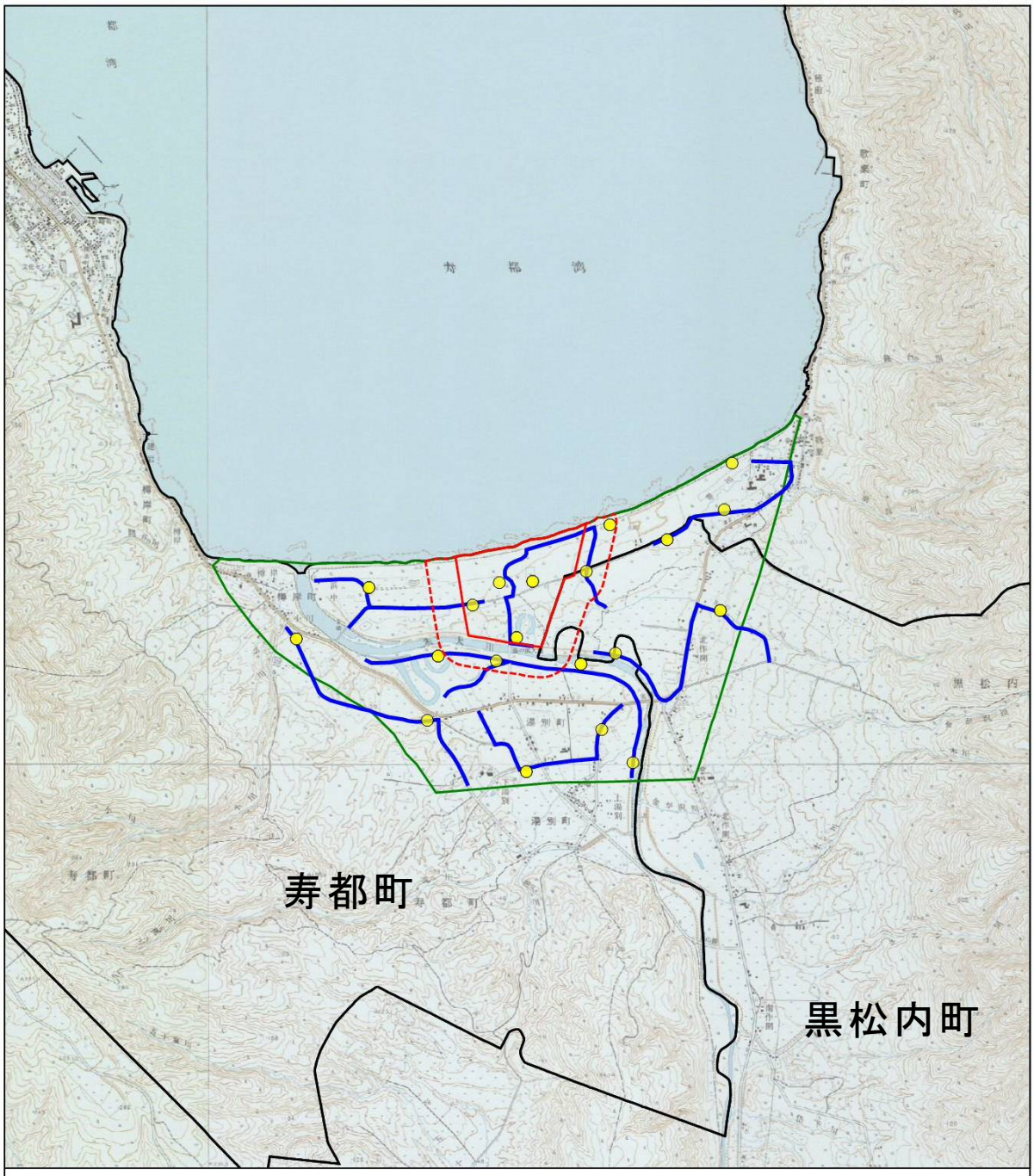

図 4.2.1-2(5)　動物相調査地点位置図
（昆虫類）

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

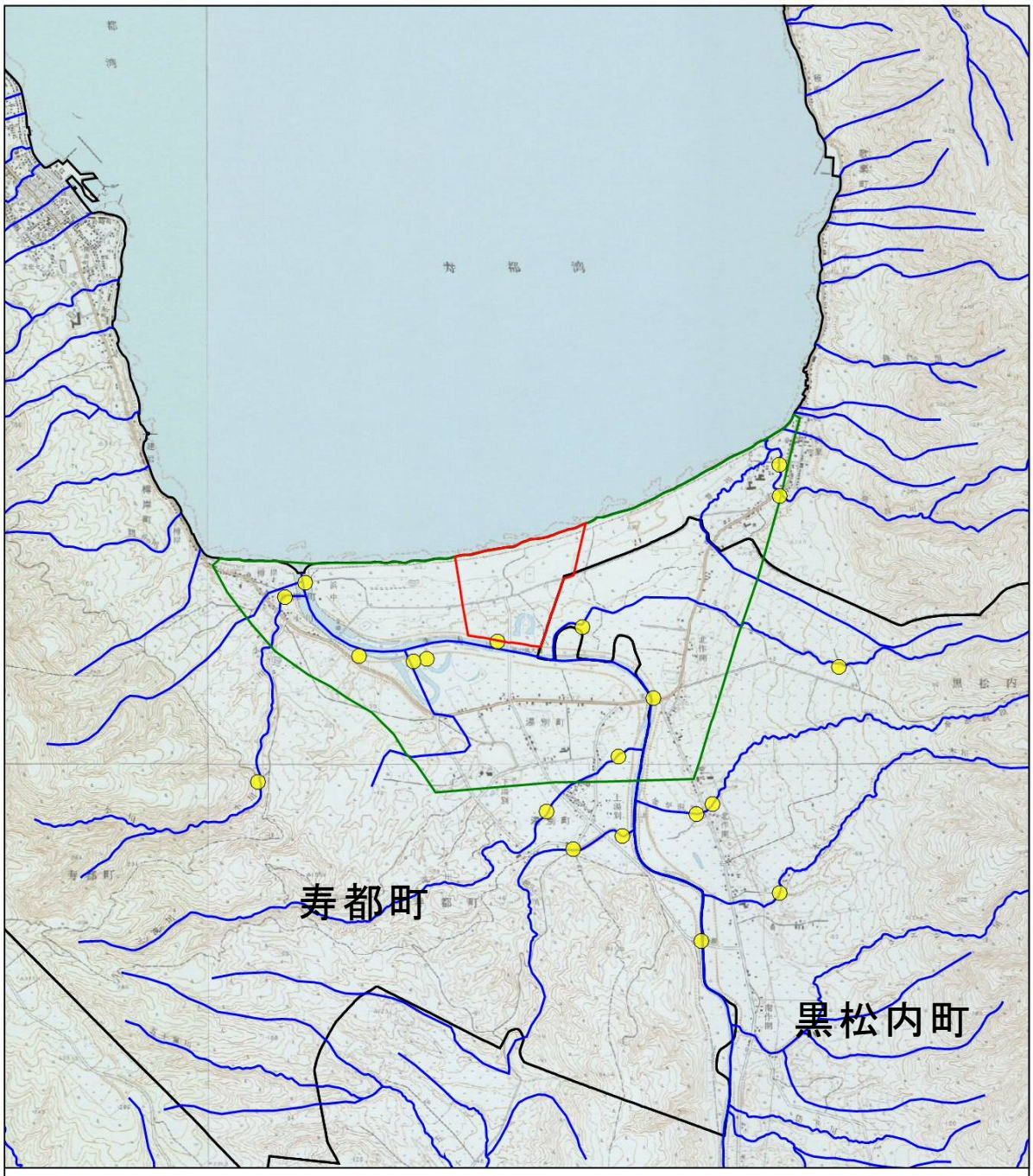

調査地点(捕獲調査)

河川

対象事業実施区域

調査地域
(平成26年度 情報整備モデル地区)

市町村界

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 4.2.1-2(6)　動物相調査地点位置図
（魚類、底生動物）

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

4.2.1.4 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-5 に示す。

表4.2.1-5 景観に係る調査、予測及び評価の手法

景観に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)主要な眺望点 (2)景観資源の状況 (3)主要な眺望景観の状況	○主務省令[注)]別表第十に従った。
2.調査の基本的な手法 (1)主要な眺望点 文献その他の資料により情報収集し、整理する。 (2)景観資源の状況 文献その他の資料により情報収集し、整理する。 (3)主要な眺望景観の状況 現地にて写真撮影を実施する。	○主務省令[注)]別表第十を参考にした。
3.調査地域 (1)景観資源の状況 対象事業実施区域。 (2)主要な眺望点及び眺望景観 対象事業実施区域及びその周辺10km。	○景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
4.調査地点 主要な眺望景観については、文献により抽出した主要な眺望点候補地点及び「風太風力第2発電所建設事業に係わる環境影響調査」(平成22年9月、寿都町)にて実施された景観調査地点とした。 調査地点図を図4.2.1-3に示す。	○景観に係る環境影響を適切に把握できる地点とした。
5.調査期間等 主要な眺望景観に係る写真撮影は、落葉期に1回実施する。	○現況を把握でき、かつ景観に係る環境影響を適切に把握できる時期とした。
6.予測の基本的な手法 (1)景観資源 第3章に示すとおり、対象事業実施区域が主要な眺望点及び景観資源に該当しないため、予測は行わない。 (2)主要な眺望点及び眺望景観 フォトモンタージュ法により行う。	○主務省令[注)]別表第十を参考にした。
7.予測地域 調査地域と同様。	○造成等及び風車の存在により景観への影響が考えられる地域とした。
8.予測地点 調査地点の中で、風車が視認可能な地点。	○景観に係る環境影響を適切に把握できる地点とした。
9.予測対象時期等 風力発電機供用後とする。	○対象事業による環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
10.評価の手法 対象事業の実施に伴う影響が低減されているか、又は環境保全についての配慮が適正に検討されているかどうかについて評価する。	○環境影響の回避または低減に係る評価による手法とした。

注)「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(経済産業省令)

● 景観調査地点

1. 寿都神社
2. 月越高原
3. 弁慶岬
4. 歌島高原
5. 建岩バス停付近
6. 道道9号と国道229号との交差点
7. 鰊御殿バス停付近

対象事業実施区域

対象事業実施区域から10km

市町村界

1:125000

2000 0 1000 2000 4000 6000m

図 4.2.1-3　景観調査地点図

4.2.1.5 電波障害

電波障害に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-6 に示す。

表4.2.1-6 電波障害に係る調査、予測及び評価の手法

電波障害に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)テレビ電波の受発信状況 (2)電波法に規定する伝搬障害防止区域 (3)その他の電波送受信施設の状況	○現況のテレビ電波の状況と法令で指定されている電波回線の状況を把握するための項目とした。
2.調査の基本的な手法 (1)テレビ電波の受発信状況 関係機関などへの聞き取りを行い、テレビ電波の送信方向を確認する。 (2)電波法に規定する伝搬障害防止区域 総務省(総合通信局)等で伝搬障害防止区域図を確認する。 (3)その他の電波送受信施設の状況 風車設置予定位置周辺に存在するその他の電波送受信施設の状況を確認する。	○事業特性や地域特性を考慮し、一般的な手法とした。
3.調査地域 (1)テレビ電波の受発信状況 対象事業実施区域の周辺1km程度を基本とするが、有資格者（第１級有線テレビジョン放送技術者）等と協議の上、最終的に決定する。 (2)電波法に規定する伝搬障害防止区域 対象事業実施区域。 (3)その他の電波送受信施設の状況 対象事業実施区域及びその周辺地域。	○類似事例を参考に設定した。
4.調査地点 有資格者等と協議し、最終的な地点を決定する。	○近傍住居等とした。
5.調査期間等 随時実施する。	○類似事例を参考に設定した。
6.予測の基本的な手法 現地調査及び関係機関へ聞き取り結果に基づき予測する。	○一般的な手法とした。
7.予測地域 調査地域と同様。	○電波障害に係る環境影響が考えられる地域とした。
8.予測地点 調査地点と同様。	○電波障害に係る環境影響を的確に予測できる地点とした。
9.予測対象時期等 風力発電機稼働後とする。	○電波障害に係る環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
10.評価の手法 現地調査及び聞き取り調査の結果及び事業特性を考慮し、対象事業の実施に伴う影響が回避又は低減されているかについて評価する。	○環境影響の回避又は低減に係る評価による手法とした。

4.2.1.6　植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-7 に示す。

表4.2.1-7(1)　植物に係る調査、予測及び評価の手法

植物に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 （1）種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 （2）重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況	○主務省令[注)]別表第十に従った。
2.調査の基本的な手法 (1)植物相及び植生の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集とその整理解析を行う。 なお、対象事業実施区域及びその周辺では、風力発電等の環境影響評価への活用を目的とした次の事業が実施されている。 ・「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）－北海道寿都町情報整備モデル地区－」（平成26年度、環境省、以下「情報整備モデル事業」） そのため、上記の事業で実施された表4.2.1-8に示す現地調査結果を用いて植物相及び植生の状況について整理解析することとする。 (2)重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況 「(1)植物相及び植生の状況」と同様とする。	○主務省令[注)]別表第十に従った。
3.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域とし、情報整備モデル事業において実施された調査範囲(以下、「平成26年度 情報整備モデル地区」)とする。	○主務省令[注)]別表第十に従った。
4.調査地点 表4.2.1-8及び図4.2-1-4に示すとおり。	○主務省令[注)]別表第十に従った。
5.調査期間等 (1)文献その他の資料調査 入手可能な最新の資料とする。 (2)現地調査 表4.2.1-8に示すとおり。	○主務省令[注)]別表第十に従った。

注）「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（経済産業省令）

表4.2.1-7(2)　植物に係る調査、予測及び評価の手法

植物に係る調査、予測及び評価の手法	選定理由
6.予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は改変エリアと分布との重ね合わせ図に基づく解析によって予測を行う。	○一般的に広く用いられている手法とした。
7.予測地域 下記の範囲を基本とした。 a.植物相：対象事業実施区域及びその周囲100mの区域(図4.2.1-4) b.植生：対象事業実施区域及びその周囲250mの区域(図4.2.1-4)	○植物相及び植生については、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」を参考に設定した。
8.予測対象時期等 風力発電所の運転が定常状態となり、植物の生育状況が安定する時期とする。	○対象事業による環境影響が最大となるものと考えられる時期を設定した。
9.評価の手法 対象事業の実施に伴う影響が低減されているか、又は環境保全についての配慮が適正に検討されているかどうかについて評価する。	○環境影響の回避または低減に係る評価による手法とした。

注）「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(経済産業省令)

表4.2.1-8　整理解析に用いる既往調査の内容(情報整備モデル事業)

調査項目	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
植物相	目視確認	平成26年度 情報整備モデル地区	・年4回(早春季、春季、夏季、秋季) ・平成26年5,6,7,9月
植生	植生分布調査、コドラート調査	図4.2.1-4のとおり。 (11地点)	・秋季(平成26年8月)

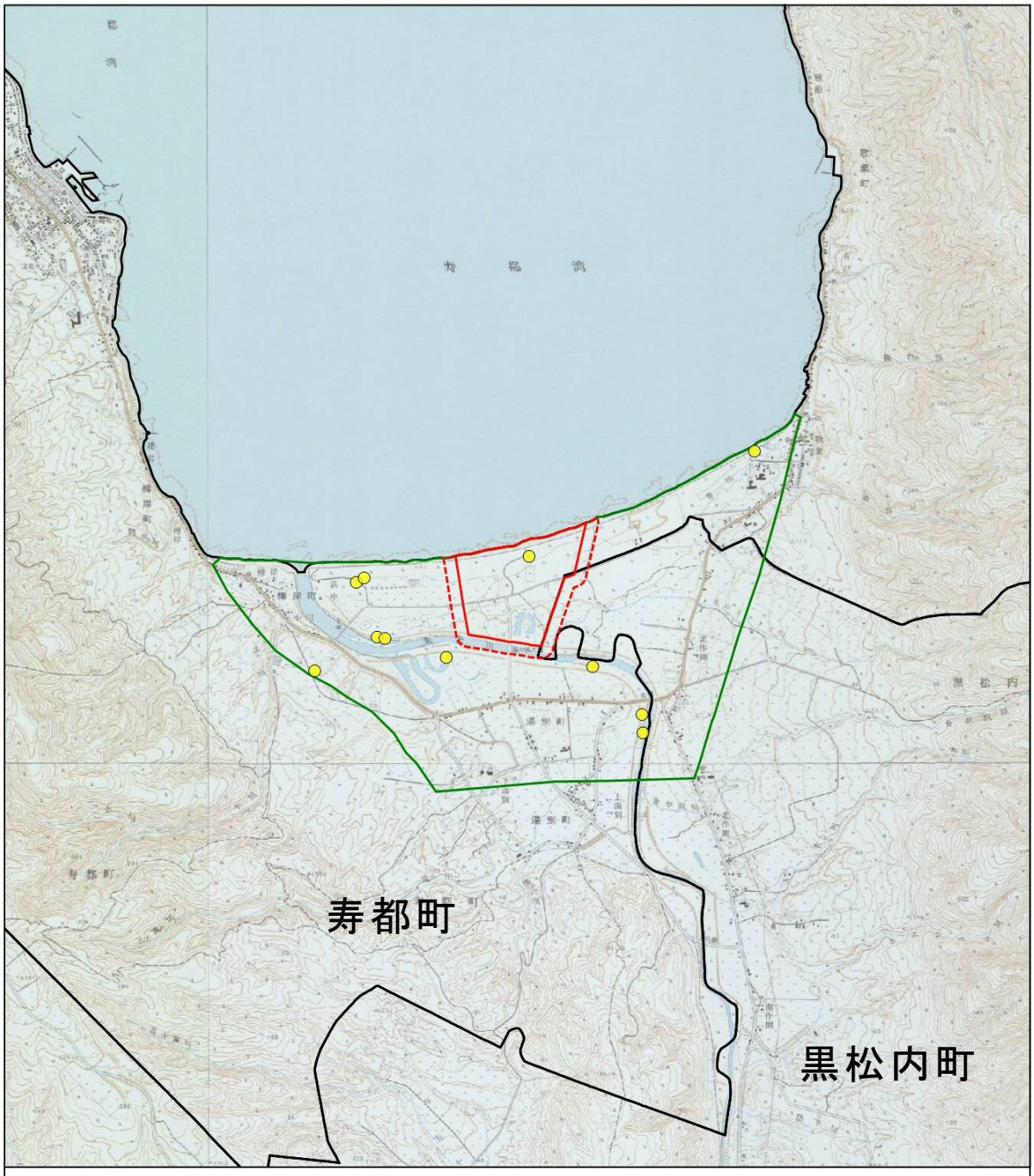

調査地点(コドラート調査)

対象事業実施区域

調査地域
(平成26年度 情報整備モデル地区)

予測地域
(対象事業実施区域から100m)

市町村界

N
S

1:50000

1000 0 1000 2000 3000m

図 4.2.1-4　植物調査地点位置図

出典等：「情報整備モデル事業」成果報告書を使用して作成した

4.2.1.7　人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法とその選定理由を表 4.2.1-9 に示す。

表4.2.1-9(1)　人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法

人と自然との触れ合いの活動の場に係る 調査、予測及び評価の手法	選定理由
1.調査すべき情報 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	○主務省令[注)]別表第十を参考にした。
2.調査の基本的な手法 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料により情報収集し、整理する。 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ①利用の状況 アクセスルート及び利用目的等について、管理担当者へのヒアリング等により情報収集し、整理する。 ②利用環境の状況 文献その他の資料、管理担当者へのヒアリング等により情報収集し、整理する。	○主務省令[注)]別表第十を参考にした。
3.調査地域 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の状況 対象事業実施区域及びその周囲とする。 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 対象事業実施区域及びその周辺とする。 調査地点を図4.2.1-5に示す。	○人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
4.調査地点 寿都湾浜中パークゴルフ場とする。	○工事用資材等の搬出入及び施設の稼働により環境影響を受けるおそれがある施設とした。
5.調査期間等 適宜実施する。	○現況を把握でき、かつ人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を適切に把握できる時期とした。
6.予測の基本的な手法 事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場の利用環境へ与える程度を把握し、環境保全の措置等を考慮し、予測する。	○主務省令[注)]別表第十を参考にした。
7.予測地域 調査地域と同様。	○工事用資材等の搬出入及び施設の稼働により環境影響を受けるおそれがある地域とした。

注）「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（経済産業省令）

表4.2.1-9(2)　人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法

人と自然との触れ合いの活動の場に係る 調査、予測及び評価の手法	選定理由
8.予測地点 調査地点と同様。	○風車騒音に係る影響を的確に予測できる地点とした。
9.予測対象時期等 工事関係車両の通行が最大となる時期及び供用時とする。	○対象事業による環境影響が最大となるものと考えられる時期とした。
10.評価の手法 対象事業の実施に伴う影響が回避又は低減されているか、又は環境保全についての配慮が適正に検討されているかについて評価する。	○回避又は低減に係る評価による手法とした。

図 4.2.1-5　人と自然との触れ合いの活動の場調査地点図

第５章　環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

委託者の名称　　：株式会社　東洋設計

代表者の氏名　　：代表取締役　延命正太郎

主たる事務所の所在地　：石川県金沢市諸江町中丁212-1

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図及び 2 万 5 千分 1 地形図を複製したものである。（承認番号　平 30 情複、第 699 号）